

**茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備に係る
生活環境影響調査書**

令和 3 年 2 月

茅ヶ崎市

目 次

1. 施設の設置に関する計画等	1
1.1. 施設の設置者の氏名及び住所	1
1.2. 施設の概要	1
1.3. 施設の設置場所	1
1.4. 設置する施設の種類	1
1.5. 施設において処理する廃棄物の種類	1
1.6. 施設の処理能力	4
1.7. 施設の処理方式	5
1.8. 施設の構造及び設備	7
1.9. 搬出入車両計画	8
1.10. 環境保全計画	10
2. 地域概況の検討	11
2.1. 自然的状況	11
2.2. 社会的状況	34
2.3. 公害防止法令	43
3. 生活環境影響調査項目の選定	53
3.1. 調査項目の選定	53
3.2. 選定した項目及びその理由	54
3.3. 選定しなかった項目及びその理由	55
4. 生活環境影響調査の結果	56
4.1. 現地調査の概要	56
4.2. 大気質	57
4.3. 騒音	67
4.4. 振動	82
4.5. 悪臭	95
5. 総合的な評価	100
5.1. 施設の稼働に伴う影響	100
5.2. 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響	102

1. 施設の設置に関する計画等

1.1. 施設の設置者の氏名及び住所

施設の設置者の氏名：茅ヶ崎市長 佐藤光

施設の設置者の住所：神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

1.2. 施設の概要

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設は、昭和52年度に稼働開始後、約40年が経過しており、定期的な保守点検と補修を行うことで適正な施設の維持管理に努めてきたが、機械設備は耐用年数を大きく経過し、長期稼働に伴う老朽化が進行している。

また、稼働開始後の各種リサイクル法の施行に伴い家電リサイクル法指定品目、小型家電等が処理対象外となったこと等により、施設建設時と比較して処理対象物の量並びに組成が大きく変化している。こうした状況も踏まえ、今後も適正な処理を行っていくためには、新たな施設の整備が必要な時期にきていることから、新たに粗大ごみ処理施設（以降、本施設）を設置する。

1.3. 施設の設置場所

施設の設置場所：茅ヶ崎市萩園836番地（図1.3.1参照）

なお、図1.3.2の平面図に示すとおり、計画施設は茅ヶ崎市環境事業センター内の旧焼却施設を解体撤去後の跡地を利用する。

1.4. 設置する施設の種類

設置する施設の種類：粗大ごみ処理施設（破碎・選別施設）

1.5. 施設において処理する廃棄物の種類

本施設では、茅ヶ崎市及び寒川町を対象とした、不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物を処理する。表1.5.1に処理対象品目を示す。



凡例

○ 事業計画地

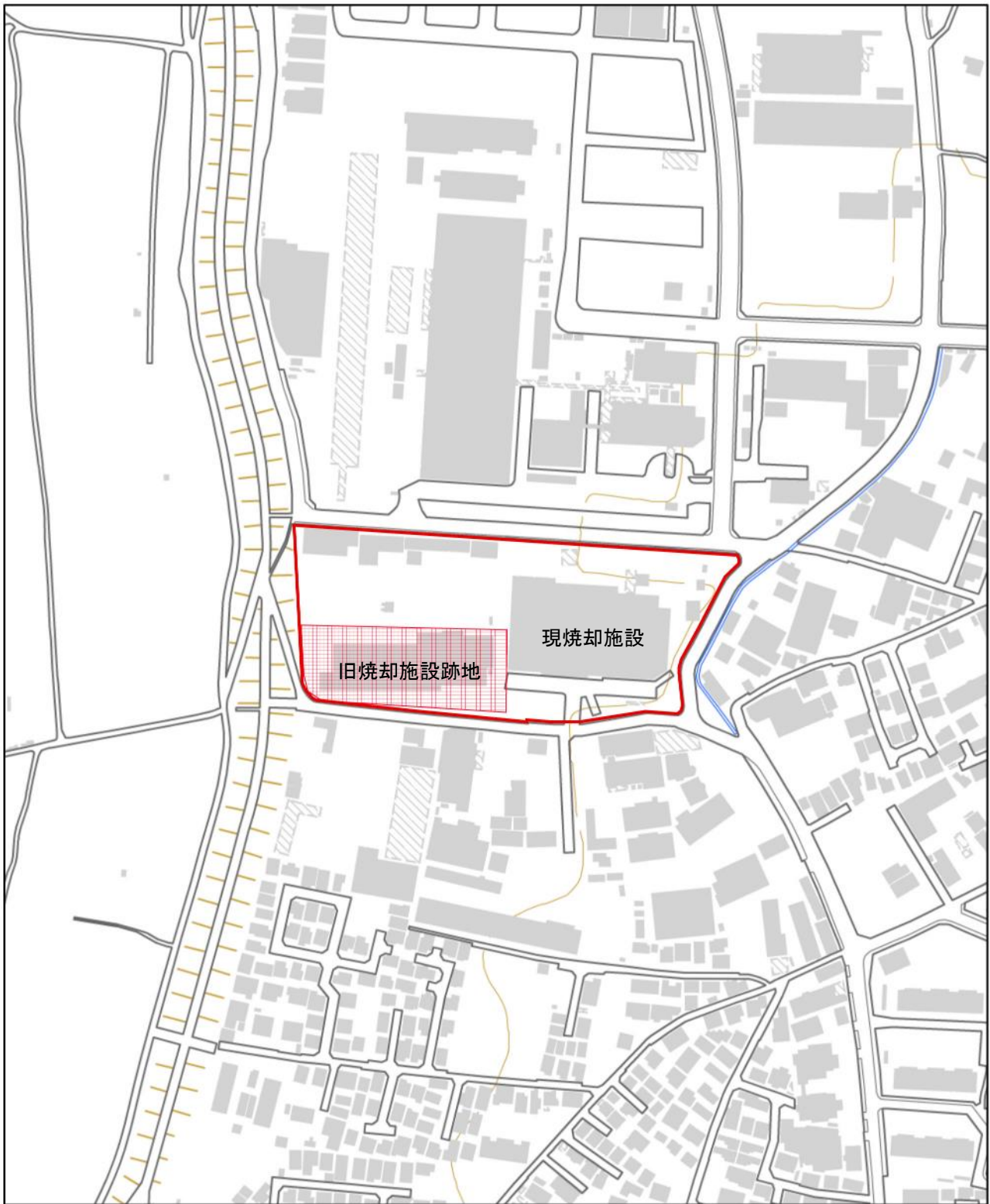
1:25,000





0 0.25 0.5 1 km

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 1.3.1 位置図



凡例

-  敷地境界
-  建設予定地

1:3,000



0 25 50 100
m

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 1.3.2 平面図

表 1.5.1 処理対象品目

ごみの種類	茅ヶ崎市における種別	寒川町における種別	
不燃ごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ	
	枝木・幹（長さ 50cm 以下で直径 10cm 超～20cm 以下）	アイロン・板ガラス・オイルヒーター・折りたたみ式椅子・懐中電灯・鏡・加湿器・カミソリ・カメラ・ガラスコップ・ガラス製器・コーヒーマーカー・座いす・皿・照明器具・水槽・炊飯器・扇風機・掃除機・チャイルドシート・茶碗・釣り竿・電球・電子レンジ・時計・ドライヤー・バインダー・バケツ・ハンガー・ビデオデッキ・ビンのふた（プラマークのないもの）・ファンヒーター・プラスチック製の衣装ケース・プラスチック製のおもちゃ・プランター・風呂のふた・文具（ボールペン、ホチキス等）・ヘアブラシ・ヘッドホンステレオ・ヘルスマーター・ヘルメット・ペンキ缶・ポータブルミシン・包丁・ポット・ポリ容器・水まくら・ラジカセ・ワープロなど	
	金属類（指定 10 品目を除く）		
	陶磁器類、ガラスくず、皮革製品、プラスチック製品		
	小型家電製品（指定 17 品目を除く、長さ 50cm 以下）		家電製品（80cm×50cm×50cm 以内でかつ 20 kg までのもの）
	乾電池		乾電池
蛍光灯	蛍光灯（種別は資源物だが搬入対象）		
	水銀式体温計	水銀式体温計（種別は資源物だが搬入対象）	
大型ごみ	大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ	大型ごみ・特別大型ごみ	
	大型ごみ（1 辺の長さ 50cm 超～2m 以下）	大型ごみ（集積所に出せる基準を超えたもの～2m 未満で特別大型ごみ以外）	
	特定大型ごみ（1 辺の長さ 1m 超～2m 以下）ソファ、ドレッサー、本棚、食器棚、ベッド、脚付マットレス、テーブル、タンス、チェスト、机 特定粗大ごみ（収集・運搬時に危険性があるもの） ガス調理機器、灯油ガス暖房機器、消火器等	特別大型ごみ（1m 超～2m 未満） タンス、ベッド、ソファ、食器棚、机、サイドボード、書棚、テーブル、ドレッサー（鏡台）、チェスト	
不法投棄物			

1.6. 施設の処理能力

施設の処理能力：27t/日

施設の稼働日数：週 5 日、年間 260 日

施設の稼働時間：5 時間/日

1.7. 施設の処理方式

本施設では、図 1.7.1 に示す前処理フローのとおり、搬入時に有価物や処理困難物等を抜き取る。その後、図 1.7.2 に示すごみ処理フローのとおり、不燃ごみ及び大型ごみを低速回転破砕機及び高速回転破砕機により破砕し、破砕後に磁選機により鉄を回収、その後、アルミ選別機によりアルミを回収し、残りは残渣として排出する。残渣は、隣接するごみ焼却施設に搬送して焼却処理を行う。

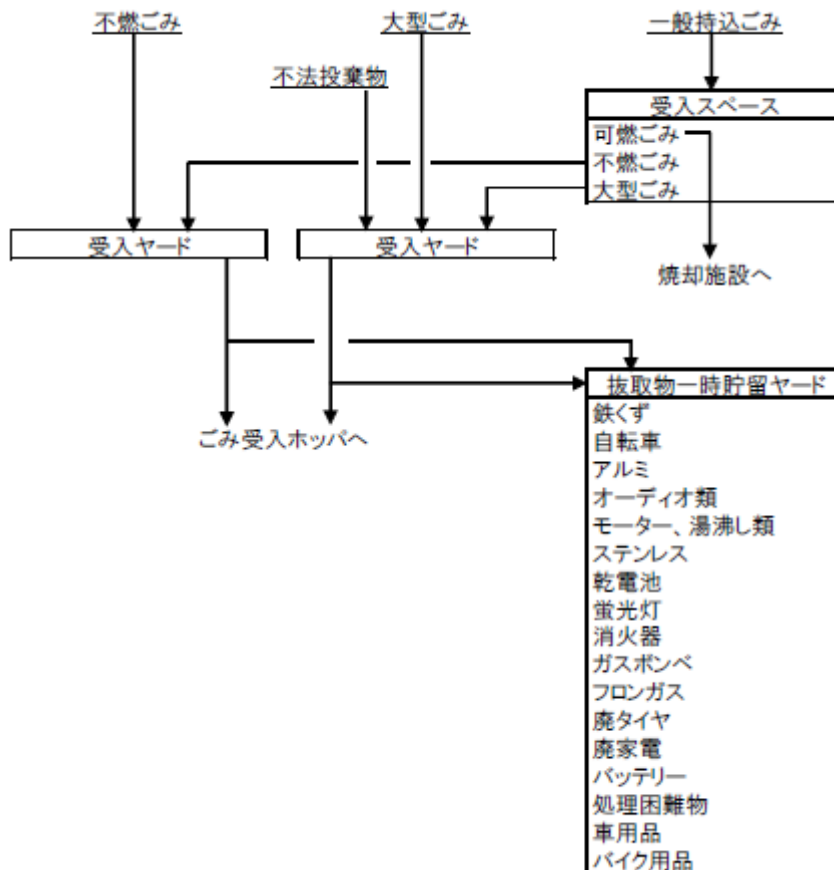


図 1.7.1 前処理フロー

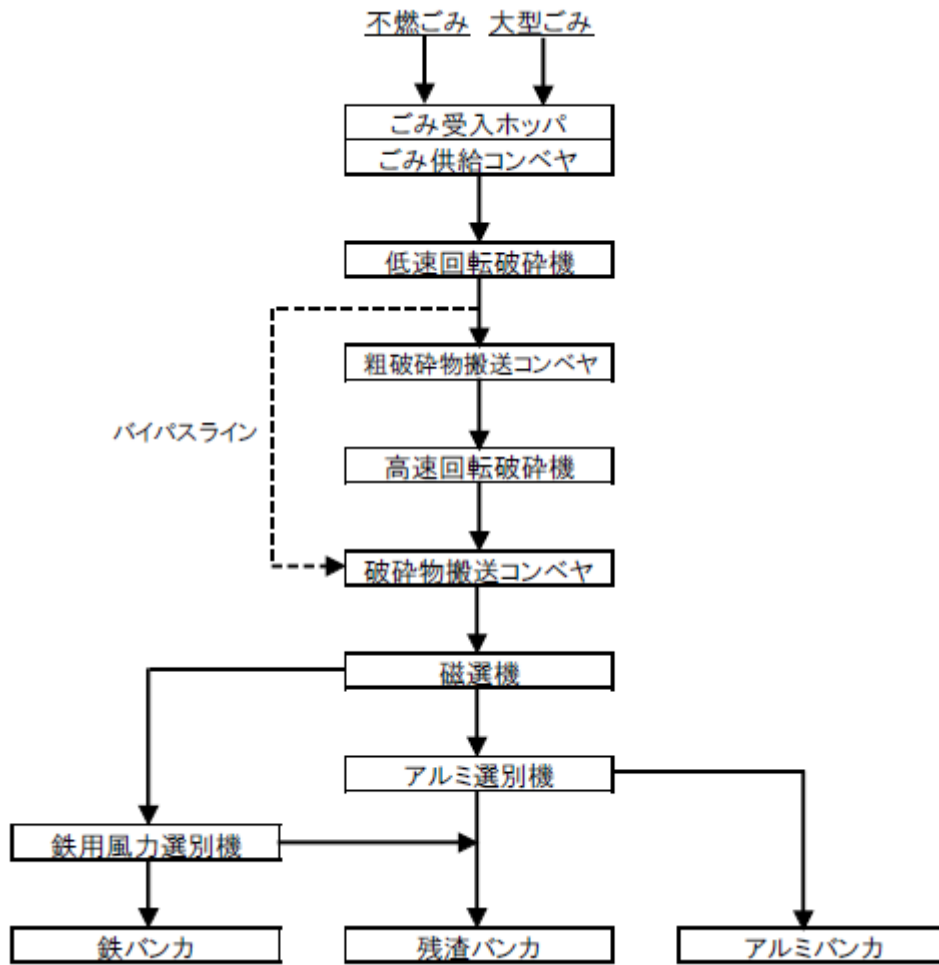


図 1.7.2 ごみ処理フロー

1.8. 施設の構造及び設備

本施設には表 1.8.1 に示す設備を配置する。なお、本施設の構造は今後設定する。

表 1.8.1 施設の設備

設備	設備の種類
受入・供給設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ計量機 1 基 ・受入ごみ貯留ヤード ・受入ホッパ及び受入コンベヤ 1 基
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> ・低速回転破碎機（二軸式） 1 基 ・高速回転破碎機 1 基
搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・コンベヤ、シュート等
選別設備	<ul style="list-style-type: none"> ・磁力選別機（吊下げ式又はドラム式） 1 基 ・アルミ選別機（永久磁石回転式） 1 基
再生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎設備により今後設定する。
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮成型しない場合：鉄、アルミバンカ 各 1 基 ・圧縮成型する場合：圧縮成型物貯留ヤード 資源物の種類ごとに 1 基
破碎残渣搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎残渣バンカ（鋼板製） 1 基
集じん・脱臭設備	<ul style="list-style-type: none"> ・集じん装置（サイクロン及びろ過式集じん器） 各 1 基 ・脱臭装置（活性炭吸着方式） 1 基 ・集じん・脱臭用送風機（ターボ形） 1 基
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント用受水槽 ・雨水貯留槽
排水処理設備	茅ヶ崎市下水道条例に基づく除害施設設置基準を遵守するために必要な処理設備
その他	電気設備、計装設備

注：「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）を参考とし、設定した。

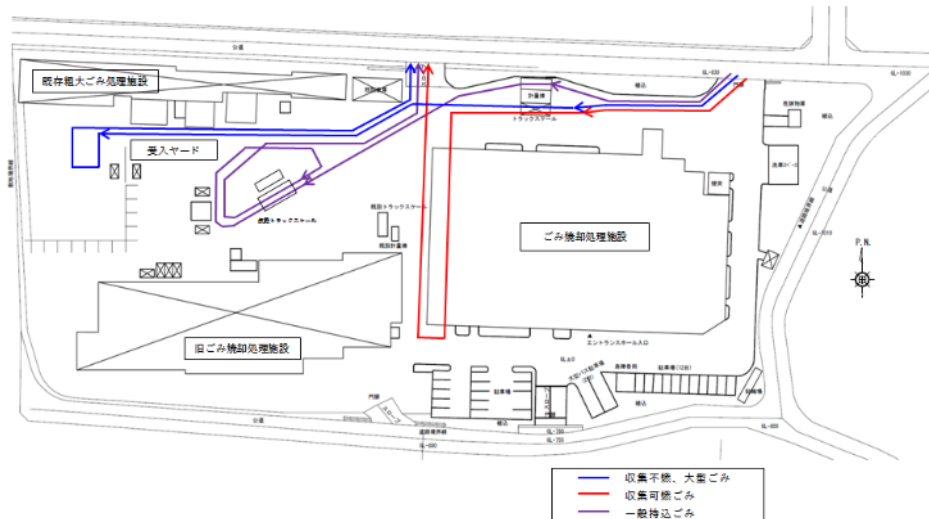
1.9. 搬出入車両計画

図 1.9.1 に現行動線図、図 1.9.2 に搬出入車両の一般入路を示す。「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）によると、本施設場内の動線は現行から変わるが、車両入口及び出口位置は現行と同じとなる。

搬出入車両の搬出入時間は 9 : 00～11 : 45 及び 13 : 00～16 : 30 となる。

搬出入車両の台数は現行から変わらない計画である。

なお、令和元年度における粗大ごみ処理施設への搬入車両台数（定期回収）は、平均 167 台/日であった。



出典：「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）

図 1.9.1 現行動線図

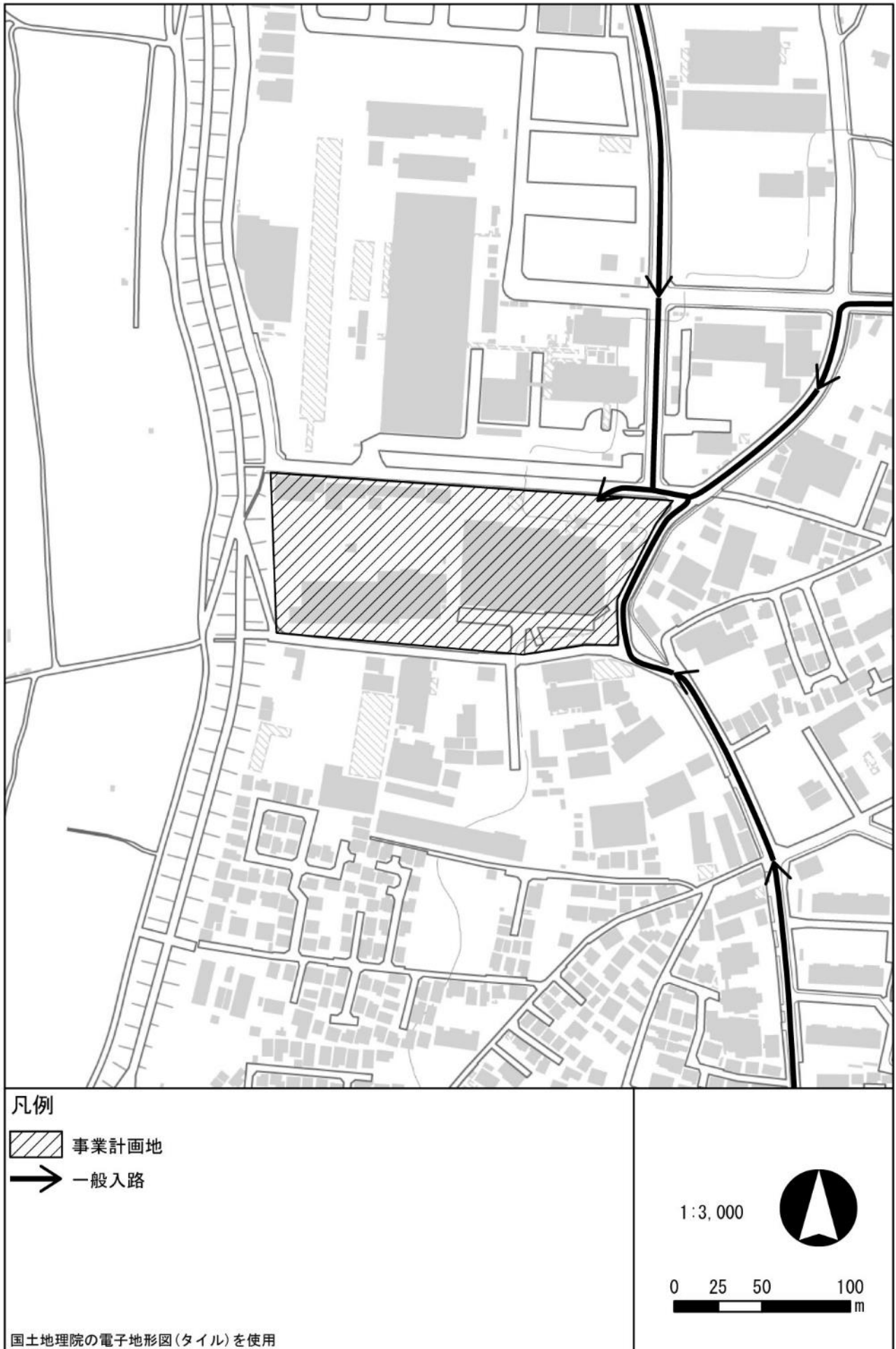


図 1.9.2 一般入路

1.10.環境保全計画

本施設では表 1.10.1 に示す環境保全計画を実施する。

表 1.10.1 環境保全計画

項目		内容
大気質	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じんが発生しにくい機器を選定する。 ・散水等により粉じんの発生を防ぐ。 ・設備を建屋内に設置し、局所排気装置により発生した粉じんを吸引し、集じん装置で捕集する。 ・集じん器の設置により排気中の粉じん濃度は0.01g/m³N以下とする。 ・作業環境は作業環境基準（日本産業衛生学会の勧告値）である2mg/m³N以下を維持する。
騒音	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の少ない機器を選定するとともに、建屋内に設置し、外部に漏洩しないよう配置する。 ・吸音材により騒音の周囲への拡散を防止する。 ・騒音の大きい機器は遮音性の高い部屋に格納等を行うことにより、騒音の工場棟外への拡散を防ぐ。
振動	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の少ない機器を選定する。 ・防振装置（スプリングや緩衝ゴム等）により振動の周囲への拡散を防止する。 ・振動の大きい機器は独立基礎を設置すること等により振動の工場棟外への伝播を防ぐ。特に高速回転破碎機は振動が大きいので、堅固な独立基礎に固定することを基本とし、振動の発生を抑制するとともに周辺への伝播を防止する。
悪臭	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることで臭気の漏洩を防ぐ。 ・必要に応じて、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、搬出入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止すること等も検討する。 ・粉じん対策として設置する集じん設備には、活性炭吸着等の脱臭装置を併設し臭気対策を講じる。
大気質、騒音、振動	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両台数は現行を維持または減少させる。 ・搬出入車両が周辺の交通に影響を与えないよう十分配慮された施設とする。 ・搬出入車両の適切な維持管理により大気汚染物質・騒音・振動の発生を抑制する。

注：「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成30年3月）を参考とし、設定した。

2. 地域概況の検討

2.1. 自然的状況

2.1.1. 気象

辻堂気象観測所は事業計画地に最も近い風向風速を観測している気象観測所であり、図 2.1.2 に示すとおり、事業計画地から約 7.4 km 南東に位置している。辻堂気象観測所における気象観測結果を以下に示す。

(1) 気温・降水量・日照量

気温、降水量及び日照時間は表 2.1.1 及び図 2.1.1 に示すとおりである。

月別平均気温は 8 月が 27.7℃ と最も高く、1 月が 6.6℃ と最も低い。月別最高気温は 7 月から 9 月にかけて 30℃ 以上であり、月別最低気温は 12 月から 2 月にかけて 0℃ を下回る。

年間合計降水量は 1,438.9 mm であり、月別降水量は 10 月が最も多く、2 月が最も少ない。また、年間合計日照時間は 2,067.8 時間であり、月別日照時間は 8 月が最も多く、10 月が最も少ない。

表 2.1.1 辻堂気象観測所の気温・降水量・日照時間

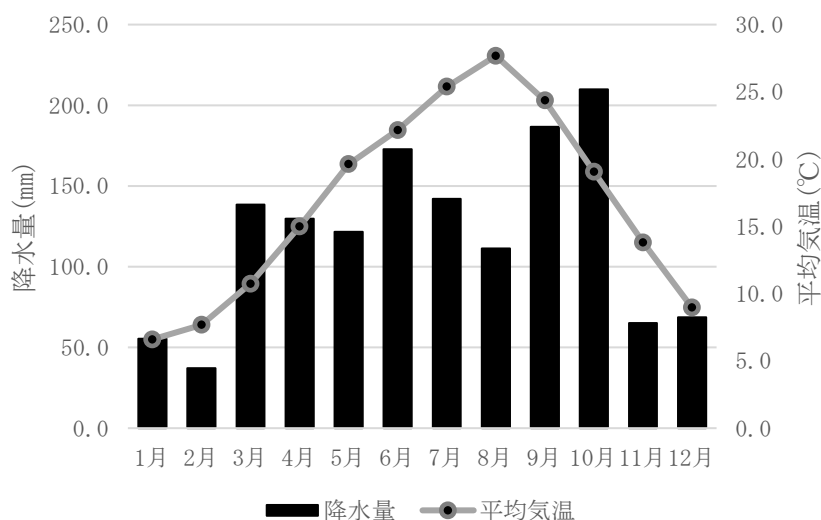
項目 月	気温			降水量 (mm)	日照時間 (時間)
	平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)		
1 月	6.6	17.6	-2.4	55.3	187.7
2 月	7.7	18.7	-1.5	37.2	168.8
3 月	10.7	20.7	0.9	138.5	178.6
4 月	15.0	23.6	4.8	129.7	190.3
5 月	19.6	28.7	10.2	121.7	214.3
6 月	22.2	29.4	15.5	172.7	159.1
7 月	25.4	33.0	19.8	142.1	160.3
8 月	27.7	34.9	21.3	111.3	217.6
9 月	24.4	32.9	16.9	186.7	161.8
10 月	19.1	29.3	10.7	209.9	118.2
11 月	13.8	23.6	4.0	65.1	153.5
12 月	9.0	19.3	-0.8	68.7	157.6
年間	16.8	34.9	-2.4	1,438.9	2,067.8

注 1：本表に示す月別の値は、2016 年～2020 年を統計期間とし、「気象観測統計指針」気象庁、平成 17 年 1 月 1 日（平成 31 年 4 月 1 日改正）における平年値の算出方法に基づき算出した。

注 2：本表に示す年間値は以下のとおり設定した。

- ・平均気温：本表に示す月別平均気温の平均値
- ・最高・最低気温：本表に示す月別最高・最低気温の内の最高・最低値
- ・降水量・日照時間：本表に示す月別降水量・日照時間の合計値

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



注：本図に示す気象状況は、2016年～2020年の統計期間における平均値である。
 出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 2.1.1 辻堂気象観測所の平均気温・降水量

(2) 風向・風速

風速及び最多風向は表 2.1.2 に示すとおりである。年間平均風速は 2.9m/s～3.2m/s であり、年間最多風向は 2016 年、2017 年、2019 年、2020 年においては北北東、2018 年においては南南西であった。

表 2.1.2 辻堂気象観測所の風向・風速

年 月	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向	平均風速 (m/s)	最多風向
1月	2.4	北	2.8	北北東	2.6	北北東	2.7	北北東	2.7	北北東
2月	3.1	北北東	3.1	北北東	2.7	北	3.1	北北東	2.9	北北東
3月	2.8	北北東	2.8	北北東	3.6	北北東	3.1	北	3.3	北北東
4月	3.5	南南西	3.7	南南西	3.6	南南西	3.1	北	3.4	北北東
5月	3.8	南	3.1	南	3.5	南南西	2.9	南	3.4	南南西
6月	2.7	南	3.0	南南西	3.5	南南西	2.8	北	3.0	南南西
7月	2.5	南	3.6	南南西	3.8	南南西	2.9	南	4.3	南南西
8月	3.1	南	2.7	南	3.9	南南西	3.6	南南西	2.7	南
9月	2.8	北	2.9	北	3.6	北	2.8	北北東	3.4	北
10月	2.7	北北東	3.2	北	2.9	北	3.2	北	2.8	北
11月	2.7	北北東	2.8	北北東	2.5	北北東	3.0	北北東	2.8	北北東
12月	2.9	北北東	2.5	北北東	2.7	北北東	2.8	北北東	2.4	北北東
年間	2.9	北北東	3.0	北北東	3.2	南南西	3.0	北北東	3.1	北北東

注：本表に示す年間値は以下のとおり設定した。

- ・平均風速：本表に示す月別平均風速の平均値
- ・最多風向：本表に示す月別最多風向の内の最多風向

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



図 2.1.2 気象観測所

2.1.2. 大気環境

事業計画地周辺の大気汚染常時監視測定局を表 2.1.3 及び図 2.1.3 に示す。事業計画地周辺には一般環境大気測定局（以下、一般局）が 5 局（平塚市大野公民館、平塚市神田小学校、平塚市花水小学校、茅ヶ崎市役所、寒川町役場）及び自動車排出ガス測定局（以下、自排局）が 1 局（茅ヶ崎駅前交差点）測定を行っている。

これらの大気汚染常時監視測定局における大気質測定結果を以下に示す。

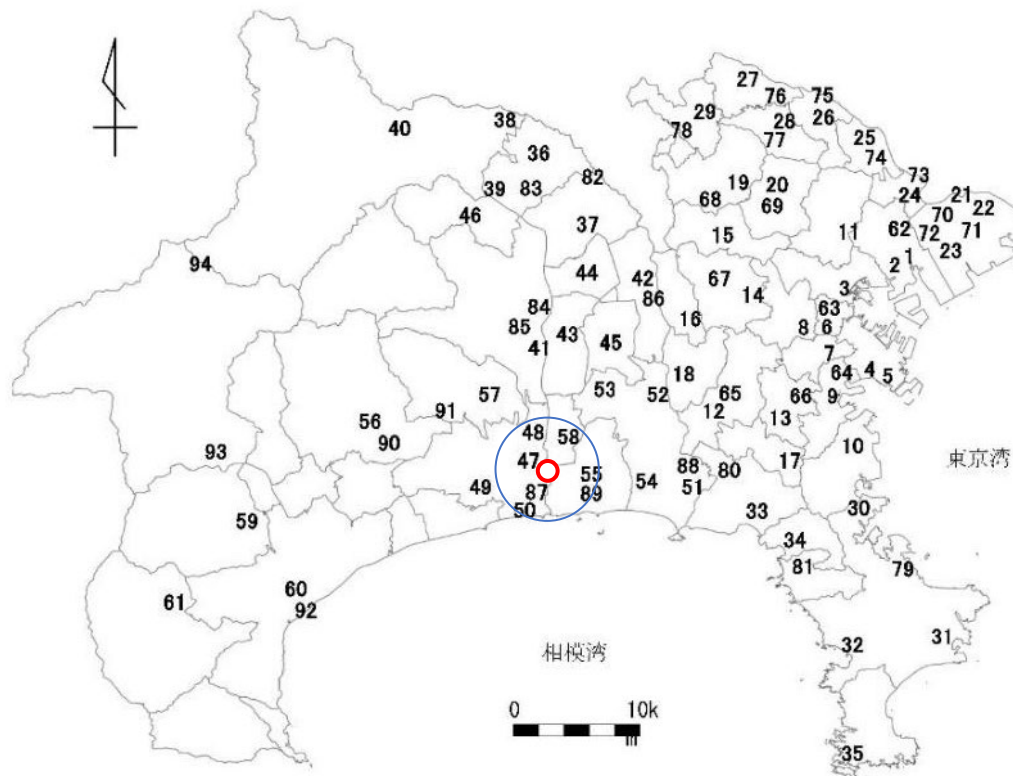
表 2.1.3 大気汚染常時監視測定及び測定項目

種別	No.	測定局名	測定項目					事業計画地からの距離	
			二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O ₃)	二酸化硫黄 (SO ₂)		一酸化炭素 (CO)
一般局	47	平塚市大野公民館	○	○	×	○	○	×	約 2.1km
	48	平塚市神田小学校	○	○	×	○	○	×	約 3.5km
	50	平塚市花水小学校	○	○	×	○	○	×	約 4.1km
	55	茅ヶ崎市役所	○	○	×	○	○	×	約 2.9km
	58	寒川町役場	○	○	○	○	×	×	約 3.0km
自排局	89	茅ヶ崎駅前交差点	○	○	○	×	×	○	約 3.3km

注 1：No. は図 2.1.3 に対応する。

注 2：「○」は測定項目を、「×」は非測定項目を示す。

平成31年3月31日現在



注 1：赤い円は事業計画地を示す。

注 2：青い円は事業計画地周辺（約 4 km の範囲）を示す。

出典：平成 30 年度神奈川の大气汚染（令和 2 年 1 月、神奈川県環境科学センター）

図 2.1.3 神奈川県における大気汚染監視測定局配図

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

令和元年度の二酸化窒素の年間測定結果を表 2.1.4 に示す。

すべての測定局で環境基準及び神奈川県環境目標が達成されていた。

表 2.1.4 二酸化窒素の年間測定結果 (令和元年度)

測定局		年平均値 (ppm)	神奈川県の 環境目標	1日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準
一般局	平塚市大野公民館	0.020	○	0.043	○
	平塚市神田小学校	0.014	○	0.027	○
	平塚市花水小学校	0.011	○	0.024	○
	茅ヶ崎市役所	0.012	○	0.028	○
	寒川町役場	0.013	○	0.027	○
自排局	茅ヶ崎駅前交差点	0.014	○	0.029	○

注1:「神奈川県の環境目標」は年間平均値が0.02ppm以下であること (p.45 参照)。

注2:「環境基準」の評価方法は、年間にわたる1日平均値のうち、年間98%値が0.06ppm以下であること (p.43 表2.3.1(1)参照)。

注3:「環境基準」及び「県の環境目標」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典:「令和元年度大気環境の状況について 資料1」(令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部)

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和元年度の浮遊粒子状物質の年間測定結果を表 2.1.5 に示す。

すべての測定局で環境基準(長期的評価)が達成されていた。

表 2.1.5 浮遊粒子状物質の年間測定結果 (令和元年度)

測定局		年平均値 (mg/m ³)	1日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 (長期的評価)
一般局	平塚市大野公民館	0.017	0.041	○
	平塚市神田小学校	0.015	0.041	○
	平塚市花水小学校	0.018	0.046	○
	茅ヶ崎市役所	0.013	0.039	○
	寒川町役場	0.019	0.045	○
自排局	茅ヶ崎駅前交差点	0.018	0.043	○

注1:「環境基準」(長期的評価)は年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること (p.43 表2.3.1(1)参照)。

注2:「環境基準」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典:「令和元年度大気環境の状況について 資料1」(令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部)

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和元年度の微小粒子状物質の年間測定結果を表 2.1.6 に示す。

すべての測定局で環境基準が達成されていた。

表 2.1.6 微小粒子状物質の年間測定結果 (令和元年度)

測定局		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 (長期的評価)	1日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 (短期的評価)
一般局	寒川町役場	9.3	○	20.1	○
自排局	茅ヶ崎駅前交差点	10.8	○	25.8	○

注1:「環境基準」(長期的評価)は1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (p.44 表 2.3.1(3)参照)。

注2:「環境基準」(短期的評価)は年間にわたる1日平均値のうち、年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること (p.44 表 2.3.1(3)参照)。

注3:「環境基準」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典:「令和元年度大気環境の状況について 資料1」(令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部)

(4) 光化学オキシダント (O_x)

1) 環境基準の達成度

令和元年度の光化学オキシダントの年間測定結果を表 2.1.7 に示す。

すべての測定局で環境基準は達成されていない。

表 2.1.7 光化学オキシダントの年間測定結果 (令和元年度)

測定局		昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の日最高1時 間値の年平均値 (ppm)	環境基準
一般局	平塚市大野公民館	0.032	0.047	×
	平塚市神田小学校	0.031	0.046	×
	平塚市花水小学校	0.036	0.051	×
	茅ヶ崎市役所	0.032	0.045	×
	寒川町役場	0.030	0.043	×

注1:「環境基準」の評価方法は、昼間(5時~20時)の1時間値が0.06ppmを超えないこと (p.43 表 2.3.1(1)参照)。

注2:「環境基準」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典:「令和元年度大気環境の状況について 資料1」(令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部)

2) 光化学大気汚染緊急時措置の発令

「茅ヶ崎の環境-平成 30 年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和 2 年 1 月）によると、神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、神奈川県は県内の光化学オキシダント濃度を確認し、表 2.1.8 に示す基準に達した場合に、地域区分ごとに光化学大気汚染緊急時措置を発令している。茅ヶ崎市及び寒川町は湘南発令地域に区分されており、平成 30 年度においては 8 月 3 日に平塚市旭小測定局にて 0.162ppm に達したため、注意報が発令された。

「茅ヶ崎の環境-平成 30 年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和 2 年 1 月）及び「令和元年度版寒川町環境報告書及び地球温暖化対策実行計画（行政編）報告書」（寒川町、令和 2 年 10 月）によると、平成 30 年度に発令した緊急時措置の発令時において、茅ヶ崎市及び寒川町では健康被害の届出はなかった。

表 2.1.8 光化学大気汚染緊急時措置の発令基準及び解除基準

		注意報	警報	重大警報
光化学オキシダント	発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	1 時間値 0.12ppm 以上である大気の大気汚染の状態になったとき	1 時間値 0.24ppm 以上である大気の大気汚染の状態になったとき	1 時間値 0.4ppm 以上である大気の大気汚染の状態になったとき
	解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	発令基準未達となったとき	1. 発令基準未達となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2. 注意報の発令基準未達となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1. 発令基準未達となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2. 注意報の発令基準未達となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

出典：「茅ヶ崎の環境-平成 30 年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和 2 年 1 月）

(5) 二酸化硫黄 (SO₂)

令和元年度の二酸化硫黄の年間測定結果を表 2.1.9 に示す。

すべての測定局で環境基準が達成されていた。

表 2.1.9 二酸化硫黄の年間測定結果（令和元年度）

測定局		年平均値 (ppm)	1 日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準 (長期的評価)
一般局	平塚市大野公民館	0.001	0.002	○
	平塚市神田小学校	0.000	0.001	○
	平塚市花水小学校	0.001	0.002	○
	茅ヶ崎市役所	0.001	0.002	○

注 1：「環境基準」（長期的評価）は年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと（p. 43 表 2.3.1(1)参照）。

注 2：「環境基準」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典：「令和元年度大気環境の状況について 資料 1」（令和 2 年 7 月、神奈川県環境農政局環境部）

(6) 一酸化炭素 (CO)

令和元年度の一酸化炭素の年間測定結果を表 2.1.10 に示す。

測定局では環境基準が達成されていた。

表 2.1.10 一酸化炭素の年間測定結果 (令和元年度)

測定局		年平均値 (ppm)	1日平均値の 年間2%除外値 (ppm)	環境基準 (長期的評価)
自排局	茅ヶ崎駅前交差点	0.3	0.6	○

注1:「環境基準」(長期的評価)は年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと(p.43表2.3.1(1)参照)。

注2:「環境基準」については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

出典:「令和元年度大気環境の状況について 資料1」(令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部)

2.1.3. 騒音

(1) 環境騒音

事業計画地周辺の環境騒音測定地点を図 2.1.4 に示す。また、環境騒音測定結果を表 2.1.11 に示す。

すべての測定地点で環境基準が達成されていた。

表 2.1.11 環境騒音測定結果

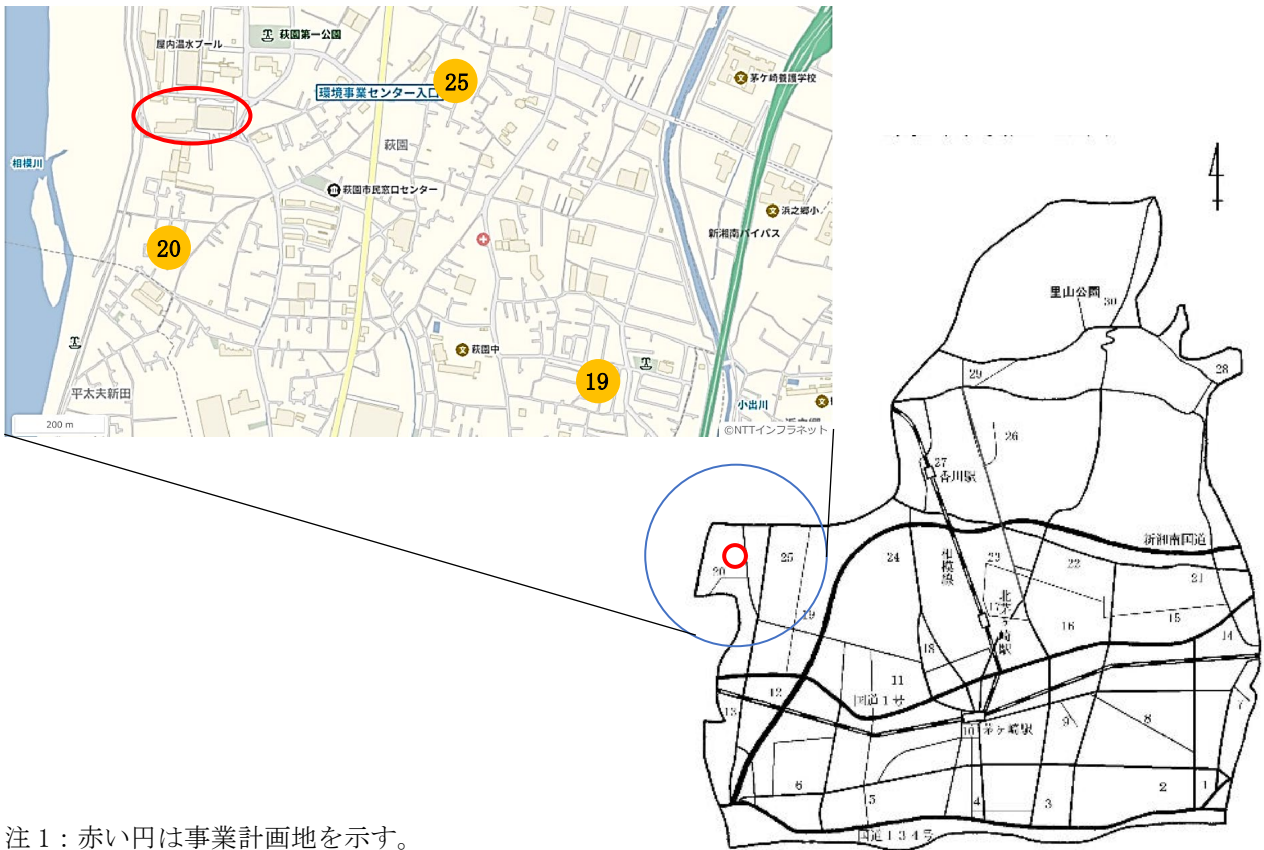
単位: dB

No.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル	
			昼間 6時~22時	
			測定値	環境基準
19	萩園 2114-82	第1種中高層住居専用	41	55
20	萩園 3184-9	工業	45	60
25	萩園 1469-5	第1種中高層住居専用	44	55

注1:「環境基準」は本表に示すとおりである(p.45表2.3.3(1)及びp.46表2.3.4参照)。

注2:No.は図2.1.4に対応する。

出典:「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」(茅ヶ崎市、令和3年1月)



注1：赤い円は事業計画地を示す。

注2：青い円は事業計画地周辺（半径約1kmの範囲）を示す。

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）

図 2.1.4 環境騒音測定地点

(2) 交通騒音

事業計画地周辺の自動車交通騒音測定地点を図 2.1.5 に示す。また、道路端騒音測定結果を表 2.1.12 に示す。

測定地点では環境基準が達成されていた。

表 2.1.12 道路端騒音測定結果（茅ヶ崎市自主調査・令和元年度）

単位：dB

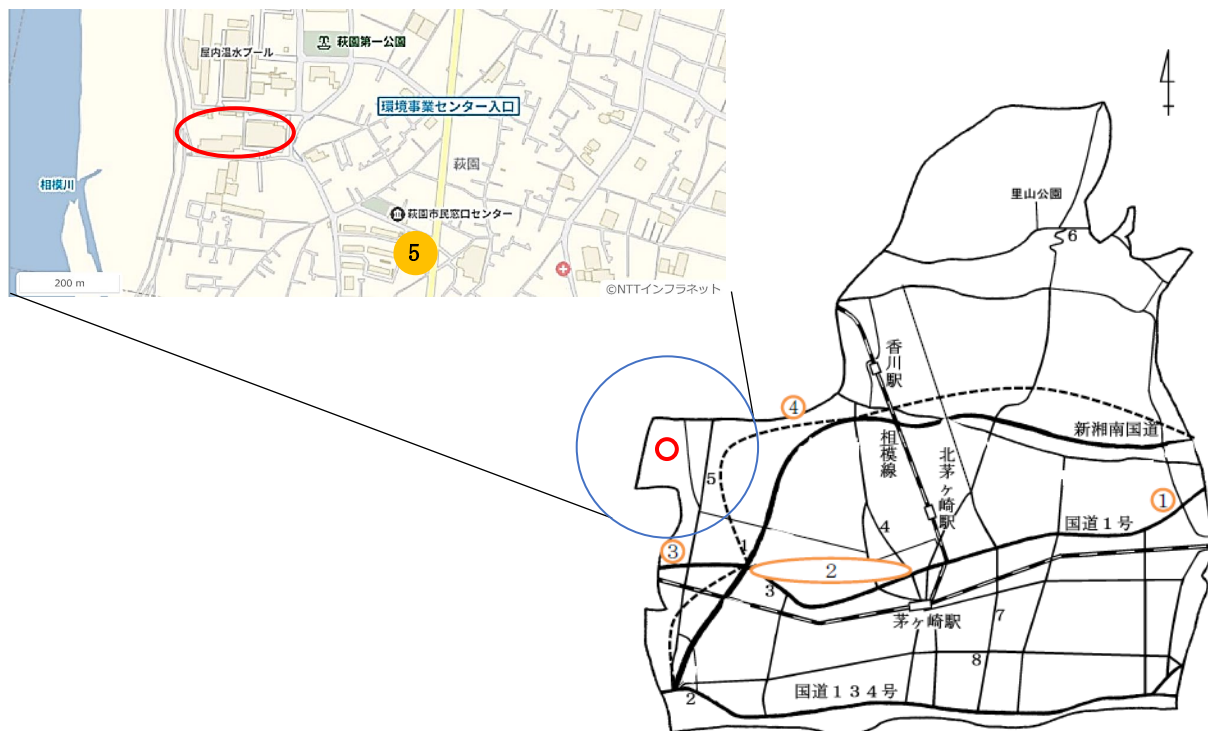
No.	測定地点	騒音 (L _{Aeq})						用途地域	測定期間
		測定結果		環境基準		要請限度			
		昼 6時 ～22時	夜 22時 ～6時	昼 6時 ～22時	夜 22時 ～6時	昼 6時 ～22時	夜 22時 ～6時		
5	県道46号 事業所駐車場 萩園1305-2	68	65	70	65	75	70	準工業	11月19日 から 11月20日

注1：「環境基準」は本表に示すとおりである（p.46 表 2.3.3(3)参照）。

注2：「要請限度」は本表に示すとおりである（p.50 表 2.3.9(2)参照）。

注3：No. は図 2.1.5 に対応する。

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）



注1：赤い円は事業計画地を示す。

注2：青い円は事業計画地周辺（半径約1kmの範囲）を示す。

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）

図 2.1.5 自動車交通騒音・振動測定地点

2.1.4. 振動

事業計画地周辺の自動車交通振動測定地点を前記図 2.1.5 に示す。また、道路端での振動測定結果を表 2.1.13 に示す。

測定地点では要請限度が達成されていた。

表 2.1.13 道路端振動測定結果（茅ヶ崎市自主調査・令和元年度）

単位：dB

No.	測定地点	振動 (L ₁₀)				用途地域	測定期間
		測定結果		要請限度			
		昼 8時～19時	夜 19時～8時	昼 8時～19時	夜 19時～8時		
5	県道46号 事業所駐車場 萩園1305-2	44	37	70	65	準工業	11月19日 から 11月20日

注：「要請限度」は本表に示すとおりである（p.52 表 2.3.14 参照）。

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）

2.1.5. 悪臭

「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）において、悪臭調査結果の記載はない。

2.1.6. 水環境

(1) 河川

事業計画地周辺の水質測定地点を図 2.1.6 に示す。また、水質測定地点における水質測定結果を表 2.1.14 に示す。

表 2.1.14 水質測定結果

地点分類	河川名	水質測定地点	結果	出典
公共用水域	目久尻川	河原橋	大腸菌群数が河川 B 類型の環境基準を超過する月があった。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	①
		馬入橋	BOD 及び大腸菌群数が河川 B 類型の環境基準を超過する月があった。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	①
	相模川	宮の下橋	BOD (75%値で評価)、SS (平均値で評価)、大腸菌群数 (平均値で評価) が河川 B 類型の環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	②
寒川町	—	一之宮第 2 排水路 (弥生橋)	本地点に環境基準の指定はないが、河川 B 類型の環境基準と比較した結果、pH が基準値 (6.5～8.5) を超過することがあった。また、大腸菌群数 (平均値で評価) が環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	③
		大曲橋	BOD (75%で評価) 及び SS (平均値で評価) が河川 B 類型の環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	③
茅ヶ崎市	小出川	浜園橋	BOD (平均値で評価) 及び SS (平均値で評価) が河川 B 類型の環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	②
		下町屋橋	BOD (平均値で評価) 及び SS (平均値で評価) が河川 B 類型の環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	②
	千ノ川	古相模橋	本地点に環境基準の指定はないが、河川 B 類型の環境基準と比較した結果、BOD (平均値で評価) が環境基準を超過していた。その他の測定項目は環境基準を満足していた。	②

出典①：「神奈川県水質調査年表 (平成 30 年度)」(神奈川県ホームページ)

出典②：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）

出典③：「令和元年度 (平成 31 年度) 河川水質調査結果」(寒川町ホームページ)



図 2.1.6 水質測定地点

2.1.7. 土壌・地形・地質

(1) 土壌

「20 万分の 1 土地分類基本調査 土壌図」(昭和 47・48 年度 国土交通省)による、事業計画地及びその周辺における土壌を図 2.1.7 に示す。事業計画地は褐色低地土壌に位置している。

(2) 地形

「20 万分の 1 土地分類基本調査 地形分類図」(昭和 50 年 国土交通省)による、事業計画地及びその周辺における地形を図 2.1.8 に示す。事業計画地は自然堤防・砂州・砂丘に位置している。

(3) 地質

「20 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図」(昭和 50 年 国土交通省)による、事業計画地及びその周辺における表層地質を図 2.1.9 に示す。事業計画地は砂に位置している。



凡例

- | | | | | | |
|--|---------|--|----------|--|--------|
| | 行政区域 | | 灰色低地土壤 | | 褐色低地土壤 |
| | 事業計画地 | | 砂丘未熟土壤 | | 黒泥土壌 |
| | グライ土壤 | | 粗粒灰色低地土壤 | | |
| | 厚層黒ボク土壤 | | 細粒グライ土壤 | | |
| | 多湿黒ボク土壤 | | 細粒灰色低地土壤 | | |

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

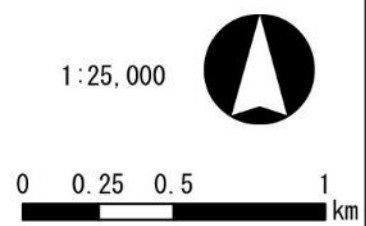







図 2.1.7 土壤図




凡例

-  行政区域
-  事業計画地
-  三角州性低地
-  砂礫台地(中位)
-  自然堤防・砂州・砂丘

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

1:25,000



0 0.25 0.5 1 km

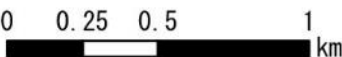


図 2.1.8 地形図



凡例

-  行政区域
-  事業計画地
-  武蔵野ローム
-  泥
-  砂
-  礫

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

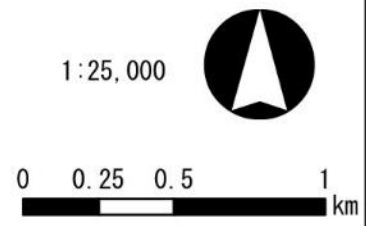


図 2.1.9 表層地質図

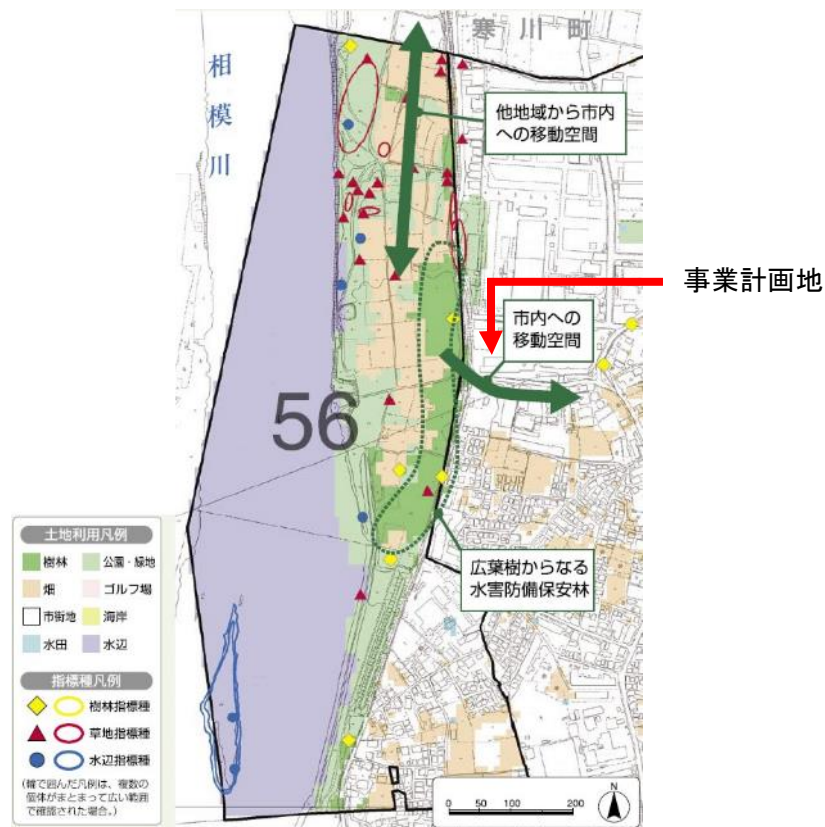
2.1.8. 動物・植物

「まっぷ de ちがさき 自然環境評価調査「平成 29 年度版」」（茅ヶ崎市ホームページ）による、事業計画地及びその周辺における動植物の確認位置図を図 2.1.10～13 に示す。指標種の鳥類、爬虫、昆虫、植物が事業計画地の西側の相模川沿いで確認されている。

事業計画地及びその周辺の植生図を図 2.1.14 に示す。事業計画地の北側は主に工場地帯、東側及び南側は主に市街地及び畑雑草群落の混在、西側はムクノキエノキ群落及び畑雑草群落の混合の植生となっている。

2.1.9. 生態系

「茅ヶ崎市自然環境評価再調査報告書」（茅ヶ崎市、平成 24 年 11 月）によると、図 2.1.15 に示す、事業計画地の敷地境界から西側に位置する平太夫新田地区は、「里地里山、樹林、草地、水辺の評価マップにおいては特にランクが高いわけではないが、市内では唯一の大河川沿いの環境を有する地区。生物の回廊としての機能を果たしうる相模川河川敷の一部。」である。



注：黒枠内は平太夫新田地区を示す。

出典：「茅ヶ崎市自然環境評価再調査報告書」（茅ヶ崎市、平成 24 年 11 月）


図 2.1.15 平太夫新田地区の位置図



凡例


行政区域

事業計画地

 自然環境評価調査「平成29年度版」
指標種：鳥類 位置

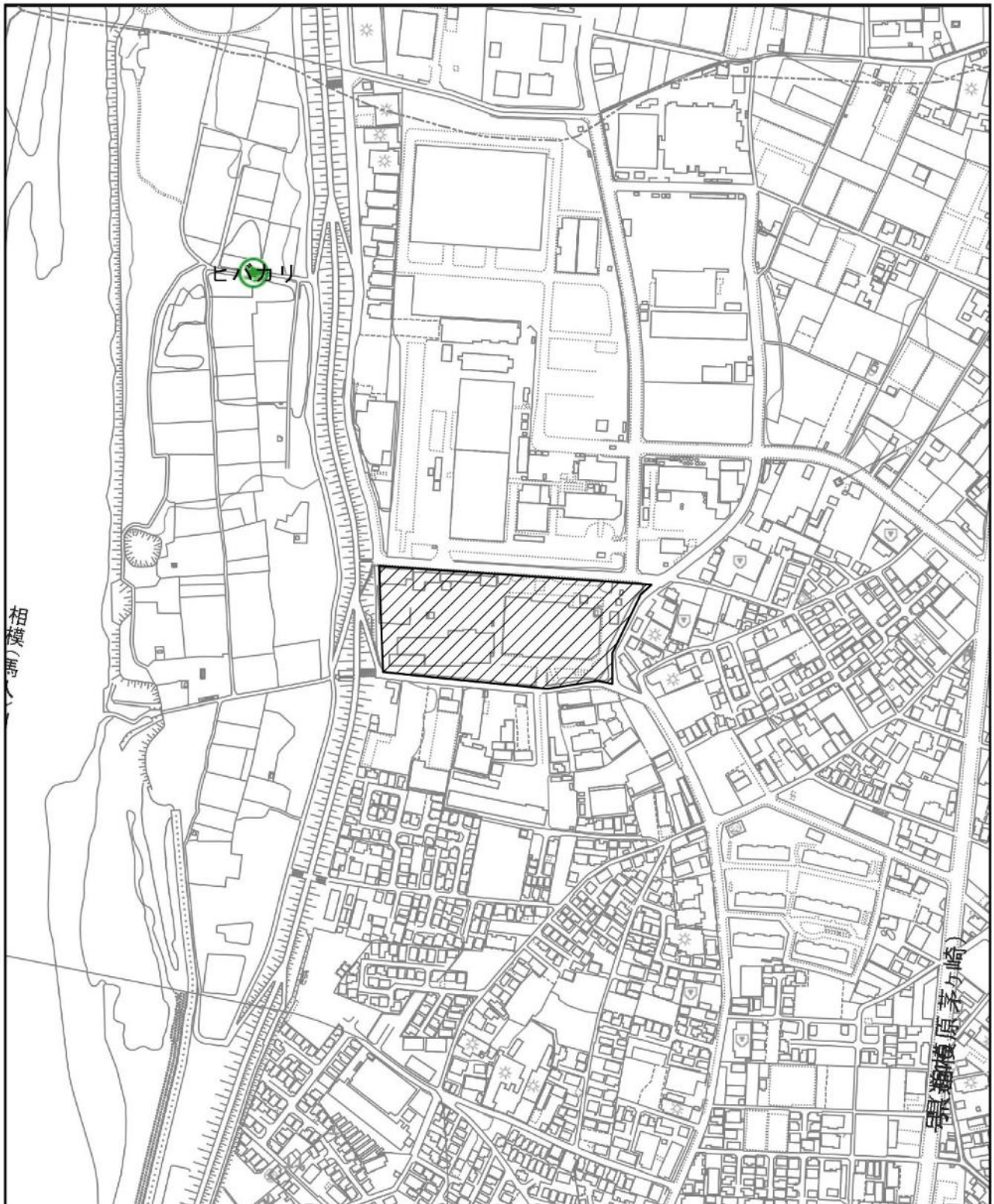
まっぷdeちがさき：自然環境評価調査「平成29年度版」を使用

1:5,000



0 50 100 200
m

図 2.1.10 鳥類位置図



凡例



行政区域



事業計画地



自然環境評価調査「平成29年度版」
指標種：両生類・爬虫類 位置

1:5,000



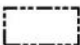


0 50 100 200
m

まっぷdeちがさき：自然環境評価調査「平成29年度版」を使用

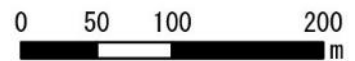
図 2.1.11 両生類・爬虫類位置図



凡例

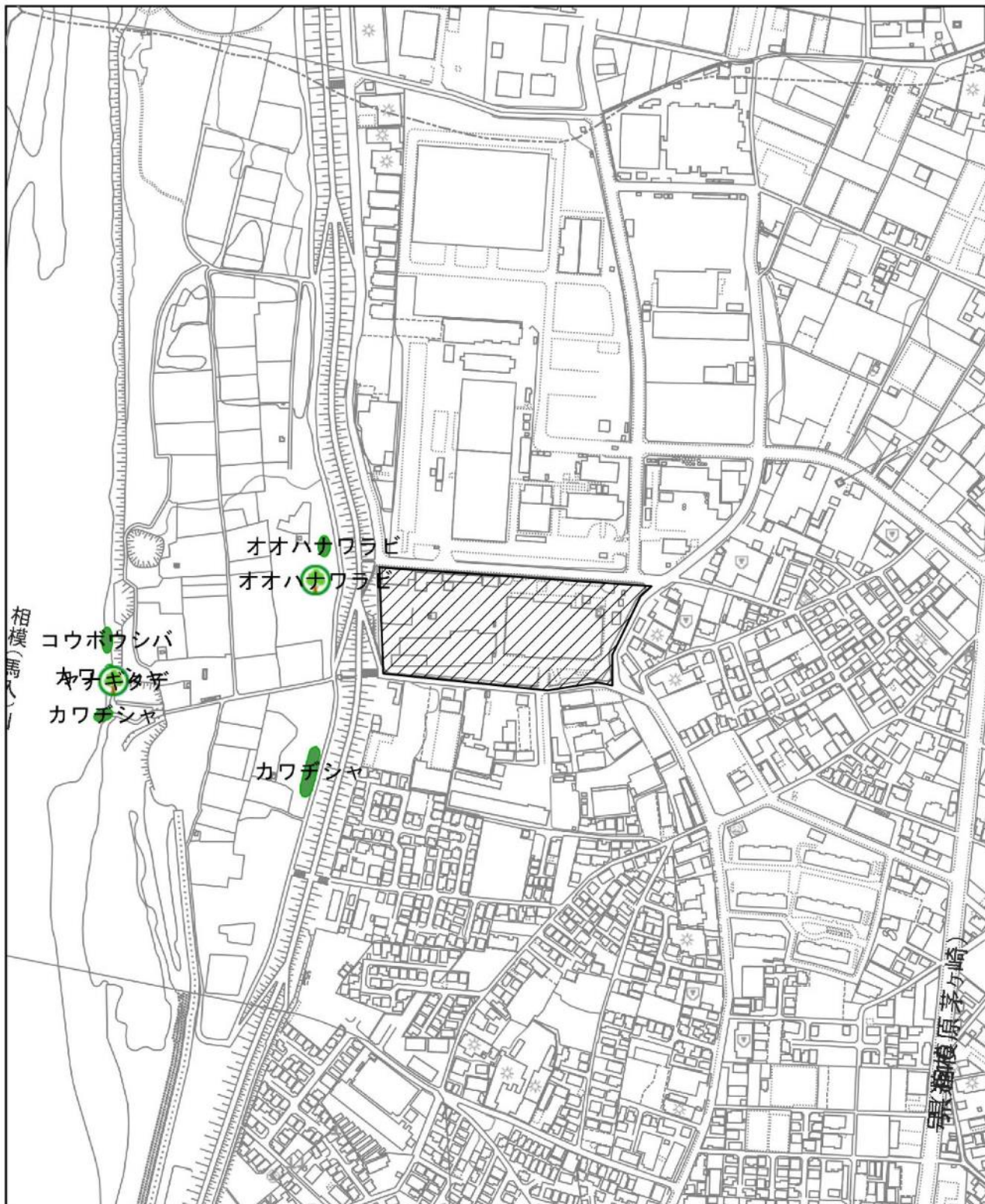
-  行政区域
-  事業計画地
-  自然環境評価調査「平成29年度版」
指標種：昆虫 位置

1:5,000




まっぷdeちがさき：自然環境評価調査「平成29年度版」を使用


図 2.1.12 昆虫位置図



凡例

 行政区域

 事業計画地

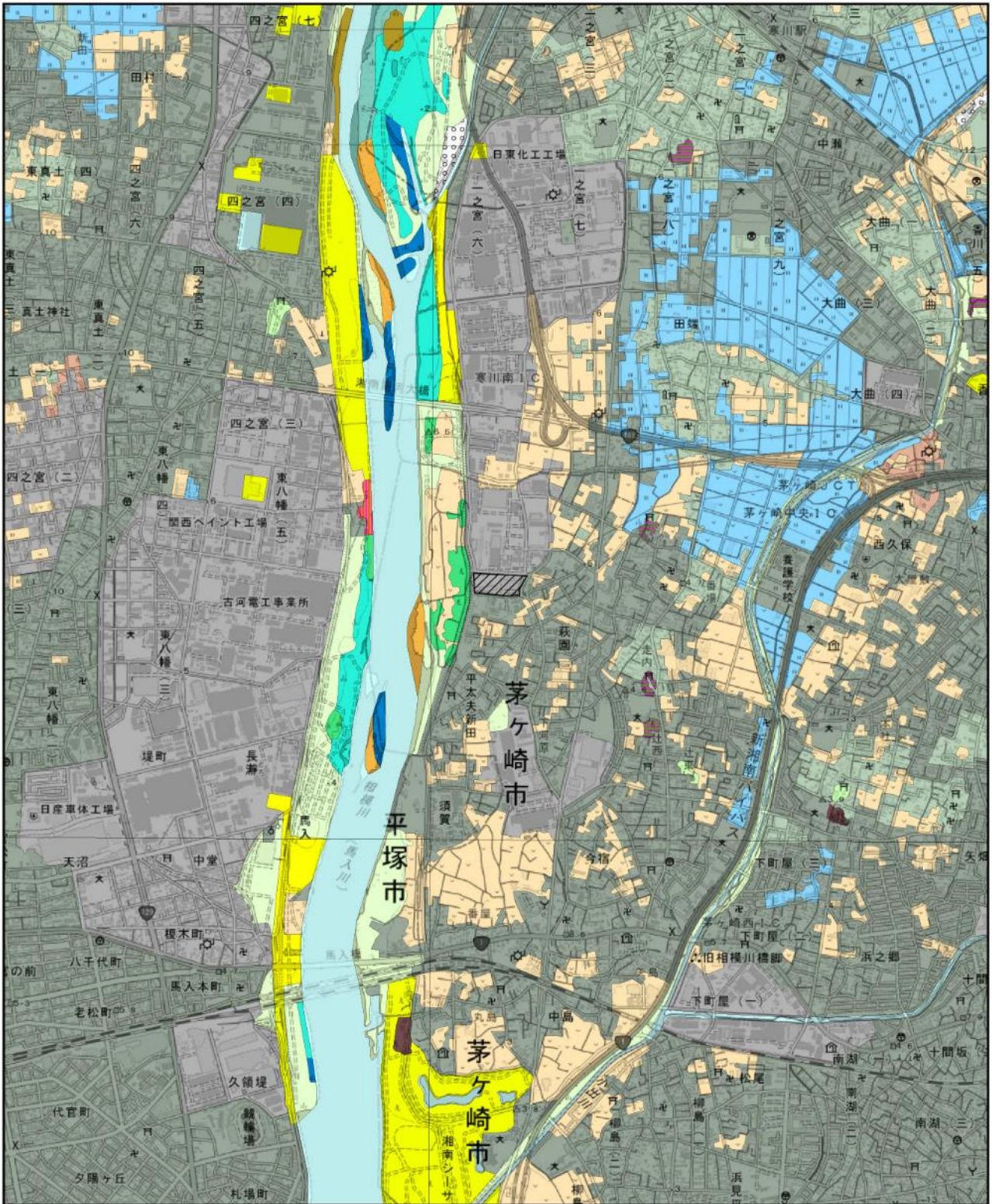
 自然環境評価調査「平成29年度版」
 指標種: 植物 位置

1:5,000



まっぷdeちがさき：自然環境評価調査「平成29年度版」を使用

図 2.1.13 植物位置図



凡例	
	行政区域
	事業計画地
	インデタブナキ群集
	ムクナーエナキ群集
	メダケ群落
	ヨシクラス
	ツルヨシ群集
	オギ群集
	クロマツ植林
	ニセアカシア群落
	ゴルフ場・芝地
	牧草地
	路傍・空地雑草群落
	果樹園
	畑雑草群落
	水田雑草群落
	市街地
	緑の多い住宅地
	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
	工場地帯
	造成地
	開放水域
	自然裸地

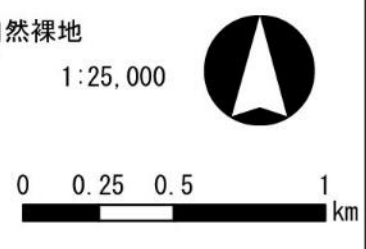
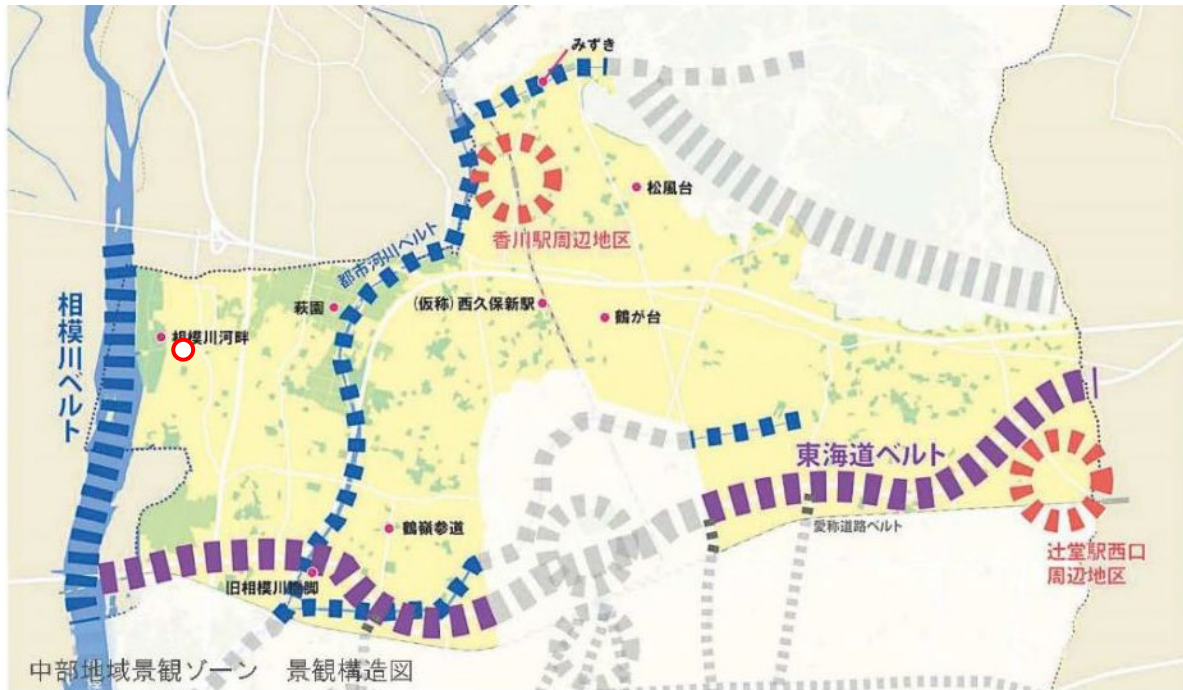


図 2.1.14 植生図

2.1.10.景観

「茅ヶ崎市景観計画」（茅ヶ崎市、2019年（平成31年）1月）によると、事業計画地は図2.1.16に示すとおり、「中部地域景観ゾーン」に位置する。「中部地域景観ゾーン」の景観まちづくりの視点は「生活のひと時に自然や歴史を感じる。」であり、工業系の用途が集中している地区では無機的で圧迫感のある景観とならないよう、緑化や色彩の工夫などを進める方針となっている。



注：赤い円は事業計画地を示す。

出典：「茅ヶ崎市景観計画」（茅ヶ崎市、2019年（平成31年）1月）

図 2.1.16 中部地域景観ゾーン景観構造図

2.2. 社会的状況

2.2.1. 人口

平成 22 年及び平成 27 年における、茅ヶ崎市及び寒川町の人口・世帯数を表 2.2.1 に示す。平成 22 年から平成 27 年にかけて、両市町において人口・世帯数は増加した。

表 2.2.1 人口・世帯数

市名	平成 22 年		平成 27 年		平成 22 年～平成 27 年の増減			
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数		人口	
					増加数 (世帯)	増加率 (%)	増加数 (人)	増加率 (%)
茅ヶ崎市	93,445	235,081	97,951	239,348	4,506	4.8	4,267	1.8
寒川町	18,033	47,672	18,744	47,936	711	3.9	264	0.6

注：各年ともに 10 月 1 日の値である。

出典：「平成 22 年国勢調査 人口等基本集計結果（神奈川県確定数）の概要」（神奈川県ホームページ）

「平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果（神奈川県確定数）」（神奈川県ホームページ）

2.2.2. 産業

「平成 28 年経済センサス—活動調査【産業横断的集計】神奈川県確報結果-平成 28 年（2016 年）6 月 1 日現在-」（平成 30 年 10 月、神奈川県）によると、平成 28 年 6 月 1 日における従業者数は、茅ヶ崎市では全産業において 55,805 人であり、産業分類別では卸売業・小売業が 12,226 人（構成比 21.9%）、医療・福祉が 11,142 人（構成比 20%）、製造業が 7,353 人（構成比 13.2%）であった。寒川町では全産業において 21,696 人であり、製造業が 8,742 人（構成比 40.3%）、卸売業・小売業が 3,305 人（構成比 15.2%）、運搬業・郵便業が 2,164 人（構成比 10.0%）であった。

2.2.3. 土地利用

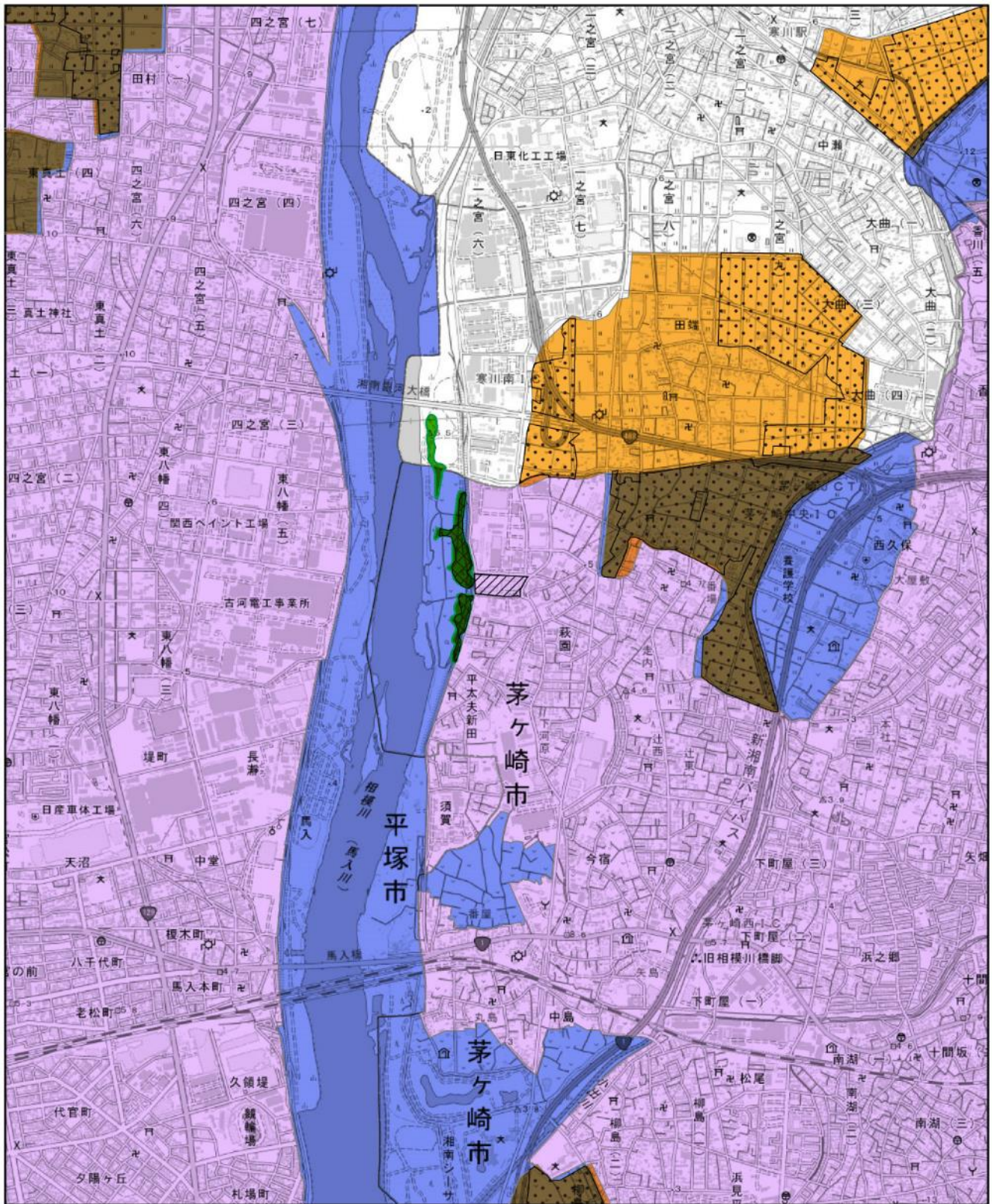
(1) 土地利用計画

国土交通省 国土数値情報ホームページ「農業地域データ（平成 27 年）」（農業振興地域の整備に関する法律に基づく）、「森林地域データ（平成 27 年）」（森林法に基づく）及び「都市地域データ（平成 23 年）」（都市計画法に基づく）によると、事業計画地及びその周辺地域の土地利用計画は図 2.2.1 に示すとおりである。






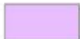


事業計画地周辺地域は主に市街化区域であるが、事業計画地西側は保安林・森林地域である。

(2) 用途地域

「まっぷ de ちがさき」（茅ヶ崎市ホームページ）における用途地域図（2020 年 12 月 1 日確認）によると、事業計画地及びその周辺地域の用途地域は図 2.2.2 に示すとおりである。事業計画地及び事業計画地の北側は工業専用地域に指定されている。事業計画地の東側は準工業地域、事業計画地の南側は工業地域に指定されている。



凡例

- | | |
|---|---|
|  行政区域 |  農業地域 |
|  事業計画地 |  農用地区域 |
|  森林地域 |  市街化区域 |
|  地域森林計画対象民有林 |  市街化調整区域 |
|  保安林 | |

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

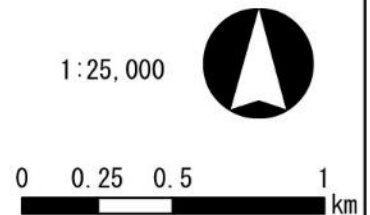
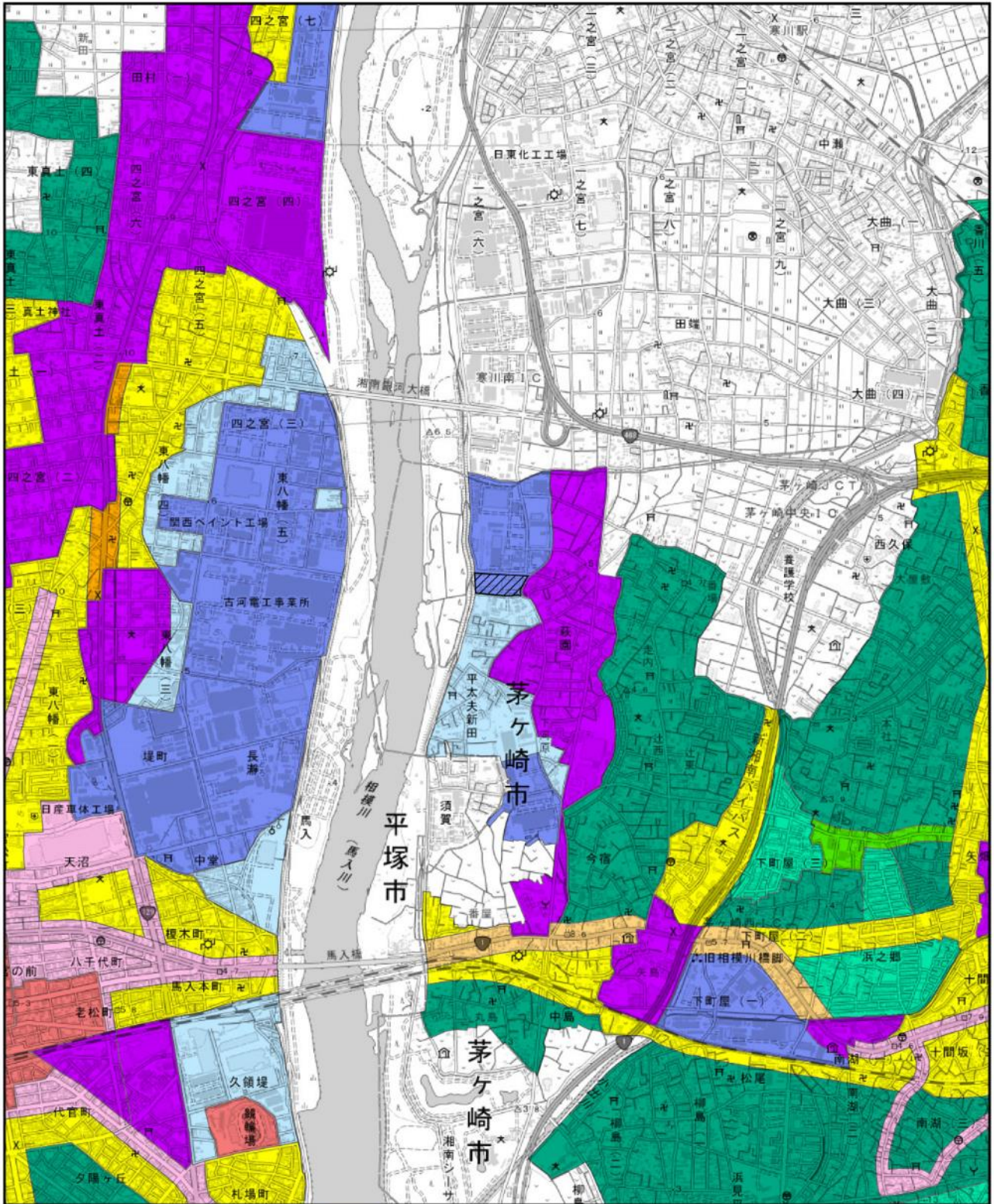












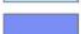


図 2.2.1 土地利用計画




凡例

 行政区	 第二種住居地域
 事業計画地	 準住居地域
 第一種低層住居専用地域	 近隣商業地域
 第一種中高層住居専用地域	 商業地域
 第二種中高層住居専用地域	 準工業地域
 第一種住居地域	 工業地域
	 工業専用地域

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

1:25,000



0 0.25 0.5 1 km

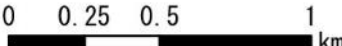


図 2.2.2 用途地域図

2.2.4. 事業計画地周辺の施設等

国土交通省 国土数値情報ホームページ「福祉施設データ（平成 27 年）」、「公共施設データ（平成 18 年）」及び「施設案内」（茅ヶ崎市ホームページ）によると、事業計画地及びその周辺地域には図 2.2.3 に示す福祉施設及び公共施設がある。事業計画地に最も近い福祉施設は事業計画地から約 120m 南東に位置するミモザ茅ヶ崎萩園である。

事業計画地の最近接民家は、事業計画地の東側の、道路を挟んだ位置にある。

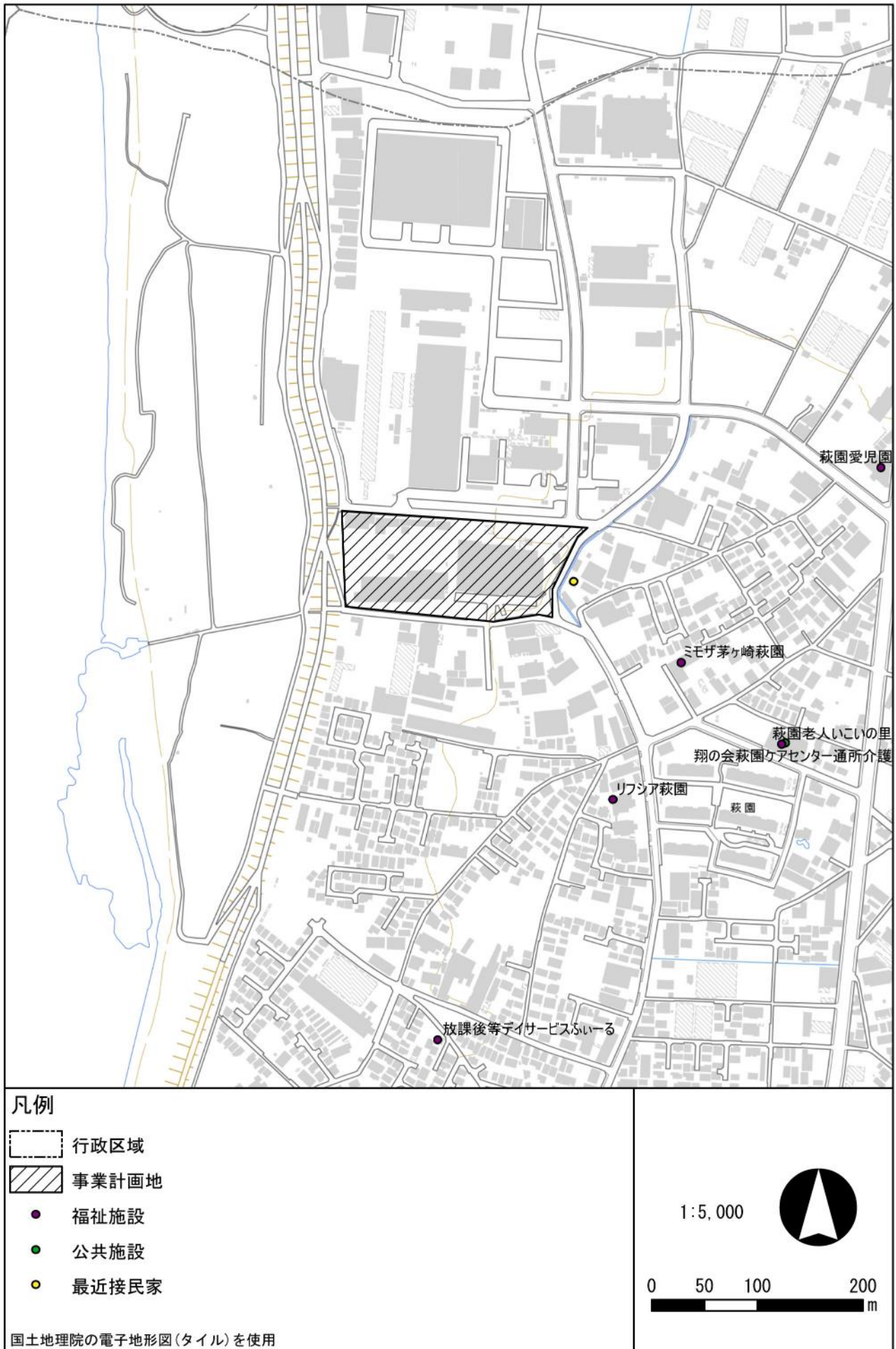


図 2. 2. 3 事業計画地周辺の施設等

2.2.5. 交通量

国土交通省 国土数値情報ホームページ「緊急輸送道路（平成 27 年）」及び「鉄道データ（平成 1 年）」によると、事業計画地及びその周辺の交通網は図 2.2.4 に示すとおりである。

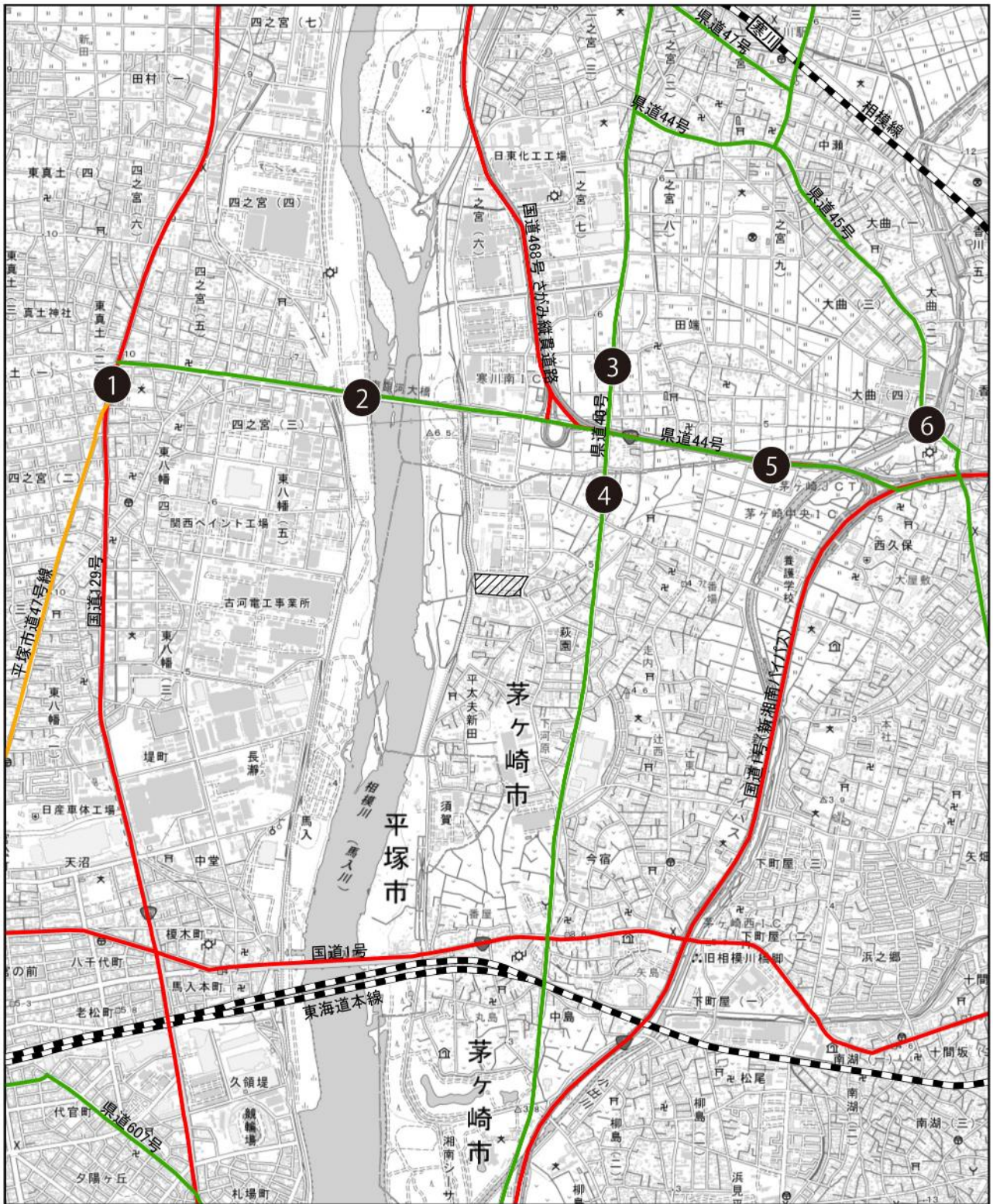
また、交通量調査地点における、平成 27 年度交通量調査結果を表 2.2.2 に示す。

表 2.2.2 平成 27 年度交通量調査結果

No.	路線名	観測地点 地名	歩行者 類 (人)	自転車 類 (台)	動力 付き 二輪車 (台)	自動車類		平成 27 年度自動 車類合計 (台)	大型車 混入率 (%)
						小型車 (台)	大型車 (台)		
1	一般国道 129 号	平塚市東真 土 2 丁目 1-29	473	2,249	870	19,930	2,972	22,902	13.0
2	伊勢原 藤沢	平塚市四之 宮 4 丁目 4-21	99	579	1,241	18,504	3,564	22,068	16.2
3	伊勢原 藤沢	高座郡寒川 町田端 1271-2	55	412	709	9,656	2,418	12,074	20.0
4	相模原 茅ヶ崎	茅ヶ崎市 萩園 720	53	487	672	9,481	1,716	11,197	15.3
5	伊勢原 藤沢	茅ヶ崎市 萩園 459	71	377	986	12,626	1,820	14,446	12.6
6	丸子中山 茅ヶ崎	高座郡寒川 町大曲 4 丁 目 3-17	107	618	562	8,349	1,637	9,986	16.4

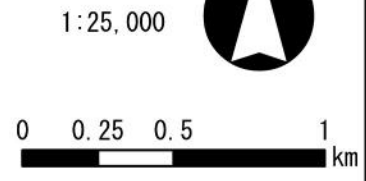
注：No. は図 2.2.4 に示す交通量調査地点の番号に対応する。

出典：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」（神奈川県ホームページ）



凡例

- 行政区域
- 事業計画地
- 一般国道
- 主要地方道(都道府県道)
- 一般都道府県道
- 市町村道(認定道路)
- 鉄道
- 駅
- 交通量調査地点



国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 2.2.4 交通網及び交通量調査地点

2.2.6. 公害苦情等

(1) 公害苦情

「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）によると、2019年度（令和元年度）における、茅ヶ崎市の準工業地域、工業地域及び工業専用地域で発生した苦情は、表2.2.3に示すとおりである。騒音苦情が2件、悪臭苦情が2件あった。

表 2.2.3 用途地域別苦情件数

単位：件

地域	騒音	悪臭
準工業地域	2	2
工業地域	0	0
工業専用地域	0	0
合計	2	2

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）

(2) 事業計画地周辺の事業所等

事業計画地及びその周辺における用途地域図を図2.2.5に示す。

事業計画地及び事業計画地の北側は工業専用地域、事業計画地の南側は工業地域に指定されている。そのため、事業計画地周辺には複数の事業所が位置している。

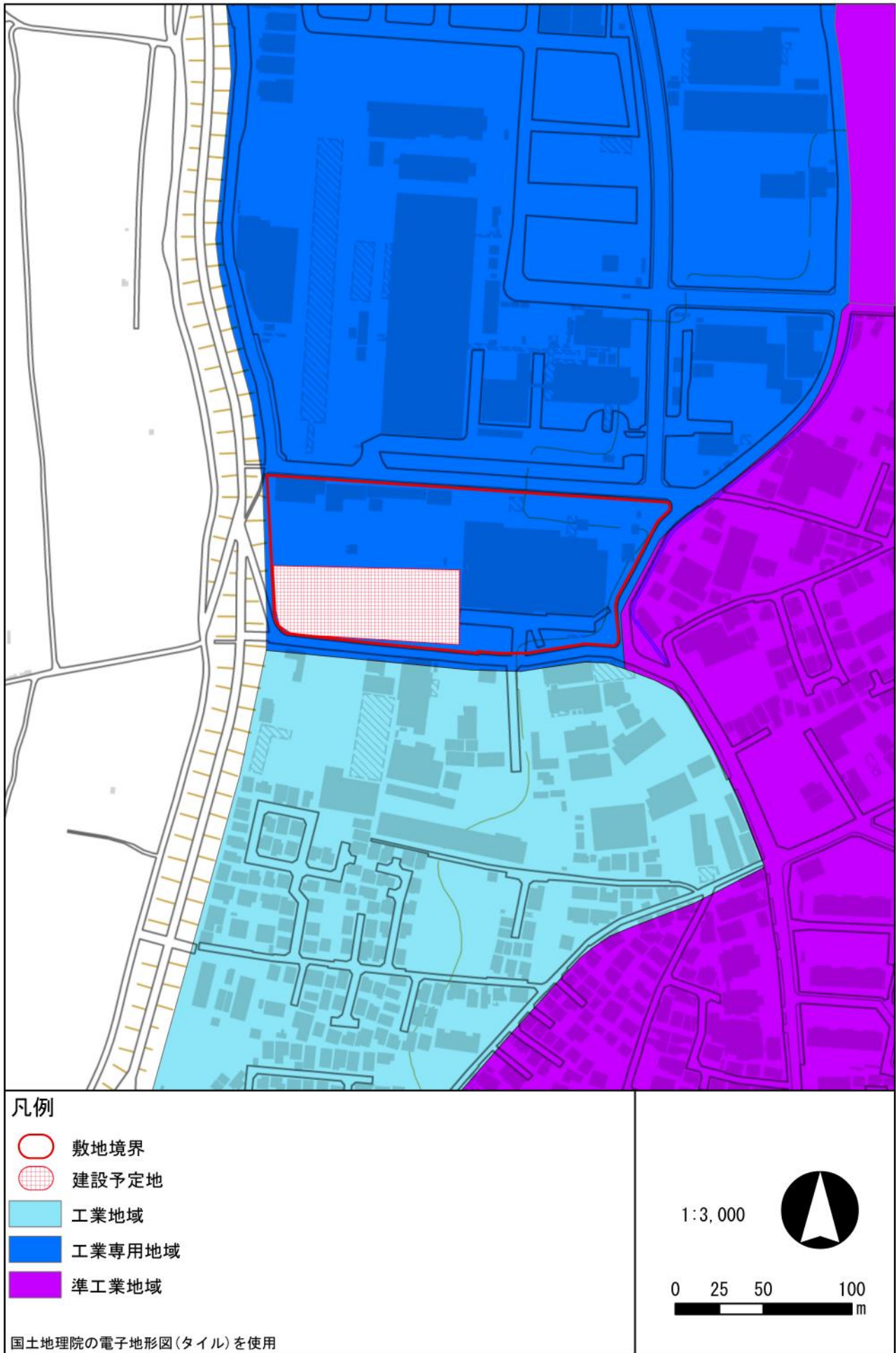


図 2.2.5 事業計画地周辺の用途地域図

2.3. 公害防止法令

2.3.1. 大気質

(1) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 2.3.1(1)～(4)に示すとおり定められている。

表 2.3.1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価については、1日平均値の年間2%除外値を用いる。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、非達成とする。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号 昭和48年6月12日 環大企143号
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価については、1日平均値の年間2%除外値を用いる。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、非達成とする。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 昭和48年6月12日 環大企143号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 長期的評価については、1日平均値の年間2%除外値を用いる。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、非達成とする。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 昭和48年6月12日 環大企143号
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	評価については、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成されているものと評価する。 なお、1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮すること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 昭和53年7月17日 環大企262号
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 2.3.1(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考	告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	平成9年2月4日 環境省告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。		平成30年11月19日 環境省告示第100号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。		平成9年2月4日 環境省告示第4号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		平成13年4月20日 環境省告示第30号

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 2.3.1(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号
平成 21 年 9 月 9 日 環水大総発第 090909001 号

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 長期的評価については、測定結果の 1 年平均値について評価を行うものとする。 短期的評価については、1 日平均値の年間 98% 値について評価を行うものとする。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 2.3.1(4) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質	環境上の条件	備考
ダイオキシン類	1 年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(2) 規制基準

1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

表 2.3.2 に大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設の規模要件を示す。本事業ではベルトコンベヤ及び破碎機を設置するため、一般粉じん発生施設に該当する可能性がある。一般粉じん発生施設には届け出義務及び構造等に関する基準が定められている。

なお、本事業は大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物（VOC）発生施設、水銀発生施設、要排出抑制施設、指定物質排出施設に該当しない。

表 2.3.2 一般粉じん発生施設の規模要件

昭和 43 年 11 月 30 日 政令第 329 号

項番号	一般粉じん発生施設	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が $1,000\text{m}^2$ 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が七五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m^3 以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること。

2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法で定める特定施設に対して排出基準が定められる。本事業はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に該当しない。

(3) 目標値等

1) 二酸化窒素の環境目標

「神奈川県環境影響評価技術マニュアル」（神奈川県環境部、昭和 56 年）によると、神奈川県では二酸化窒素に係る環境目標値を年平均値 0.02ppm 以下としている。

2) 粉じんの参考値

「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）によると、建設機械の稼働による降下ばいじん量がスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標である 20t/km²/月以下であれば、浮遊粒子状物質は不快感の目安である 0.6 mg/m³を大きく下回る。

2.3.2. 騒音

(1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 2.3.3(1)～(3)に示すとおりである。

環境基準は、表 2.3.4 に示す類型指定がされた地域に対して、類型ごとの基準が適用される。

事業計画地が位置する工業専用地域は類型指定されていないため、本施設に環境基準は適用されない。

表 2.3.3(1) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号
単位：dB

地域の類型	環境基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50 以下	40 以下	表 2.3.4 に示す地域類型の当てはめに準ずる。
A 及び B	55 以下	45 以下	
C	60 以下	50 以下	

注 1：時間区分は昼間が午前 6 時～午後 10 時、夜間が午後 10 時～午前 6 時である。

注 2：AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3：A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4：B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5：C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2.3.3(2) 道路に面する地域における騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

単位：dB

地域の区分	環境基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注：時間区分は昼間が午前 6 時～午後 10 時、夜間が午後 10 時～午前 6 時である。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 2.3.3(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

単位：dB

環境基準値	
昼間	夜間
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 以下、夜間にあっては 40 以下)によることができる。	

注 1：時間区分は昼間が午前 6 時～午後 10 時、夜間が午後 10 時～午前 6 時である。

注 2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道である。

注 3：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 15m まで。

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m まで。

表 2.3.4 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域

平成 11 年 4 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 75 号

地域の類型	地域の区分
AA	なし
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域として定められた地域
C	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた地域

注：地域の類型の分類は「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の定めるところによる。

(2) 規制基準

1) 特定施設に係る規制基準

騒音規制法では、表 2.3.5 に示す特定施設を設置する工場又は事業場に対して規制基準が適用される。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている事業所に対して、県が定めた規制基準が適用される。

表 2.3.6 に騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の、騒音に係る規制基準を示す。本施設には騒音規制法に基づく騒音規制は適用されないが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく工業専用地域の騒音規制基準は適用される。

なお、「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成30年3月）によると、本施設は準工業地域に該当する規制基準を環境保全計画値としている。

表 2.3.5 騒音規制法に定める特定施設

昭和43年11月27日 政令第324号

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上） ・製管機械 ・ベンディングマシン（ロール式で、原動機の定格出力が3.75kW以上） ・液圧プレス（矯正プレスを除く） ・機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上） ・せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式を除く） ・タンブラー ・切断機（といしを用いるものに限る。）
空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上）
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上）
織機（原動機を用いるものに限る。）
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。） ・アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ・碎木機 ・帯のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上） ・丸のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上） ・かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上）
抄紙機
印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 2.3.6 騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例における騒音の規制基準

昭和 43 年 法律第 98 号 (①)
 平成 15 年 3 月 27 日 茅ヶ崎市告示第 53 号 (①)
 平成 9 年 10 月 7 日 神奈川県条例第 35 号 (②)

単位：dB

用途地域	時間の区分		朝・夕		夜間	
	①	②	①	②	①	②
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域	50		45		40	
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域	55		50		45	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65		60		50	
工業地域	70		65		55	
工業専用地域	—	75	—	75	—	65

注：①は騒音規制法、②は神奈川県生活環境の保全等に関する条例を示す。

2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音規制法では、表 2.3.7 に示す特定建設作業に対して、表 2.3.8 に示す規制基準が適用される。

表 2.3.7 騒音規制法に基づく特定建設作業の概要

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

特定建設作業の種類
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

表 2.3.8 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省、建設省告示第 1 号
 昭和 49 年 5 月 10 日 神奈川県告示第 430 号
 昭和 49 年 5 月 10 日 神奈川県告示第 431 号

規制項目	区域区分	規制基準
基準値	1号・2号区域	85 デシベル
作業時間	1号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと
	2号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号区域	10 時間/日を超えないこと
	2号区域	14 時間/日を超えないこと
作業日数	1号・2号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	1号・2号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※区域区分

1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の地域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

3) 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 2.3.9(1) (2) に示すとおりである。

搬出入車両が走行する準工業地域においては、c 区域のうち車線を有する道路に面する区域の自動車騒音の要請限度が適用される。

表 2.3.9(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号
 平成 12 年 3 月 31 日 神奈川県告示第 250 号

区域の区分	時間の区分	
	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※区域の区分

a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 2.3.9(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

備考：

1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

2.3.3. 振動

(1) 特定工場に係る規制基準

振動規制法では、表 2.3.10 に示す特定施設を設置する工場又は事業場に対して規制基準が適用される。神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている事業所に対して、県が定めた規制基準が適用される。

表 2.3.11 に振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の、振動に係る規制基準を示す。

本施設には振動規制法に基づく振動規制は適用されないが、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく工業専用地域の振動規制基準が適用される。

なお、「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）によると、本施設は準工業地域に該当する規制基準を環境保全計画値としている。

表 2.3.10 振動規制法に定める特定施設

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス ・せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
織機（原動機を用いるものに限る。）
コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が 10kW 以上のものに限る。）
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

表 2.3.11 振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例における振動の規制基準

昭和 52 年 10 月 1 日 神奈川県告示第 701 号

昭和 52 年 10 月 1 日 神奈川県告示第 704 号

用途地域	時間の区分		夜間	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時		午後 7 時～翌日午前 8 時	
	①	②	①	②
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域	60 デシベル		55 デシベル	
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域	65 デシベル		55 デシベル	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル		60 デシベル	
工業地域	70 デシベル		60 デシベル	
工業専用地域	—	70 デシベル	—	65 デシベル

注：①は振動規制法、②は神奈川県生活環境の保全等に関する条例を示す。

(2) 特定建設作業振動に係る規制基準

振動規制法では、表 2.3.12 に示す特定建設作業に対して、表 2.3.13 に示す規制基準が適用される。

表 2.3.12 振動規制法に基づく特定建設作業の概要

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

特定建設作業の種類
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業

表 2.3.13 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

規制項目	区域区分	規制基準
基準値	1 号・2 号区域	75 デシベル
作業時間	1 号区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと
	2 号区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号区域	10 時間/日を超えないこと
	2 号区域	14 時間/日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	1 号・2 号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※区域区分

1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以内の地域

2 号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

(3) 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 2.3.14 に示すとおりである。

搬出入車両が走行する準工業地域においては、第 2 種区域の道路交通振動の要請限度が該当する。

表 2.3.14 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
平成 15 年 3 月 27 日 茅ヶ崎市告示第 59 号

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

※区域の区分

第 1 種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域

第 2 種区域：法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

2.3.4. 悪臭

茅ヶ崎市では、悪臭防止法に基づき、農業振興地域を除く茅ヶ崎市の全域における事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を対象として、臭気指数規制を導入されている。

表 2.3.15 に悪臭の規制基準を示す。本施設周辺は第 2 種区域に指定されている。

表 2.3.15 悪臭の規制基準（臭気指数）

昭和 46 年法律 第 91 号
平成 16 年 12 月 15 日 茅ヶ崎市告示第 222 号

区域の区分	敷地境界線	排出口	排水
第 1 種区域	10	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により、算出した臭気指数又は臭気排出強度	悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により、算出した臭気指数
第 2 種区域	15		

※区域の区分

第 1 種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

第 2 種区域：第 1 種区域を除く区域

3. 生活環境影響調査項目の選定

3.1. 調査項目の選定

生活環境影響調査項目の選定結果を表 3.1.1 に示す。

本事業の生活環境影響調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）に示されている破碎・選別施設の標準的な関連表を基に選定した。

表 3.1.1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境 影響要因	施設排水の 排出	施設の 稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
		生活環境 影響調査項目				
大気環境	大気質	粉じん		○		
		二酸化窒素 (NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または科学的酸素要求量 (COD)	×注			
		浮遊物質 (SS)	×注			
		その他必要な項目	×注			

○：破碎・選別施設の標準項目であり、本調査で対象とする項目。

×：破碎・選別施設の標準項目であるが、本調査で対象としない項目。

注：水質については、施設排水を下水道へ放流し、公共用水域への排出を行わない計画であるため、調査対象から除くものとする。

3.2. 選定した項目及びその理由

生活環境影響調査項目として選定した理由を表 3.2.1 に示す。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）に示されている標準的な項目のうち、大気質（施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行）、騒音（施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行）、振動（施設の稼働、廃棄物運搬車両の走行）、悪臭（施設からの悪臭の漏洩）を選定した。

表 3.2.1 生活環境影響調査項目の選定理由

調査事項	細項目	生活環境 影響要因	選定理由	
大気環境	大気質	粉じん	施設の稼働	施設の稼働によって粉じんが発生するため、影響を検討する項目として選定する。
		二酸化窒素 (NO ₂)、 浮遊粒子状物質 (SPM)	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行によって二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が発生するため、影響を検討する項目として選定する。
	騒音	騒音レベル	施設の稼働	施設の稼働によって騒音が発生するため、影響を検討する項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行によって騒音が発生するため、影響を検討する項目として選定する。
	振動	振動レベル	施設の稼働	施設の稼働によって振動が発生するため、影響を検討する項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両の走行によって振動が発生するため、影響を検討する項目として選定する。
	悪臭	特定悪臭物質濃度 又は臭気指数（臭気濃度）	施設からの悪臭の漏洩	施設から悪臭が漏洩するおそれがあるため、影響を検討する項目として選定する。

3.3. 選定しなかった項目及びその理由

生活環境影響調査項目として選定しなかった理由を表 3.3.1 に示す。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省）に示されている標準的な項目のうち、水質（施設排水の排出）を選定しなかった。

表 3.3.1 生活環境影響調査項目の非選定理由

調査事項		細項目	生活環境影響要因	非選定理由
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質量 (SS) その他必要な項目	施設排水の排出	施設排水を下水道へ放流し、公共用水域への排出を行わない計画であるため選定しない。

4. 生活環境影響調査の結果

4.1. 現地調査の概要

施設の稼働に伴う生活環境影響を対象として実施した現地調査の調査項目、調査地点、調査時期及び調査方法を表 4.1.1 に示す。

また、廃棄物運搬車両の走行に伴う生活環境影響を対象として実施した文献調査の調査項目及び調査文献を表 4.1.2 に示す。

表 4.1.1 現地調査項目

調査項目		調査地点	調査時期	調査方法
大気質	粉じん（総粉じん及び降下ばいじん）	敷地境界付近各1地点	秋季7日間	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）等に準拠した、ロウボリウムサンプラ（総粉じん）及びダストジャー（降下ばいじん）による捕集
	気象（風向、風速）			「地上気象観測指針」等に準拠
騒音	環境騒音レベル	敷地境界付近2地点	秋季24時間（虫、カエル等の音が入らない時期）	「騒音レベル測定方法」等に準拠
振動	環境振動レベル	騒音調査と同地点	騒音調査と同時	「振動レベル測定方法」等に準拠
悪臭	臭気指数（臭気濃度）	敷地境界付近2地点（測定当日の風上及び風下）	夏季1日（午前及び午後で合計4検体を採取）	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」等に準拠

表 4.1.2 文献調査項目

調査項目		調査文献	詳細
大気質	二酸化窒素（NO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）	「令和元年度大気環境の状況について 資料1」（令和2年7月、神奈川県環境農政局環境部）	p.15 表2.1.4、表2.1.5 参照
騒音	道路交通騒音レベル	「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）	p.19 表2.1.12 参照
振動	道路交通振動レベル	「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和3年1月）	p.20 表2.1.13 参照
交通量		「平成27年度道路・街路交通情勢調査」（神奈川県ホームページ）	p.39 表2.2.2 参照

4.2. 大気質

4.2.1. 現況把握調査

(1) 調査対象及び調査項目

大気質の調査は、施設の稼働による大気質への影響に対して実施した。
調査項目は表 4.2.1 に示すとおりである。

表 4.2.1 調査項目

調査項目	
大気質	粉じん（総粉じん）
	粉じん（降下ばいじん）
	気象（風向、風速）

(2) 調査地点

大気質の調査地点は図 4.2.1 に示すとおり、事業計画地の最近接民家側敷地境界上の 1 地点とした。

(3) 調査期間

大気質の調査期間は、令和 2 年 10 月 21 日（火）12：00（正午）～令和 2 年 10 月 28 日（水）12：00（正午）の 1 季 7 日間とした。

(4) 調査方法

大気質の調査方法は表 4.2.2 に示すとおりである。

表 4.2.2 調査方法

調査項目		調査方法	備考
大気質	粉じん（総粉じん）	地上高さ 1.5 m 位置でロウボリ ュームサンプルによる捕集	「廃棄物処理施設生活環境影響調 査指針」（平成 18 年、環境省）に示 される調査手法
	粉じん（降下ばいじん）	地上高さ 3 m 位置でダストジャ ーによる捕集	
	気象（風向、風速）	地上高さ 3 m 位置で風向風速計 による測定	「地上気象観測指針」に準拠

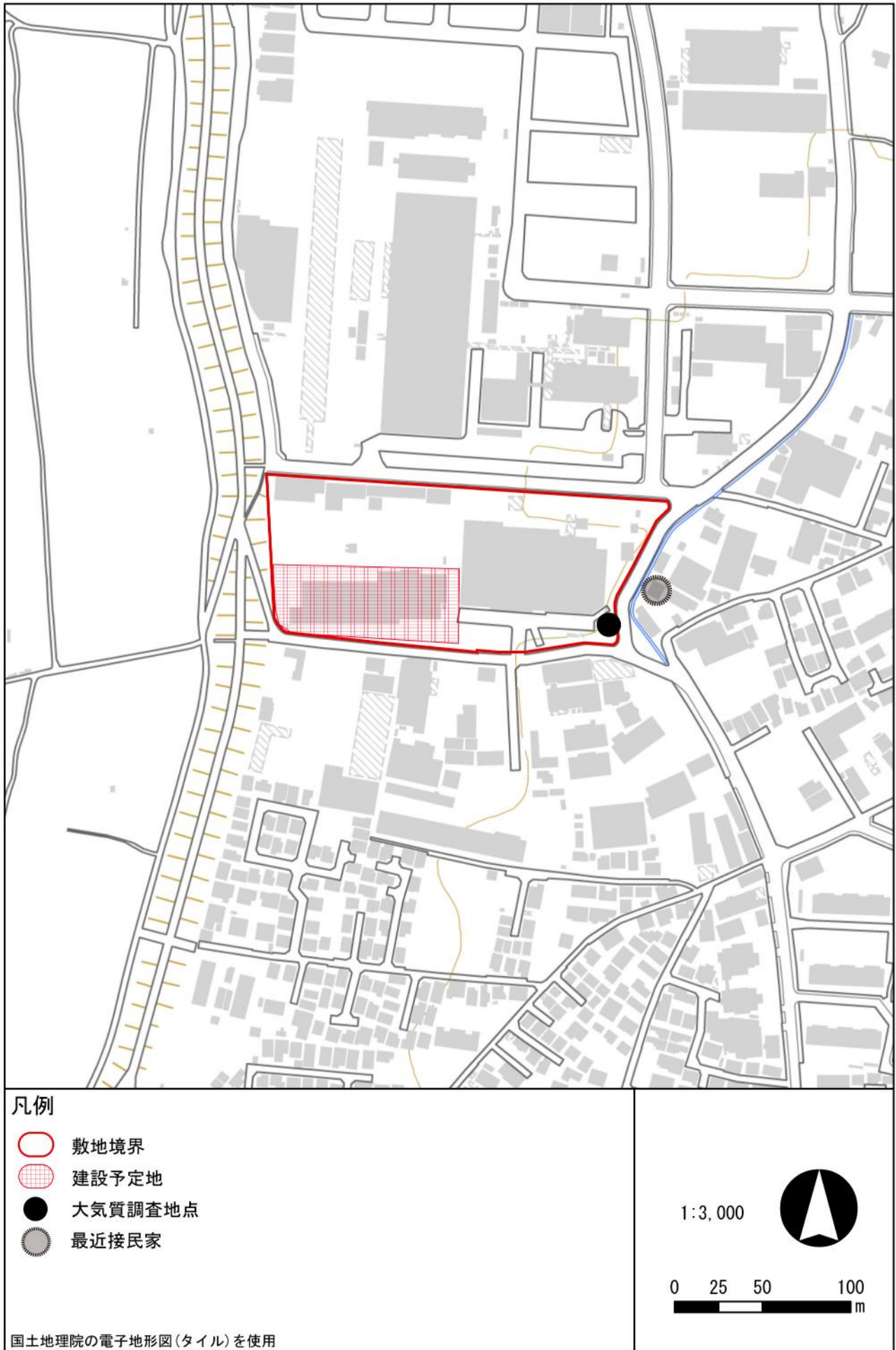


図 4.2.1 大気質調査地点

(5) 調査結果

1) 粉じん（総粉じん）

粉じん（総粉じん）の調査結果は、表 4.2.3、図 4.2.2 に示すとおりである。

調査期間中の総粉じん量は 1 日 0.023~0.063mg/m³であり、参考値（1 日合計 0.10mg/m³以下）を下回った。

表 4.2.3 粉じん（総粉じん）調査結果

単位：mg/m³

採取日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	参考値
総粉じん量	0.046	0.062	0.028	0.023	0.037	0.049	0.063	0.10

注 1：採取日は正午から次の日の正午の期間を示す。

注 2：参考値は、p. 43 表 2.3.1(1)に示す浮遊粒子状物質の環境基準を基に設定した。なお、粉じん（総粉じん）調査では 1 時間値を測定していないため、参考値は 1 日合計 0.10mg/m³以下とした。

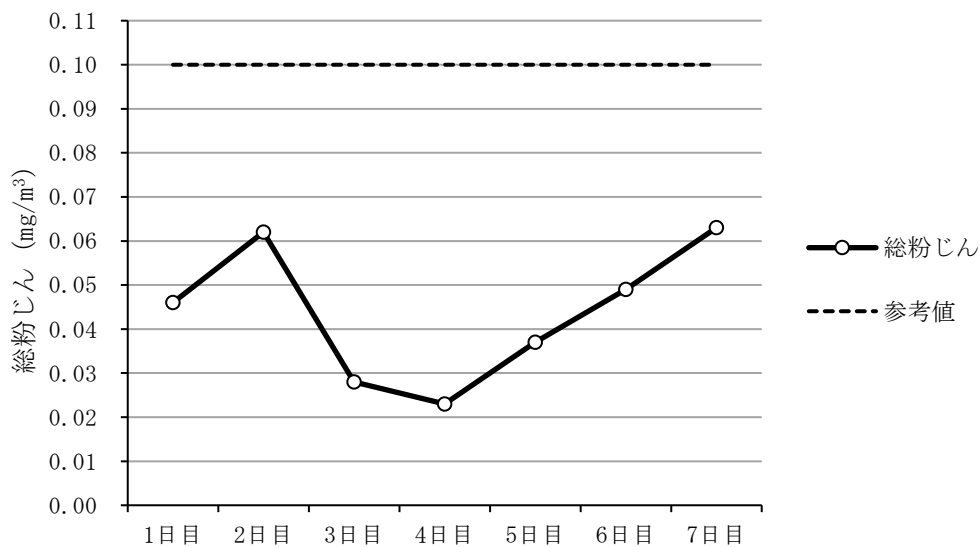


図 4.2.2 粉じん（総粉じん）調査結果

2) 粉じん（降下ばいじん）

粉じん（降下ばいじん）の調査結果は、表 4.2.4 に示すとおりである。

調査結果は 14.50t/km²/30 日であり、参考値（20t/km²/30 日）を下回った。

表 4.2.4 粉じん（降下ばいじん）調査結果

単位：t/km²/30 日

溶解性物質	不溶解性物質	降下ばいじん量 (溶解性物質及び不溶解性物質の和)	参考値
14.02	0.48	14.50	20

注：参考値は、p. 45 に示す「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）において環境を保全する上での目安としているスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を基に設定した。

3) 気象（風向・風速）

気象の調査結果を表 4.2.5 に、風配図を図 4.2.3 に示す。

期間平均風速は 1.7m/s、最多風向は北となっていた。

表 4.2.5 気象調査結果

調査項目 調査期間	風速 (m/s)			風向		気温 (°C)			湿度 (%)		
	最大	最小	平均	最多	最大風速時	最大	最小	平均	最大	最小	平均
1 日目	3.9	1.7	2.6	N	N	20.7	14.9	17.6	69	40	57
2 日目	2.7	1.4	2.0	N	N	23.5	17.5	19.5	94	50	69
3 日目	2.1	0.0	1.2	N	N	20.7	14.8	17.5	94	48	82
4 日目	5.7	0.0	1.5	NNE	WSW	22.2	10.6	16.2	86	40	63
5 日目	2.9	0.3	1.4	NNE	WSW	22.1	12.0	16.0	79	41	63
6 日目	3.1	0.4	1.9	N	N	22.5	14.5	18.2	74	37	60
7 日目	2.6	0.1	1.4	N	N	20.9	13.6	17.5	83	48	66
1 時間値 の最大値	5.7	—	—	—	WSW	23.5	—	—	94	—	—
1 時間値 の最小値	—	0.0	—	—	—	—	10.6	—	—	37	—
期間 平均値	—	—	1.7	—	—	—	—	17.5	—	—	66
期間合計	—	—	—	N	—	—	—	—	—	—	—

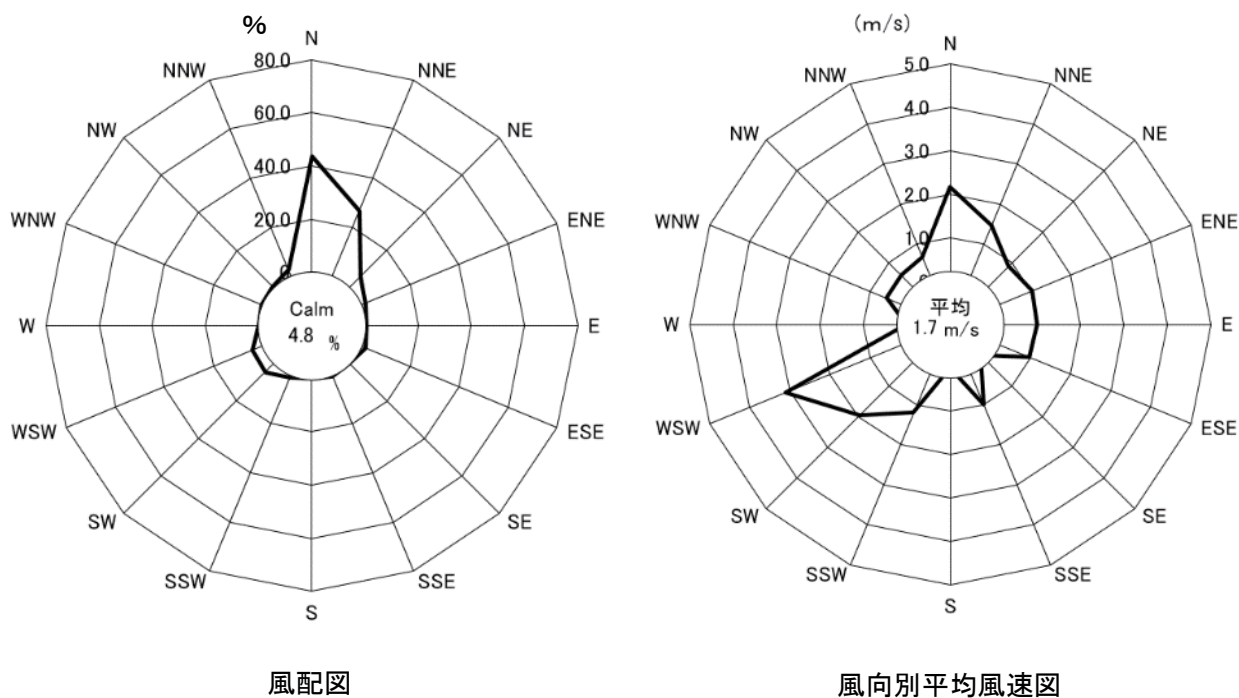


図 4.2.3 風向・風速調査結果

4.2.2. 予測

(1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

2) 予測項目

予測項目は、施設の稼働に伴う粉じんの濃度とした。

3) 予測方法

① 予測地域

予測地域は、事業計画地の敷地境界とした。

② 予測手法

予測方法は地域の気象特性及び現地調査結果を踏まえた上で、事業内容を考慮した定性的な方法とした。

地域の気象特性は、辻堂地域気象観測所における2020年の気象データを、ビューフォートの風力階級による風向別・風速階級別出現頻度で整理することで把握した。

4) 予測結果

地域の気象特性として、辻堂地域気象観測所における通年（2020年）の風速出現頻度を表4.2.6及び図4.2.4に示す。また、気象庁の風力階級表を表4.2.7に示す。

風力階級表によると、風力4（地上10mの風速で5.5～7.9m/s）の風が吹いた場合、「砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。」状態である。辻堂地域気象観測所（2020年）における風速5.5m/s以上の風の出現頻度は年間11.3%であり、粉じんが発生するような風速の出現頻度は少ない。

また、最寄りの気象観測所（辻堂）の2016年～2020年の年間最多風向は2016年、2017年、2019年、2020年においては北北東、2018年においては南南西であった（p.12表2.1.2参照）。近接民家は施設の東側に位置しており、施設の風下側になることは少ないと推察する。

さらに、本施設では環境保全対策を行うことから、粉じんの予測結果は現地調査結果（p.59表4.2.3、表4.2.4参照）と同等の、粉じん（総粉じん）0.023～0.063mg/m³及び粉じん（降下ばいじん）14.5t/km²/30日とした。

表 4.2.6 辻堂地域気象観測所（2020 年）における風速出現頻度

風速 (m/s)	春季		夏季		秋季		冬季		年間	
	出現 回数 (回)	出現 頻度 (%)	出現 回数 (回)	出現 頻度 (%)	出現 回数 (回)	出現 頻度 (%)	出現 回数 (回)	出現 頻度 (%)	出現 回数 (回)	出現 頻度 (%)
0.0~0.2	14	0.6	29	1.3	12	0.6	2	0.1	57	0.7
0.3~1.5	347	15.7	519	23.5	352	16.2	431	19.8	1,649	18.8
1.6~3.3	904	40.9	864	39.1	1,086	50.0	1,240	56.9	4,094	46.7
3.4~5.4	621	28.1	418	18.9	531	24.4	409	18.8	1,979	22.6
5.5~7.9	254	11.5	226	10.2	168	7.7	83	3.8	731	8.3
8.0~10.7	60	2.7	114	5.2	25	1.1	10	0.5	209	2.4
10.8 以上	8	0.4	38	1.7	0	0.0	3	0.1	49	0.6
合計	2,208	100.0	2,208	100.0	2,174	100.0	2,178	100.0	8,768	100.0
5.4 未満	1,886	85.4	1,830	82.9	1,981	91.1	2,082	95.6	7,779	88.7
5.5 以上	322	14.6	378	17.1	193	8.9	96	4.4	989	11.3

備考：春季は3月～5月、夏季は6月～8月、秋季は9月～11月、冬季は12月～2月の集計値である。

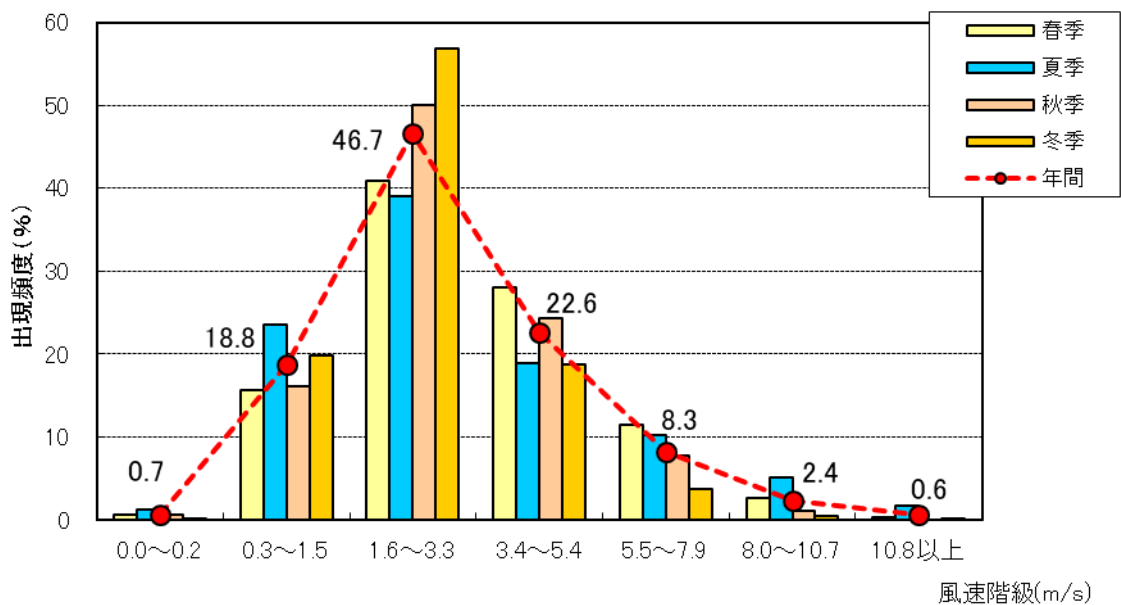


図 4.2.4 辻堂地域気象観測所（2020 年）における風速出現頻度

表 4.2.7 気象庁風力階級表

風力	地上 10m の風速 (m/s)	陸上の状態
0	0.0～ 0.2	静穏、煙はまっすぐに昇る。
1	0.3～ 1.5	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。
2	1.6～ 3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。
3	3.4～ 5.4	木の葉や細い小枝がたえず動く。軽い旗が開く。
4	5.5～ 7.9	砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。
5	8.0～10.7	葉のあるかん木がゆれはじめる。池や沼の水面に波がしらが立つ。
6	10.8～13.8	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。
7	13.9～17.1	樹木全体がゆれる。風に向かっては歩きにくい。
8	17.2～20.7	小枝が折れる。風に向かっては歩けない。
9	20.8～24.4	人家にわずかの損害がおこる。(煙突が倒れ、かわらがはがれる。)
10	24.5～28.4	陸地の内部ではめずらしい。樹木がねこそぎになる。人家に大損害がおこる。
11	28.5～32.6	めったにおこらない。広い範囲の破壊を伴う。
12	32.7 以上～	—

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

2) 予測項目

予測項目は、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出される大気汚染物質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）とした。

3) 予測方法

① 予測地域

予測地域は、廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とした。

② 予測手法

予測手法は、既存の大気汚染物質濃度測定結果及び交通量調査結果を踏まえた上で、事業の内容を考慮した定性的な方法とした。

4) 予測結果

本施設に最も近い自動車排出ガス測定局である茅ヶ崎駅前交差点における、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の令和元年度年間測定結果を表 4.2.8 に示す。

また、本施設の搬出入車両の主な走行ルートにおける、平成 27 年度交通量調査結果を表 4.2.9 に示す。

現施設の搬出入車両台数は平均 167 台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数 11,197～14,446 台の 2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、道路沿道における予測結果は、現況と同等の、二酸化窒素の 1 日平均値年間 98% 値 0.029ppm、浮遊粒子状物質の 1 日平均値年間 2%除外値 0.043mg/m³とした。

表 4.2.8 茅ヶ崎駅前交差点自動車排出ガス測定局の年間測定結果（令和元年度）

二酸化窒素		浮遊粒子状物質	
1 日平均値	年間 98% 値	1 日平均値	年間 2% 除外値
(ppm)		(mg/m ³)	
0.029		0.043	

出典：「令和元年度大気環境の状況について 資料 1」（令和 2 年 7 月、神奈川県環境農政局環境部）

表 4.2.9 交通量調査結果（平成 27 年度）

No.	路線名	観測地点 地名	歩行者 類 (人)	自転車 類 (台)	動力付 き二輪 車 (台)	自動車類		平成 27 年度自動 車類合計 (台)	大型車混 入率 (%)
						小型車 (台)	大型車 (台)		
4	相模原 茅ヶ崎	茅ヶ崎市 萩園 720	53	487	672	9,481	1,716	11,197	15.3
5	伊勢原 藤沢	茅ヶ崎市 萩園 459	71	377	986	12,626	1,820	14,446	12.6

注：No. は p. 40 図 2.2.4 に示す交通量調査地点番号に対応する。

出典：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」（神奈川県ホームページ）

4.2.3. 影響の分析

(1) 施設の稼働に伴う大気質への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、粉じんへの影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.2.10 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。

表 4.2.10 生活環境の保全上の目標

項目	目標	目標の設定根拠
粉じん (総粉じん)	1日合計 0.10mg/m ³ 以下	浮遊粒子状物質の環境基準 (p.43 表 2.3.1(1)参照)。 なお、粉じん(総粉じん)調査では1時間値を測定していないため、参考値は1日合計 0.10mg/m ³ 以下とした。
粉じん (降下ばいじん)	20t/km ² /30日	「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において環境を保全する上での目安としているスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標 (p.45 参照)。

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.2.11 に示す環境保全対策を実施することから、粉じんへの影響が実行可能な範囲内内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4.2.11 環境保全対策

項目	内容
粉じん 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・粉じんが発生しにくい機器を選定する。・散水等により粉じんの発生を防ぐ。・設備を建屋内に設置し、局所排気装置により発生した粉じんを吸引し、集じん装置で捕集する。・集じん器の設置により排気中の粉じん濃度は 0.01g/m³以下とする。・作業環境は作業環境基準 (日本産業衛生学会の勧告値) である 2mg/m³以下を維持する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4.2.12 に示す。

粉じん(総粉じん)の予測結果 (p.61 参照) は現地調査結果 (p.59 表 4.2.3 参照) と同等の 0.023~0.063mg/m³であり、目標値 (表 4.2.10 参照) の 0.10mg/m³を下回っていた。

粉じん(降下ばいじん)の予測結果 (p.61 参照) は現地調査結果 (p.59 表 4.2.4 参照) と同等の 14.5t/km²/30日であり、目標値 (表 4.2.10 参照) の 20t/km²/30日を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4.2.12 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

項目	予測結果	目標値
粉じん（総粉じん）	0.023～0.063mg/m ³	0.10mg/m ³
粉じん（降下ばいじん）	14.5t/km ² /30日	20t/km ² /30日

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.2.13 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。

表 4.2.13 生活環境の保全上の目標

項目	目標	目標の設定根拠
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること	二酸化窒素の環境基準（長期的評価） （p.43 表 2.3.1(1)参照）
浮遊粒子状物質	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること	浮遊粒子状物質の環境基準（長期的評価） （p.43 表 2.3.1(1)参照）

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.2.14 に示す環境保全対策を実施することから、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4.2.14 環境保全対策

項目	内容
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	廃棄物運搬車両の走行 <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両台数は現行を維持または減少させる。 ・搬出入車両が周辺の交通に影響を与えないよう十分配慮された施設とする。 ・搬出入車両の適切な維持管理により大気汚染物質の発生を抑制する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4.2.15 に示す。

二酸化窒素の予測結果は現況の観測結果（p.63 表 4.2.8 参照）と同等の1日平均値年間98%値0.029ppmであり、目標値（表 4.2.13 参照）の0.04ppmを下回っていた。

浮遊粒子状物質の予測結果は現況の観測結果（p.63 表 4.2.8 参照）と同等の0.043mg/m³（日平均値年間2%除外値）であり、目標値（表 4.2.13 参照）の0.10mg/m³を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4.2.15 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

項目	予測結果	目標値
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値 0.029ppm	1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1日平均値の年間2%除外値 0.043mg/m ³	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること

4.3. 騒音

4.3.1. 現況把握調査

(1) 調査対象及び調査項目

騒音の調査は、施設の稼働による騒音への影響に対して実施した。
調査項目は表 4.3.1 に示す。

表 4.3.1 調査項目

調査項目	
騒音	時間率騒音レベル (L ₅ 、L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ 、L ₉₅)
	等価騒音レベル (L _{Aeq})

(2) 調査地点

騒音の調査地点は図 4.3.1 に示すとおり、事業計画地の最近接民家側敷地境界上及び本施設に最も近い敷地境界上の 2 地点とした。

(3) 調査期間

騒音の調査期間は、令和 2 年 10 月 27 日（火）12：00（正午）～令和 2 年 10 月 28 日（水）12：00（正午）の 1 季 24 時間とした。

(4) 調査方法

騒音の調査方法は表 4.3.2 に示すとおりである。

表 4.3.2 調査方法

調査項目		調査方法	備考
騒音	時間率騒音レベル (L ₅ 、L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ 、 L ₉₅)	敷地境界上の地上 1.2m の高さ に、JIS C 1502 に定める普通騒 音計を設置し 24 時間連続測定 を行った。なお、聴感補正回路 は A 特性を用いた。	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) に規定する方法
	等価騒音レベル (L _{Aeq})		

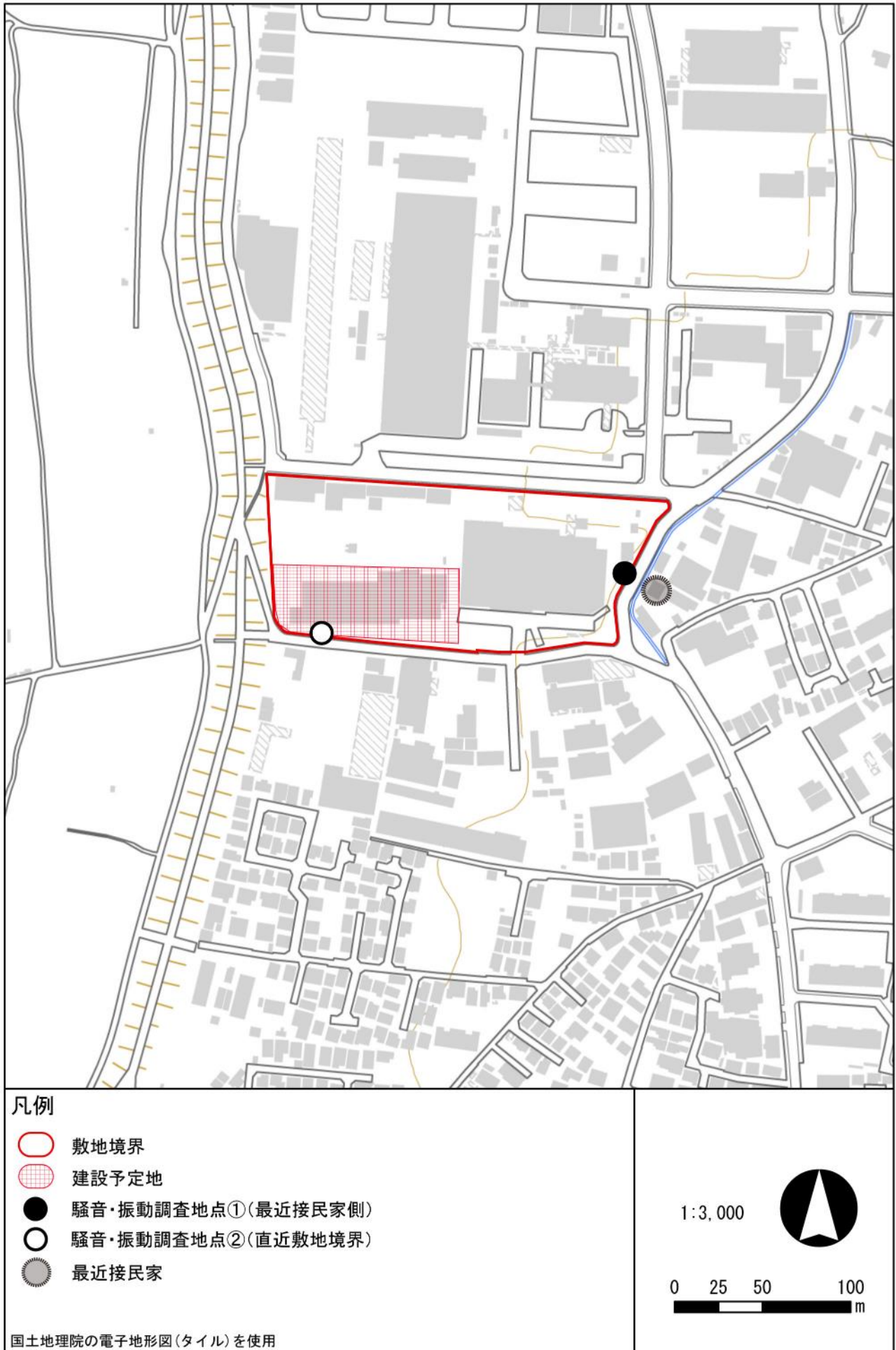


図 4.3.1 騒音・振動調査地点

(5) 調査結果

基準時間帯における時間率騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_5 ）の調査結果を表4.3.3に示す。

本施設には神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工業専用地域の騒音規制基準が適用される（p.46参照）。また、「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成30年3月）によると、本施設では工業専用地域の騒音規制基準よりも厳しい準工業地域の規制基準値を、環境保全計画値として定めている。調査地点②の昼間の時間帯で環境保全計画値を4dB超過した以外は、環境保全計画値（準工業地域の規制基準値）を満足した。また、すべての地点及び時間帯において、工業専用地域の規制基準値を満足した。

近接民家側に位置する調査地点①の基準時間帯における等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の調査結果を表4.3.4に示す。本施設は騒音に係る環境基準の地域の類型（p.46表2.3.4参照）に指定されていないが、参考として調査結果をC類型の環境基準（p.45表2.3.3(1)参照）と比較した。その結果、調査結果はC類型の環境基準（参考値）を満足した。

調査地点①における時間別騒音レベル調査結果を表4.3.5及び図4.3.2、調査地点②における時間別騒音レベル調査結果を表4.3.6及び図4.3.3に示す。

調査地点②における騒音レベルの時間変動は、表4.3.6及び図4.3.3の赤枠に示すとおりである。周辺工場の作業音の影響が少ない12時台とその前後の11時台及び13時台を比較すると、時間率騒音レベルの90%レンジ上端値（ L_5 ）では19.2～22.7dBの差があり、この差が周辺工場からの寄与分と考えられる。

なお、調査期間中に同じ敷地内に位置するごみ焼却処理施設は稼働しており、当該施設の騒音影響は現地調査結果に含まれている。

以上のことから、調査地点②の昼間の時間帯では環境保全計画値を4dB超過しているが、周辺工場からの寄与分を除いた場合、環境保全計画値を十分満足するものと考えられる。

表 4.3.3 基準時間帯における時間率騒音レベル調査結果（ L_5 ）

単位：dB

時間帯	基準時間帯時間率騒音レベル (L_5)		環境保全計画値 (準工業地域)	規制基準値 (工業専用地域)
	調査地点①	調査地点②		
朝 (6時～8時)	56 (56.2)	55 (55.0)	60 以下	75 以下
昼間 (8時～18時)	59 (59.4)	69 (68.5)	65 以下	75 以下
夕 (18時～23時)	53 (52.9)	44 (43.8)	60 以下	75 以下
夜間 (23時～翌朝6時)	51 (50.9)	44 (43.5)	55 以下	65 以下

注：基準値等との比較時には、整数化した騒音レベルを用いる。

表 4.3.4 基準時間帯における等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）調査結果

単位：dB

時間帯	基準時間帯等価騒音レベル (L_{Aeq})	参考値 (C類型の環境基準)
	調査地点①	
昼間 (6時～22時)	55 (54.8)	60 以下
夜間 (22時～翌朝6時)	49 (49.3)	50 以下

注：基準値等との比較時には、整数化した騒音レベルを用いる。

表 4.3.5 調査地点①における時間別騒音レベル調査結果

単位：dB

時間	等価騒音レベル	時間率騒音レベル					基準時間帯騒音レベル	
	L _{Aeq}	L ₅	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}
6:00 ~ 7:00	51.4	53.1	52.7	51.0	50.1	49.9	朝 56.2	昼間 54.8
7:00 ~ 8:00	54.8	59.3	57.6	52.9	50.3	49.9		
8:00 ~ 9:00	55.3	59.0	57.5	54.2	52.0	51.3	昼間 59.4	
9:00 ~ 10:00	55.3	59.2	57.8	54.0	51.8	51.2		
10:00 ~ 11:00	54.3	57.6	56.3	53.4	51.5	51.1		
11:00 ~ 12:00	53.9	57.3	56.0	53.0	51.1	50.7		
12:00 ~ 13:00	52.6	55.8	54.1	51.2	49.8	49.5		
13:00 ~ 14:00	56.2	60.4	59.0	54.6	51.9	51.5		
14:00 ~ 15:00	58.4	63.2	61.6	56.2	52.9	52.2		
15:00 ~ 16:00	58.7	62.7	61.3	57.5	53.9	53.1		
16:00 ~ 17:00	54.4	58.0	56.7	53.1	51.3	50.8		
17:00 ~ 18:00	55.9	60.4	58.8	54.5	51.5	51.0		
18:00 ~ 19:00	51.9	54.6	53.6	51.3	49.8	49.4	夕 52.9	
19:00 ~ 20:00	51.5	54.6	53.5	50.8	49.2	48.8		
20:00 ~ 21:00	50.2	52.2	51.6	49.8	48.4	48.2		
21:00 ~ 22:00	51.1	51.8	51.2	50.0	48.5	48.2		
22:00 ~ 23:00	49.6	51.3	50.9	49.3	48.2	48.0	夜間 50.9	
23:00 ~ 0:00	49.0	50.4	50.1	48.6	47.8	47.6		
0:00 ~ 1:00	49.1	50.5	50.2	48.9	47.9	47.7		
1:00 ~ 2:00	49.0	50.7	50.4	48.7	47.6	47.4		
2:00 ~ 3:00	49.3	51.0	50.6	49.1	47.9	47.7		
3:00 ~ 4:00	49.2	50.6	50.3	48.9	48.1	47.8		
4:00 ~ 5:00	49.1	51.0	50.6	48.6	47.9	47.8		
5:00 ~ 6:00	50.3	52.1	51.6	50.0	48.8	48.5		

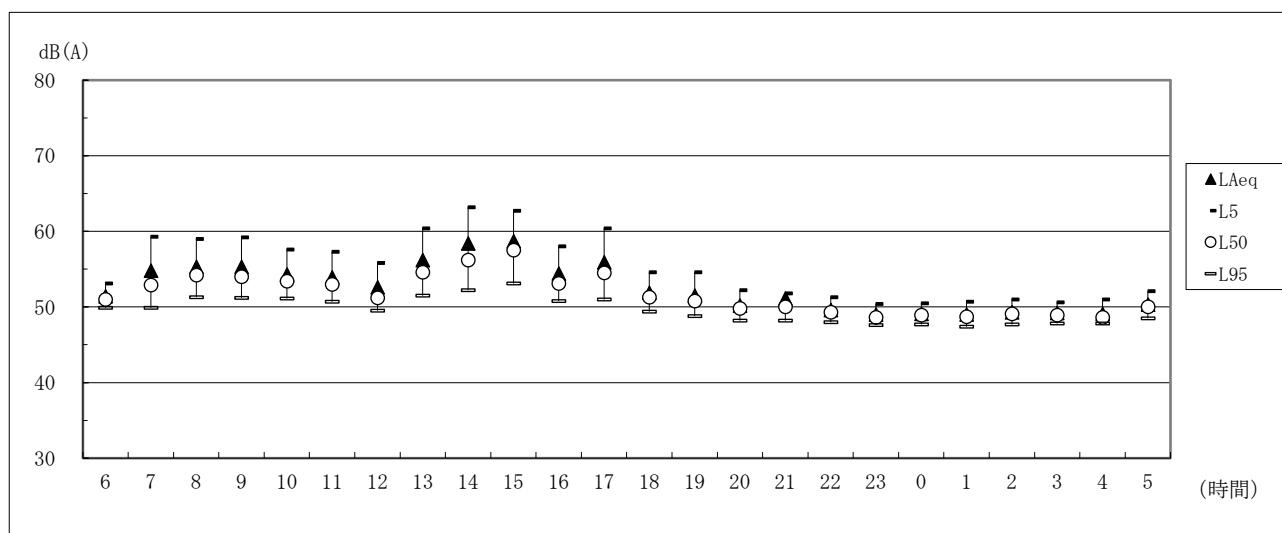


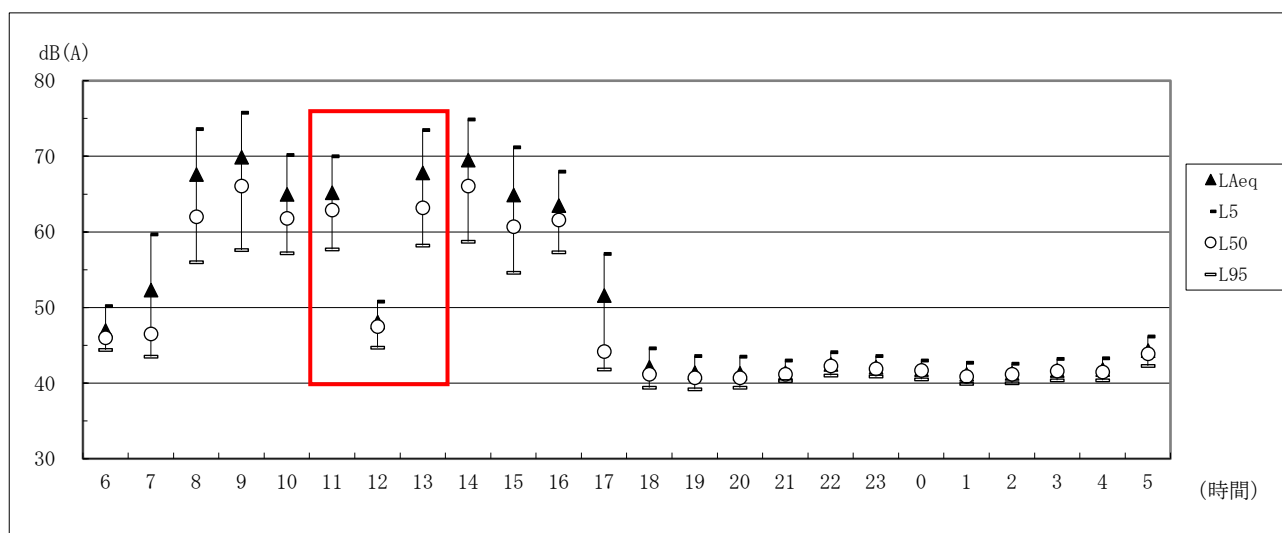
図 4.3.2 調査地点①における時間別騒音レベル調査結果

表 4.3.6 調査地点②における時間別騒音レベル調査結果

単位：dB

時間	等価騒音レベル	時間率騒音レベル					基準時間帯騒音レベル	
	L _{Aeq}	L ₅	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}
6:00 ~ 7:00	47.0	50.2	48.5	46.0	44.7	44.4	朝 55.0	昼間 64.3
7:00 ~ 8:00	52.3	59.7	54.9	46.5	43.9	43.5		
8:00 ~ 9:00	67.6	73.6	71.4	62.0	57.2	56.0	昼間 68.5	
9:00 ~ 10:00	69.9	75.8	73.6	66.1	59.1	57.6		
10:00 ~ 11:00	65.0	70.2	67.7	61.8	58.1	57.2		
11:00 ~ 12:00	65.2	70.0	69.0	62.9	58.9	57.7		
12:00 ~ 13:00	48.1	50.8	49.6	47.5	45.3	44.7		
13:00 ~ 14:00	67.8	73.5	72.3	63.2	59.0	58.2		
14:00 ~ 15:00	69.5	74.9	74.0	66.1	59.6	58.7	夕 43.8	
15:00 ~ 16:00	64.9	71.2	70.1	60.7	55.9	54.6		
16:00 ~ 17:00	63.5	68.0	66.3	61.6	58.5	57.3		
17:00 ~ 18:00	51.6	57.1	51.1	44.2	42.2	41.8		
18:00 ~ 19:00	42.1	44.6	43.4	41.2	39.8	39.4		
19:00 ~ 20:00	41.4	43.6	43.0	40.7	39.4	39.2		
20:00 ~ 21:00	41.3	43.5	42.9	40.7	39.6	39.4	夜間 43.5	夜間 42.2
21:00 ~ 22:00	41.4	43.0	42.4	41.2	40.4	40.3		
22:00 ~ 23:00	42.5	44.1	43.6	42.3	41.3	41.0		
23:00 ~ 0:00	42.1	43.6	43.0	41.9	41.1	40.9		
0:00 ~ 1:00	41.8	43.0	42.6	41.7	40.8	40.5		
1:00 ~ 2:00	41.2	42.7	42.3	40.9	40.1	39.9		
2:00 ~ 3:00	41.3	42.6	42.2	41.2	40.2	40.0	夜間 43.5	
3:00 ~ 4:00	41.7	43.2	42.7	41.6	40.7	40.4		
4:00 ~ 5:00	41.8	43.3	42.8	41.5	40.6	40.4		
5:00 ~ 6:00	44.3	46.2	45.5	43.9	42.6	42.3		

注：赤枠は一般的な昼休みの時間である 12 時台及びその前後の時間を示す。



注：赤枠は一般的な昼休みの時間である 12 時台及びその前後の時間を示す。

図 4.3.3 調査地点②における時間別騒音レベル調査結果

4.3.2. 予測

(1) 施設の稼働に伴う騒音への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

予測対象時間は、騒音の規制基準における昼間（8:00～18:00）（p. 48 表 2.3.6 参照）とした。

2) 予測項目

予測対象は施設の稼働とし、予測項目は規制基準の評価を行う際に用いられる騒音レベルの90%レンジの上端値（L₅）とした。

3) 予測方法

① 予測地域・地点

予測地域及び予測地点を図 4.3.4 に示す。

予測地域は、事業計画地周辺とした。予測地点は事業計画地の最近接民家側敷地境界上（予測地点①）及び本施設に最も近い敷地境界上（予測地点②）の2地点とした。予測高さは地上1.2mとした。

② 予測手法

i. 予測手順

施設の稼働による騒音レベルの予測手順を図 4.3.5 に示す。

予測は、音源の条件として、設備機器の種類、台数、騒音パワーレベルを設定し、伝搬理論式により算出した各設備機器から予測地点への騒音レベルを合成することにより施設からの寄与値を算出した。また、算出した施設の稼働による寄与値に暗騒音レベルを合成し、予測地点における騒音レベル予測結果とした。

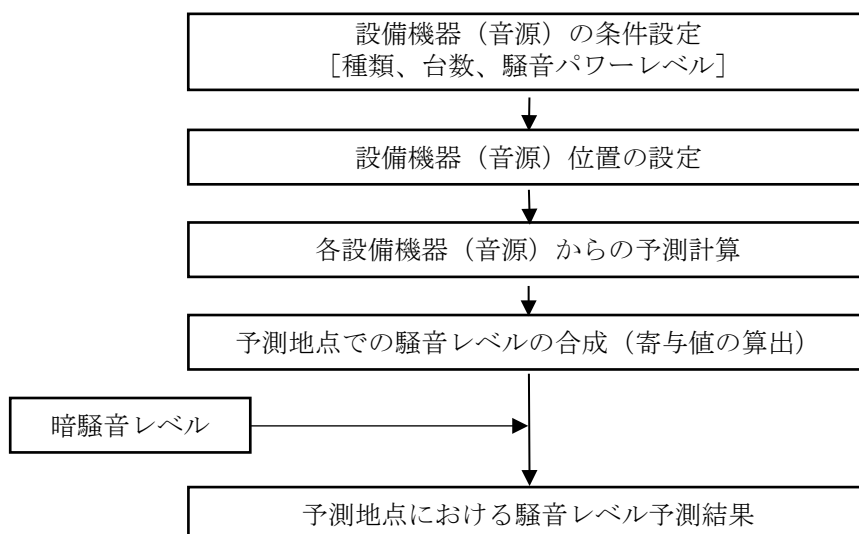


図 4.3.5 施設の稼働による騒音レベルの予測手順

ii. 予測式

建屋内に設置される機器の音は、壁の透過損失、距離による減衰、回折による減衰を経て受音点に達する。施設の稼働による騒音の予測計算には、以下に示す式を用いた。

A) 室内壁際の騒音レベルの算出

音源より発せられた騒音が壁際まで到達したときの値は次式により求めた。

$$L_{in} = L_w + 10 \cdot \log_{10} \left(\frac{Q}{4 \cdot \pi \cdot r_1^2} + \frac{4}{R} \right)$$

ここで、

- L_{in} : 室内騒音レベル (dB)
- L_w : 音源のパワーレベル (dB)
- Q : 音源の方向係数
(床上に音源があるものとし、 $Q=2$)
- r_1 : 音源から室内受音点までの距離 (m)
(室内受音点は壁際から 1m の位置とした)
- R : 室定数 (m^2)

室定数は次式により求めた。

$$R = \frac{S \cdot \alpha}{(1 - \alpha)}$$

ここで、

- S : 室全表面性 (m^2)
- α : 平均吸音率

同一室内に複数の音源がある場合には、合成音のパワーレベルを次式により求めた。

$$L_w = 10 \log \left[\sum_{i=1}^n 10^{L_{wi}/10} \right]$$

ここで、

- L_{wi} : 音源 i に対する受音点の騒音レベル
- n : 音源の個数

B) 外壁面放射パワーレベル

外壁面からの放射パワーレベルは次式により求めた。

$$L_{out} = L_{in} - TL - 10 \cdot \log_{10}(S \cdot \alpha / S_i)$$

ここで、

- L_{out} : 室外壁側 1m の騒音レベル (dB)
- TL : 透過損失 (dB)
- S : 室全表面積 (m^2)
- α : 平均吸音率
- S_i : 壁の表面積 (m^2)

C) 外部伝搬計算

予測地点における騒音レベルは、外壁面を適当な数に分割し、それぞれを点音源で代表させた後、次式により求めた。

$$L' = L_{out} + 10 \log S' + 10 \log \left(\frac{1}{2 \cdot \pi \cdot \ell^2} \right)$$

ここで、

- L' : 予測地点における騒音レベル (dB)
- S' : 分割壁の面積 (m²)
- ℓ : 建物外壁から予測地点までの距離 (m)

受音点において複数の音源からの寄与がある場合には、次式により合成騒音レベルを求めた。

$$L_w = 10 \log \left[\sum_{i=1}^n 10^{L_{wi}/10} \right]$$

ここで、

- L_{wi} : 音源 i に対する受音点の騒音レベル (dB)
- n : 音源の個数

③ 予測条件

i. 機器の台数及び発生騒音レベル

設備機器の台数及び音源のパワーレベルを表 4.3.7 に示す。設備機器の台数は、本施設の基本計画 (p.7 表 1.8.1 参照) に基づき設定した。

表 4.3.7 設備機器の台数及び発生騒音レベル

設備	機器	音源のパワーレベル (dB)	台数 (台)
受入・供給設備	受入ホッパ	81	1
	受入コンベヤ	86	1
破碎設備	低速回転破碎機	107	1
	高速回転破碎機	107	1
搬送設備	コンベヤ	86	2
選別設備	磁力選別機	95	1
	アルミ選別機	95	1
貯留・搬出設備	鉄バンカ	91	1
	アルミバンカ	91	1
破碎残渣搬出設備	破碎残渣バンカ	91	1
集じん・脱臭設備	集じん装置	88	2
	脱臭装置	85	1
	集じん・脱臭用送風機	75*	1

注 1 : 発生騒音レベルは機側 1m の値である。

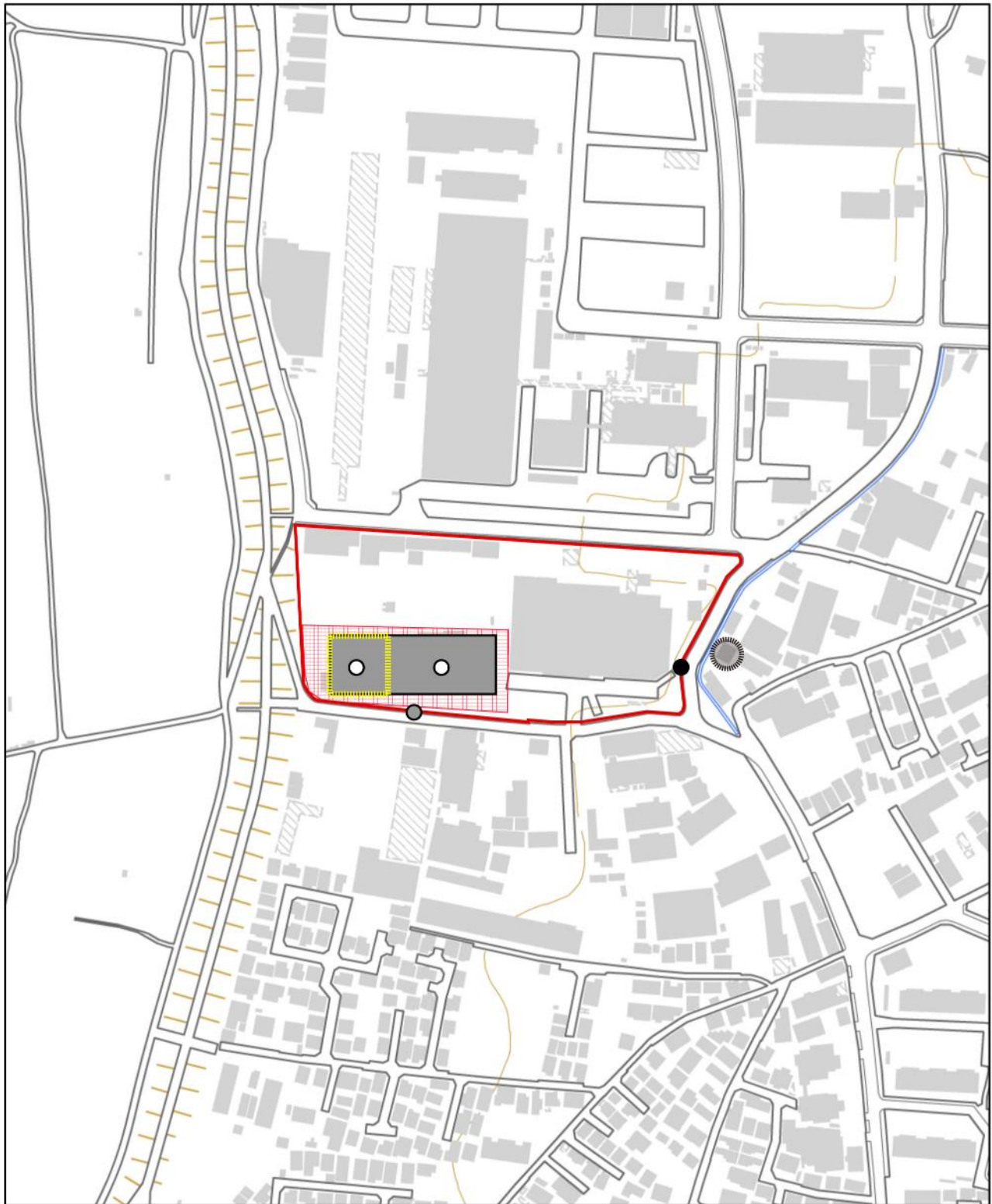
注 2 : ※は他事例から設定した。その他の発生騒音レベルは、メーカーアンケートを参考に設定した。

ii. 機器の配置









建屋配置は図 4.3.4 に示す位置とした。

建屋範囲は縦 30m、横 85m とした。建屋西側 0m~30m は破碎機室とした。

低速回転破碎機及び高速回転破碎機は破碎機室中央に設置した。その他の機器は、破碎機室以外の建屋中央に配置した。



凡例

- | | | | |
|---|-------|---|-------|
|  | 敷地境界 |  | 予測地点① |
|  | 建設予定地 |  | 予測地点② |
|  | 最近接民家 | | |
|  | 建屋配置 | | |
|  | 破碎機室 | | |
|  | 機器配置 | | |

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

1:3,000



0 25 50 100
m

図 4.3.4 騒音・振動予測地域・地点

iii. 建築物等の条件

本事業における建築物の詳細は決まっていないことから、建屋の材質は透過損失 53dB (1kHz) のコンクリート 100mm、天井の材質は透過損失 35dB (1kHz) の ALC 板 100 mm とした。

また、破碎機室には吸音率 0.64 のグラスウール 12~13 mm (1kHz) を壁面に設定した。

iv. 暗騒音

暗騒音レベルを表 4.3.8 に示す。

暗騒音レベルは現地調査結果 (p.69 表 4.3.3 参照) を基に設定した。

表 4.3.8 暗騒音レベルの設定

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル
予測地点①	昼間 (8:00~18:00)	59.4
予測地点②	昼間 (8:00~18:00)	68.5

4) 予測結果

予測結果を表 4.3.9 及び図 4.3.6 に示す。

予測地点①における予測結果は 60dB、予測地点②における予測結果は 69dB であり、暗騒音レベルからの増加レベルは 0.3dB とわずかであった。

表 4.3.9 騒音予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	施設の稼働による寄与値	暗騒音レベル	予測結果
予測地点①	昼間 (8:00~18:00)	48.6	59.4	60 (59.7)
予測地点②	昼間 (8:00~18:00)	56.6	68.5	69 (68.8)

注 1：施設の稼働による寄与値は、予測の危険側を考慮して、設定した設備が全て同時稼働している状況の値である。

注 2：基準値等との比較時には、整数化した騒音レベルを用いるため、予測結果は整数とした。

注 3：予測結果は次式により求めた。

$$L_Y = 10 \log \left[10^{L_K/10} + 10^{L_B/10} \right]$$

ここで、

L_Y ：予測結果 (dB)

L_K ：施設の稼働による寄与値 (dB)

L_B ：暗騒音レベル (dB)

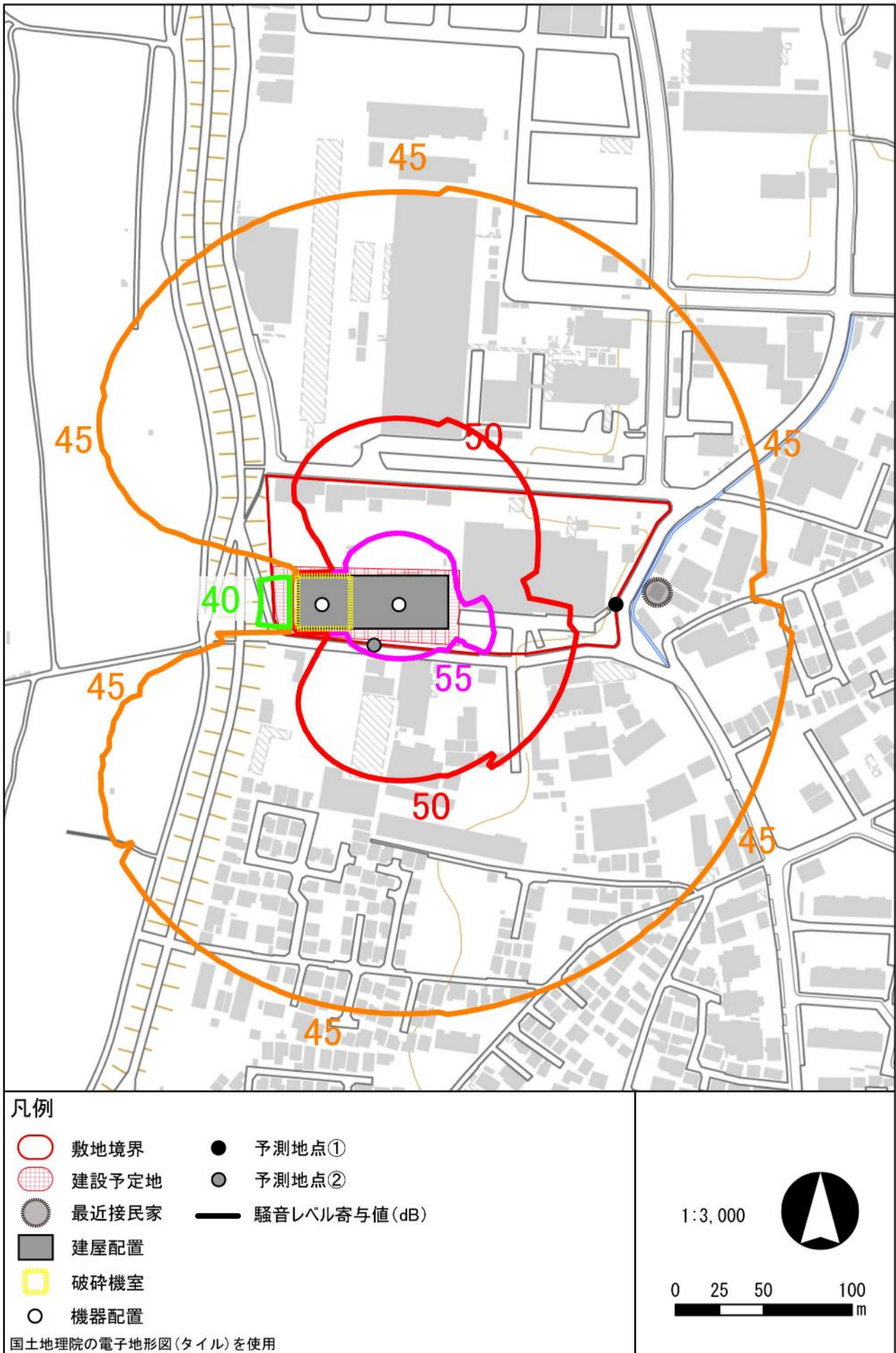


図 4.3.6 騒音予測結果 (施設の稼働による寄与値)

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

予測対象時間は、騒音の環境基準における昼間（6:00～22:00）（p. 46 表 2.3.3(3)参照）とした。

2) 予測項目

予測対象は廃棄物運搬車両の走行とし、予測項目は環境基準の評価を行う際に用いられる等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）とした。

3) 予測方法

① 予測地域

予測地域は、廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とした。

② 予測手法

予測手法は、既存の大気汚染物質濃度測定結果及び交通量調査結果を踏まえた上で、事業の内容を考慮した定性的な方法とした。

4) 予測結果

本施設に最も近い自動車騒音測定地点である県道 46 号事業所駐車場における、令和元年度の道路端騒音測定結果を表 4.3.10 に示す。

また、本施設の搬出入車両の主な走行ルートにおける、平成 27 年度交通量調査結果を表 4.3.11 に示す。

現施設の搬出入車両台数は平均 167 台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数 11,197～14,446 台の 2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、道路沿道における予測結果は、現況と同等の、昼間（6:00～22:00）68dB とした。

表 4.3.10 道路端騒音測定結果（茅ヶ崎市自主調査・令和元年度）

単位：dB

測定地点	昼間（6:00～22:00）の測定結果	用途地域
県道 46 号事業所駐車場 萩園 1305-2	68	準工業

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和 3 年 1 月）

表 4.3.11 交通量調査結果（平成 27 年度）

No.	路線名	観測地点地名	歩行者類（人）	自転車類（台）	動力付き二輪車（台）	自動車類		平成 27 年度自動車類合計（台）	大型車混入率（%）
						小型車（台）	大型車（台）		
4	相模原茅ヶ崎	茅ヶ崎市萩園 720	53	487	672	9,481	1,716	11,197	15.3
5	伊勢原藤沢	茅ヶ崎市萩園 459	71	377	986	12,626	1,820	14,446	12.6

注：No. は p. 40 図 2.2.4 に示す交通量調査地点番号に対応する。

出典：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」（神奈川県ホームページ）

4.3.3. 影響の分析

(1) 施設の稼働に伴う騒音への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、騒音への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.3.12 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）によると、本施設では工業専用地域の騒音規制基準よりも厳しい準工業地域の規制基準値を、環境保全計画値として定めている。そのため、生活環境の保全上の目標は、準工業地域の規制基準値とした。

表 4.3.12 生活環境の保全上の目標

単位：dB

時間帯	目標	目標の設定根拠
昼間（8:00～18:00）	65	準工業地域の規制基準値（p.48 表 2.3.6 参照）

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.3.13 に示す環境保全対策を実施することから、騒音への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4.3.13 環境保全対策

項目	内容
騒音 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・騒音の少ない機器を選定するとともに、建屋内に設置し、外部に漏洩しないよう配置する。・吸音材により騒音の周囲への拡散を防止する。・騒音の大きい機器は遮音性の高い部屋に格納等を行うことにより、騒音の工場棟外への拡散を防ぐ。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4.3.14 に示す。

予測地点①（最近接民家側）における予測結果（p.76 表 4.3.9 参照）は 60dB であり、目標値の 65dB（表 4.3.12 参照）を下回っていた。

予測地点②（敷地境界側）における予測結果（p.76 表 4.3.9 参照）は 69dB であり、目標値の 65dB（表 4.3.12 参照）を上回っているが、施設からの寄与値は 56.6dB（p.76 表 4.3.9 参照）で目標値を満足している。また、予測結果の、暗騒音レベルからの増加レベルは +0.3dB とわずかであ

る。そのため、予測結果は現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではない。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4.3.14 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

単位：dB

項目		予測地点	時間帯	予測結果	目標値
騒音	施設の稼働	予測地点①	昼間 (8:00~18:00)	60 (48.6)	65
		予測地点②	昼間 (8:00~18:00)	69 (56.6)	65

注1：()内は施設からの寄与値

注2：基準値等との比較時には、整数化した騒音レベルを用いるため、予測結果は整数とした。

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、騒音への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.3.15 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。生活環境の保全上の目標は、幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準とした。

表 4.3.15 生活環境の保全上の目標

単位：dB

時間帯	目標	目標の設定根拠
昼間 (6:00~22:00)	70	幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る環境基準 (p.46 表 2.3.3(3)参照)

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.3.16 に示す環境保全対策を実施することから、騒音への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4.3.16 環境保全対策

項目	内容
騒音 廃棄物運搬 車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両台数は現行を維持または減少させる。 搬出入車両が周辺の交通に影響を与えないよう十分配慮された施設とする。 搬出入車両の適切な維持管理により騒音の発生を抑制する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4.3.17 に示す。

予測結果は 68dB (p. 78 表 4. 3. 10 参照) であり、目標値の 70dB (p. 80 表 4. 3. 15 参照) を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4. 3. 17 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

単位：dB

項目		時間帯	予測結果	目標値
騒音	廃棄物運搬車両の走行	昼間 (6:00~22:00)	68	70

4.4. 振動

4.4.1. 現況把握調査

(1) 調査対象及び調査項目

振動の調査は、施設の稼働による振動への影響に対して実施した。
調査項目は表 4.4.1 に示すとおりである。

表 4.4.1 調査項目

調査項目	
振動	時間率振動レベル (L ₅ 、L ₁₀ 、L ₅₀ 、L ₉₀ 、L ₉₅)

(2) 調査地点

振動の調査地点は、騒音調査と同じ、前記図 4.3.1 に示す 2 地点とした。調査地点は事業計画地の最近接民家側敷地境界上及び本施設に最も近い敷地境界上の 2 地点とした。

(3) 調査期間

振動の調査期間は騒音調査と同じ、令和 2 年 10 月 27 日（火）12：00（正午）～令和 2 年 10 月 28 日（水）12：00（正午）の 1 季 24 時間とした。

(4) 調査方法

振動の調査方法は表 4.4.2 に示すとおりである。

表 4.4.2 調査方法

調査項目	調査方法	備考
振動 時間率振動レベル (L ₅ 、L ₁₀ 、L ₅₀ 、 L ₉₀ 、L ₉₅)	敷地境界上の堅い場所にピックアップを設置し、JIS C 1510 に定める振動レベル計を用いて 24 時間連続測定を行った。振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いた。	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法

(5) 調査結果

基準時間帯における時間率振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ）の調査結果を表4.4.3に示す。また、調査地点①における時間別振動レベル調査結果を表4.4.4及び図4.4.1、調査地点②における時間別振動レベル調査結果を表4.4.5及び図4.4.2に示す。

本施設には神奈川県生活環境保全等に関する条例に基づき、工業専用地域の振動規制基準が適用される（p.50参照）。また、「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」（平成30年3月）によると、本施設では工業専用地域の振動規制基準よりも厳しい準工業地域の規制基準値を、環境保全値として定めている。

時間率振動レベルの80%レンジ上端値（ L_{10} ）の調査結果は両地点のすべての時間帯において、本施設の環境保全計画値（準工業地域の規制基準値）及び工業専用地域の規制基準値を満足した。

表 4.4.3 基準時間帯における時間率振動レベル調査結果（ L_{10} ）

単位：dB

時間帯	基準時間帯時間率振動レベル (L_{10})		環境保全計画値 (準工業地域)	規制基準値 (工業専用地域)
	調査地点①	調査地点②		
昼間 (8時～19時)	39 (38.6)	46 (46.1)	65	70
夜間 (19時～翌朝8時)	35 (35.0)	34 (33.6)	60	65

注：基準値等との比較時には、整数化した振動レベルを用いる。

表 4.4.4 地点①における時間別振動レベル調査結果

単位：dB

時間	時間率振動レベル					基準時間帯 振動レベル
	L ₅	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L ₉₅	L ₁₀
8:00 ~ 9:00	41.0	39.2	36.3	34.2	33.6	昼間 38.6
9:00 ~ 10:00	42.1	39.4	36.3	34.5	34.1	
10:00 ~ 11:00	41.2	38.5	35.9	34.0	33.5	
11:00 ~ 12:00	40.6	39.1	36.8	35.1	34.7	
12:00 ~ 13:00	38.7	37.2	34.7	32.8	32.4	
13:00 ~ 14:00	43.0	40.3	36.2	34.3	33.8	
14:00 ~ 15:00	43.5	40.9	37.1	35.4	35.0	
15:00 ~ 16:00	40.7	38.8	36.3	34.5	34.2	
16:00 ~ 17:00	39.6	37.7	35.1	33.4	33.0	
17:00 ~ 18:00	38.7	37.9	36.1	34.3	33.7	
18:00 ~ 19:00	36.7	35.9	34.1	32.6	32.0	夜間 35.0
19:00 ~ 20:00	36.1	35.3	33.5	32.3	32.0	
20:00 ~ 21:00	35.0	34.6	33.2	32.2	32.0	
21:00 ~ 22:00	35.9	35.3	33.8	32.6	32.2	
22:00 ~ 23:00	35.7	35.2	34.0	33.1	32.8	
23:00 ~ 0:00	35.5	35.1	34.1	33.2	32.9	
0:00 ~ 1:00	35.3	34.9	33.7	31.7	31.2	
1:00 ~ 2:00	34.7	34.3	32.9	31.8	31.6	
2:00 ~ 3:00	35.0	34.6	33.2	32.0	31.7	
3:00 ~ 4:00	33.8	33.4	32.2	31.2	31.0	
4:00 ~ 5:00	35.7	35.3	34.0	32.1	31.6	
5:00 ~ 6:00	34.7	34.3	33.1	32.2	31.9	
6:00 ~ 7:00	37.1	36.0	33.9	32.4	32.0	
7:00 ~ 8:00	38.1	36.9	34.2	32.0	31.4	

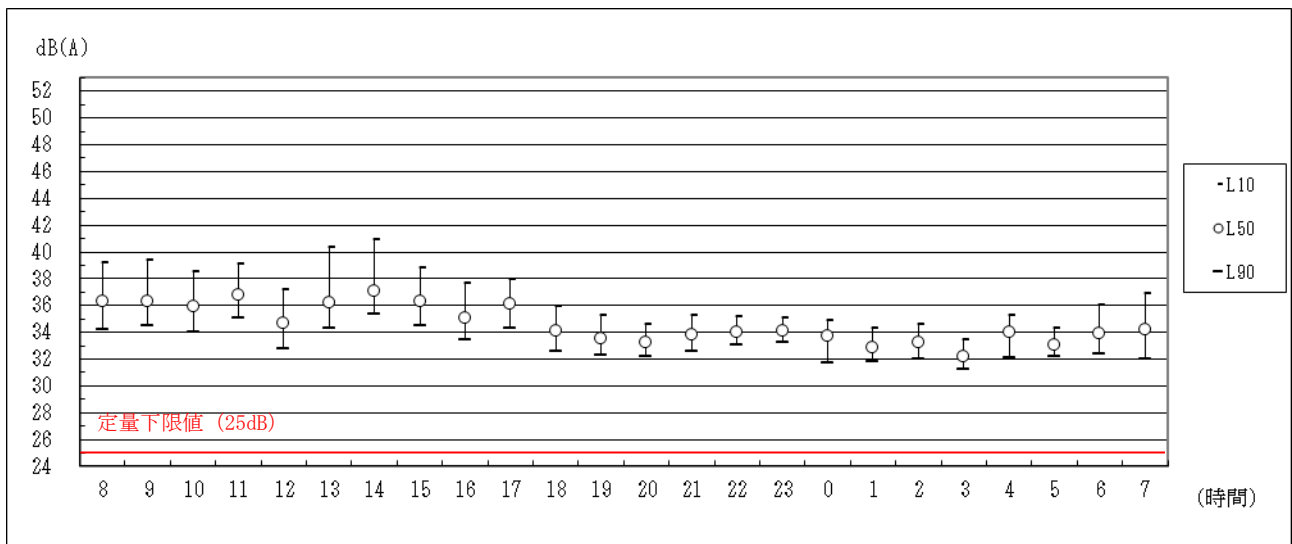
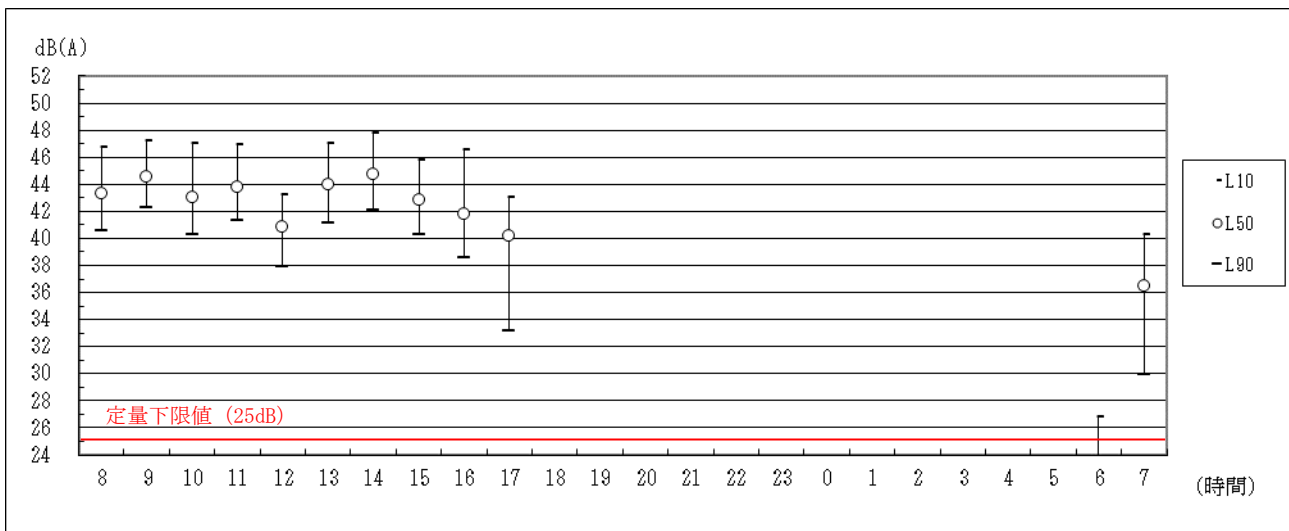


図 4.4.1 調査地点①における時間別振動レベル調査結果

表 4.4.5 調査地点②における時間別振動レベル調査結果

単位：dB

時間	時間率振動レベル					基準時間帯 振動レベル
	L ₅	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L ₉₅	L ₁₀
8:00 ~ 9:00	48.5	46.7	43.3	40.6	39.8	昼間 46.1
9:00 ~ 10:00	48.2	47.2	44.5	42.3	41.7	
10:00 ~ 11:00	48.1	47.0	43.0	40.3	39.5	
11:00 ~ 12:00	48.1	46.9	43.8	41.3	40.6	
12:00 ~ 13:00	43.8	43.2	40.8	37.9	36.7	
13:00 ~ 14:00	48.1	47.0	44.0	41.1	40.2	
14:00 ~ 15:00	49.0	47.8	44.7	42.1	41.3	
15:00 ~ 16:00	46.8	45.8	42.8	40.3	39.7	
16:00 ~ 17:00	49.3	46.5	41.8	38.6	37.7	
17:00 ~ 18:00	43.7	43.0	40.2	33.2	<25	
18:00 ~ 19:00	25.3	<25	<25	<25	<25	夜間 33.6
19:00 ~ 20:00	25.4	<25	<25	<25	<25	
20:00 ~ 21:00	<25	<25	<25	<25	<25	
21:00 ~ 22:00	<25	<25	<25	<25	<25	
22:00 ~ 23:00	<25	<25	<25	<25	<25	
23:00 ~ 0:00	<25	<25	<25	<25	<25	
0:00 ~ 1:00	<25	<25	<25	<25	<25	
1:00 ~ 2:00	<25	<25	<25	<25	<25	
2:00 ~ 3:00	<25	<25	<25	<25	<25	
3:00 ~ 4:00	<25	<25	<25	<25	<25	
4:00 ~ 5:00	<25	<25	<25	<25	<25	
5:00 ~ 6:00	<25	<25	<25	<25	<25	
6:00 ~ 7:00	32.4	26.8	<25	<25	<25	
7:00 ~ 8:00	41.4	40.3	36.5	29.9	28.4	



注：振動レベルの記載がない時間帯は、測定値が定量下限値（25dB）以下であったことを示す。

図 4.4.2 調査地点②における時間別振動レベル調査結果

4.4.2. 予測

(1) 施設の稼働に伴う振動への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

予測対象時間は、振動の規制基準における昼間（8:00～19:00）（p. 51 表 2.3.11）とした。

2) 予測項目

予測対象は施設の稼働とし、予測項目は規制基準の評価を行う際に用いられる振動レベルの80%レンジの上端値（ L_{10} ）とした。

3) 予測方法

① 予測地域・地点

振動の予測地域及び予測地点は、騒音の予測と同じ、前記図 4.3.4 に示す2地点とした。

予測地域は、事業計画地周辺とした。予測地点は事業計画地の最近接民家側敷地境界上（予測地点①）及び本施設に最も近い敷地境界上（予測地点②）とした。

② 予測手法

i. 予測手順

施設の稼働による振動の予測手順を図 4.4.3 に示す。

予測は、振動源の条件として、設備機器の種類、台数、基準点振動レベルを設定し、伝搬理論式により算出した各設備機器から予測地点への振動レベルを合成することにより施設からの寄与値を算出した。また、算出した施設の稼働による寄与値に暗振動レベルを合成し、予測地点における振動レベルの予測結果とした。

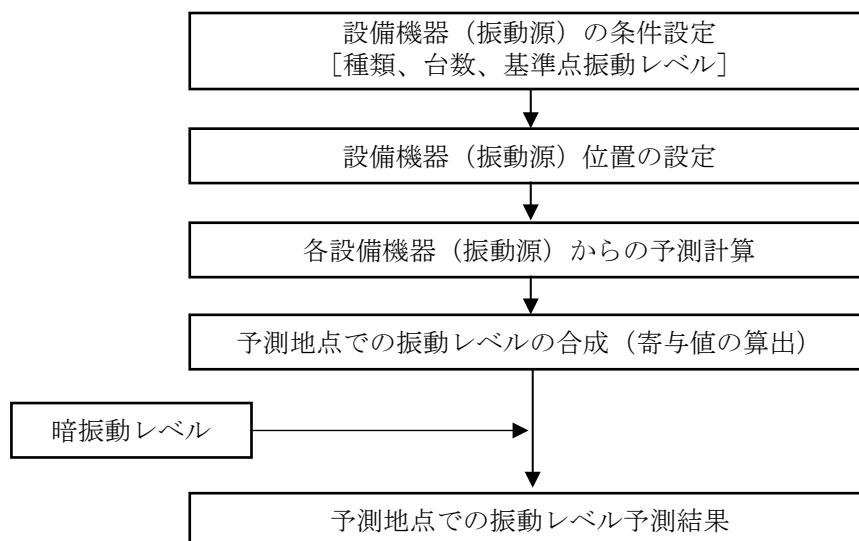


図 4.4.3 施設の稼働による振動の予測手順

ii.予測式

施設の稼働による振動レベルの予測には、以下に示す式を用いた。

A) 距離減衰式

$$VL_i = VL_0 + 20 \log_{10}(r_0/r)^n + 8.68 \cdot (r_0 - r) \cdot \alpha$$

ここで、

VL_i : 振動源から r m 離れた地点 (予測点) の振動レベル (dB)

VL_0 : 振動源から r_0 m 離れた地点 (基準点) の振動レベル (dB)

r : 振動源から予測点までの距離 (m)

r_0 : 振動源から基準点までの距離 (m)

n : 幾何減衰係数 (表面波と実体波の混在する場合に対応する $n=0.75$ とした)

α : 内部摩擦係数 (未固結地盤に対応する $\alpha=0.01$ とした)

B) 複数振動源の合成

振動発生源が複数個になる場合は、各発生源による振動レベルを次式により合成して求めた。

$$VL = 10 \log_{10} \left[\sum_{i=1}^n 10^{\frac{VL_i}{10}} \right]$$

ここで、

VL : 受振点の合成振動レベル (dB)

VL_i : 個別振動源による受振点での振動レベル (dB)

n : 振動源の個数

③ 予測条件

i. 機器の稼働台数及び基準点振動レベル

設備機器の台数及び音源のパワーレベルを表 4.4.6 に示す。設備機器の台数は、本施設の基本計画 (p.7 表 1.8.1 参照) に基づき設定した。

低速回転破碎機及び高速回転破碎機については防振対策を行った条件とした。

表 4.4.6 設備機器の台数及び基準点振動レベル

設備	機器	基準点振動レベル (dB)	台数 (台)
受入・供給設備	受入ホッパ	45	1
	受入コンベヤ	35	1
破碎設備	低速回転破碎機	61*	1
	高速回転破碎機	61*	1
搬送設備	コンベヤ	35	2
選別設備	磁力選別機	40	1
	アルミ選別機	40	1
貯留・搬出設備	鉄バンカ	40	1
	アルミバンカ	40	1
破碎残渣搬出設備	破碎残渣バンカ	40	1
集じん・脱臭設備	集じん装置	60	2
	脱臭装置	60	1
	集じん・脱臭用送風機	50	1

注1：※が付いている設備機器の基準点振動レベルは機側5mの値である。※が付いてない設備機器の基準点振動レベルは機側1mの値である。

注2：※が付いている設備機器の基準点振動レベルは他事例から設定した。※が付いてない設備機器の基準点振動レベルは「環境アセスメントの技術」(社団法人環境情報化学センター、平成11年6月)に基づき、破碎機の振動レベルからコイルばねによる防振効果(機測距離5mで22dB)を差し引き、設定した。

ii. 機械の配置

建屋配置は、騒音予測と同じく、前記図4.3.4に示す位置とした。建屋範囲は縦30m、横85mとした。建屋西側0m~30mは破碎機室とした。

低速回転破碎機及び高速回転破碎機は破碎機室中央に設置した。その他の機器は、破碎機室以外の建屋中央に配置した。

iii. 暗振動

暗振動レベルを表4.4.7に示す。

暗振動レベルは現地調査結果(p.83表4.4.3)を基に設定した。

表 4.4.7 暗振動レベルの設定

単位：dB		
予測地点	時間帯	暗振動レベル
予測地点①	昼間(8:00~19:00)	38.6
予測地点②	昼間(8:00~19:00)	46.1

4) 予測結果

予測結果を表4.4.8及び図4.4.4に示す。

予測地点①における予測結果は39dB、予測地点②における予測結果は51dBであり、暗振動レベルからの増加レベルは0.4~4.6dBであった。

表 4.4.8 施設の稼働による振動レベルの予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	施設の稼働による寄与	暗振動レベル	予測結果
予測地点①	昼間 (8:00~19:00)	28.8	38.6	39 (39.0)
予測地点②	昼間 (8:00~19:00)	48.8	46.1	51 (50.7)

注1：施設の稼働による寄与値は、予測の危険側を考慮して、設定した設備が全て同時稼働している状況の値である。

注2：基準値等との比較時には、整数化した振動レベルを用いるため、予測結果は整数とした。

注3：予測結果は次式により求めた。

$$L_Y = 10\log\left[10^{L_K/10} + 10^{L_B/10}\right]$$

ここで、

L_Y ：予測結果 (dB)

L_K ：施設の稼働による寄与値 (dB)

L_B ：暗振動レベル (dB)

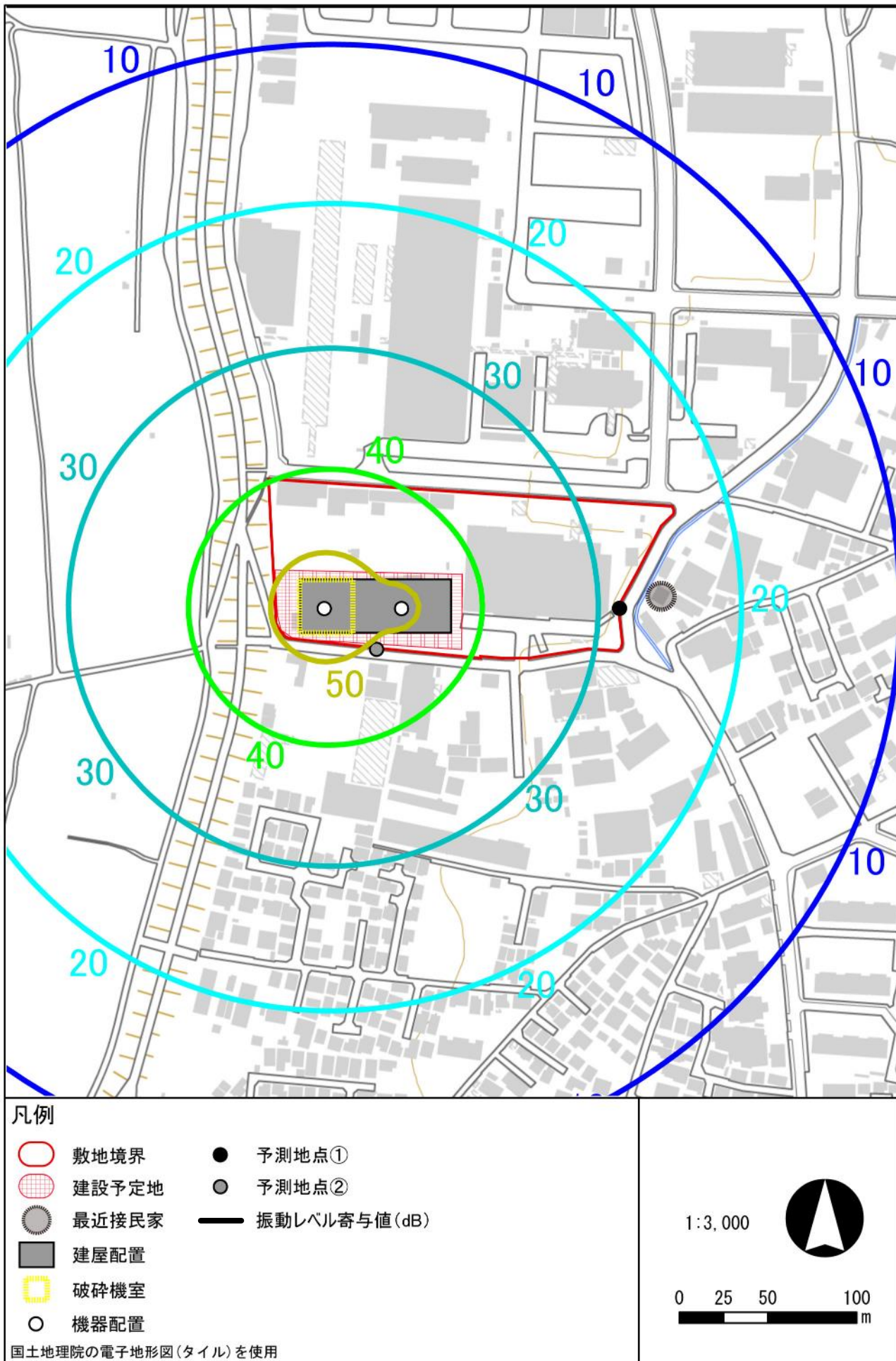


図 4.4.4 振動予測結果（施設の稼働による寄与値）

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動への影響

1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

予測対象時間は、道路交通振動の要請限度における昼間（8:00～19:00）（p. 52 表 2. 3. 14 参照）とした。

2) 予測項目

予測対象は廃棄物運搬車両の走行とし、予測項目は要請限度の評価を行う際に用いられる振動レベルの 80%レンジの上端値（L₁₀）とした。

3) 予測方法

① 予測地域

予測地域は、廃棄物運搬車両の走行ルート沿道とした。

② 予測手法

予測手法は、既存の道路交通振動測定結果及び交通量調査結果を踏まえた上で、事業の内容を考慮した定性的な方法とした。

4) 予測結果

本施設に最も近い自動車振動測定地点である県道 46 号事業所駐車場における、令和元年度の道路端振動測定結果を表 4. 4. 9 に示す。

また、本施設の搬出入車両の主な走行ルートにおける、平成 27 年度交通量調査結果を表 4. 4. 10 に示す。

現施設の搬出入車両台数は平均 167 台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数 11, 197～14, 446 台の 2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、道路沿道における予測結果は、現況と同等の、昼間（8：00～19：00）44dB とした。

表 4. 4. 9 道路端振動測定結果（茅ヶ崎市自主調査・令和元年度）

単位：dB

測定地点	昼間（8:00～19:00）の測定結果	用途地域
県道 46 号事業所駐車場 萩園 1305-2	44	準工業

出典：「茅ヶ崎の環境-令和元年度環境保全報告-」（茅ヶ崎市、令和 3 年 1 月）

表 4. 4. 10 交通量調査結果（平成 27 年度）

No.	路線名	観測地点 地名	歩行者 類 (人)	自転車 類 (台)	動力付 き二輪 車 (台)	自動車類		平成 27 年度自動 車類合計 (台)	大型車混 入率 (%)
						小型車 (台)	大型車 (台)		
4	相模原 茅ヶ崎	茅ヶ崎市 萩園 720	53	487	672	9, 481	1, 716	11, 197	15. 3
5	伊勢原 藤沢	茅ヶ崎市 萩園 459	71	377	986	12, 626	1, 820	14, 446	12. 6

注：No. は p. 40 図 2. 2. 4 に示す交通量調査地点番号に対応する。

出典：「平成 27 年度道路・街路交通情勢調査」（神奈川県ホームページ）

4.4.3. 影響の分析

(1) 施設の稼働に伴う振動への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、振動への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.4.11 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。生活環境の保全上の目標は、本施設が敷地境界において設けている環境保全計画値とした。

表 4.4.11 生活環境の保全上の目標

単位：dB

時間帯	目標	目標の設定根拠
昼間（8:00～19:00）	65	環境保全計画値（準工業地域の規制基準） (p.51 表 2.3.11)

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.4.12 に示す環境保全対策を実施することから、振動への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4.4.12 環境保全対策

項目	内容
振動 施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">・振動の少ない機器を選定する。・防振装置（スプリングや緩衝ゴム等）により振動の周囲への拡散を防止する。・振動の大きい機器は独立基礎を設置すること等により振動の工場棟外への伝播を防ぐ。特に高速回転破砕機は振動が大きいので、堅固な独立基礎に固定することを基本とし、振動の発生を抑制するとともに周辺への伝播を防止する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4. 4. 13 に示す。

予測結果 (p. 89 表 4. 4. 8 参照) は予測地点①で 39dB、予測地点②で 51dB であり、両地点で目標値の 65dB (p. 92 表 4. 4. 11 参照) を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4. 4. 13 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

単位：dB

予測地点	時間帯	予測結果	目標値
予測地点①	昼間 (8:00~19:00)	39 (28.8)	65
予測地点②	昼間 (8:00~19:00)	51 (48.8)	65

注：() 内は施設からの寄与値

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動への影響

1) 影響の分析方法

① 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、振動への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4. 4. 14 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。生活環境の保全上の目標は、道路交通振動の要請限度とした。

表 4. 4. 14 生活環境の保全上の目標

単位：dB

時間帯	目標	目標の設定根拠
昼間 (8:00~19:00)	70	道路交通振動の要請限度 (準工業地域及び工業地域を含む第 2 種区域) (p. 52 表 2. 3. 14 参照)

2) 影響の分析結果

① 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4. 4. 15 に示す環境保全対策を実施することから、振動への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると判断した。

表 4. 4. 15 環境保全対策

項目	内容
振動 廃棄物運搬 車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両台数は現行を維持または減少させる。 搬出入車両が周辺の交通に影響を与えないよう十分配慮された施設とする。 搬出入車両の適切な維持管理により振動の発生を抑制する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4. 4. 16 に示す。

予測結果は 44dB (p. 91 表 4. 4. 9 参照) であり、目標値の 70dB (p. 93 表 4. 4. 14 参照) を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4. 4. 16 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

単位：dB

項目		時間帯	予測結果	目標値
振動	廃棄物運搬車両の走行	昼間 (8:00~19:00)	44	70

4.5. 悪臭

4.5.1. 現況把握調査

(1) 調査対象及び調査項目

悪臭の調査は、施設の稼働による悪臭への影響に対して実施した。
調査項目は表 4.5.1 に示すとおりである。

表 4.5.1 調査項目

調査項目	
悪臭	臭気指数

(2) 調査地点

悪臭の調査地点は、図 4.5.1 に示すとおり、調査実施時における、敷地境界付近の風上及び風下の 2 地点とした。なお、調査実施時の風向は午前及び午後共に、南西であった。午前の調査時の風速は 3.5m/s、午後の調査時の風速は 3.0m/s であった。

(3) 調査期間

悪臭の調査は、令和 2 年 8 月 11 日（火）の午前に 1 回と午後に 1 回の実施とした。

(4) 調査方法

悪臭の調査方法は表 4.5.2 に示すとおりである。

表 4.5.2 調査方法

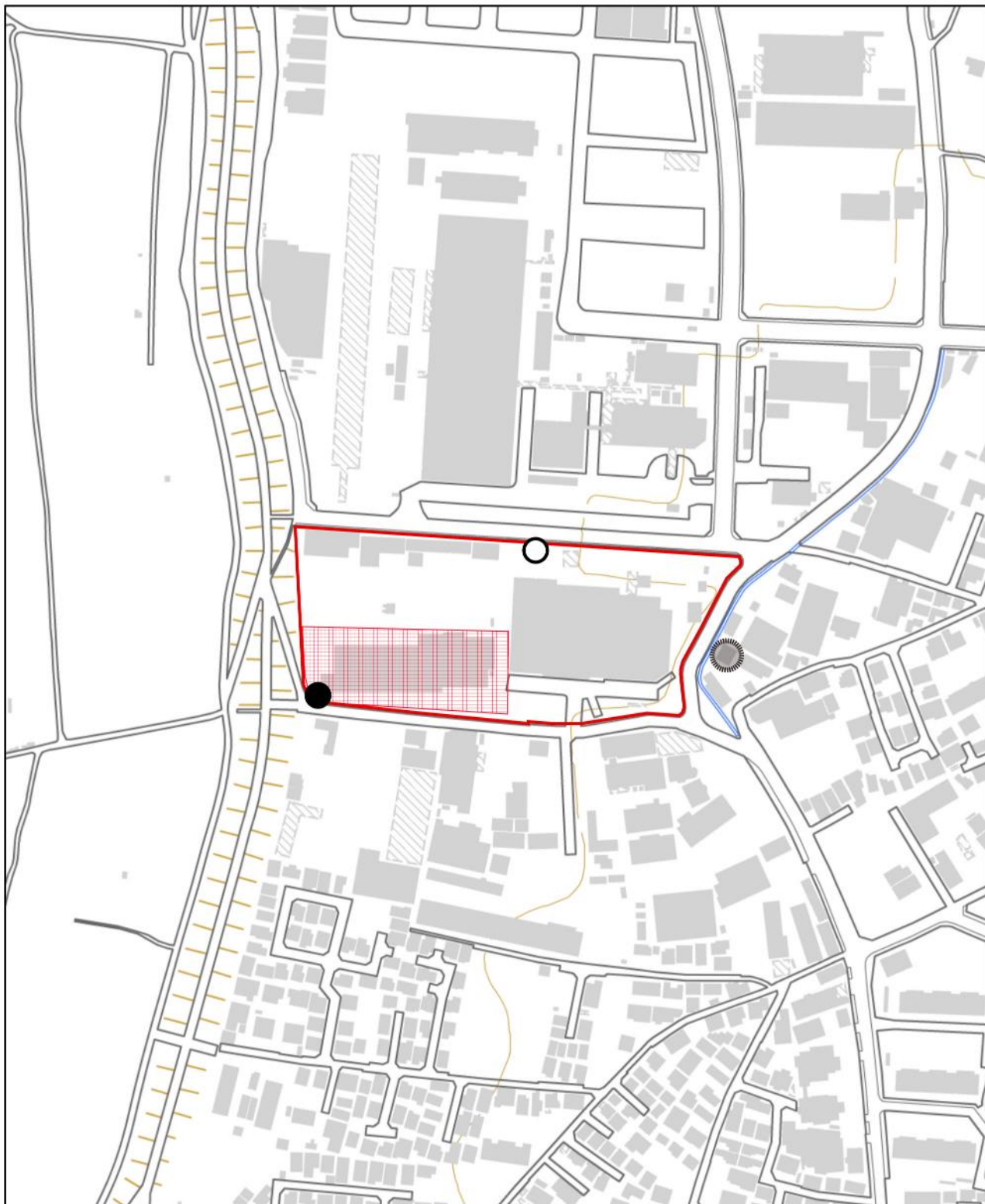
調査項目		調査方法	備考
悪臭	臭気指数	調査地点において採取した試料（空気）を持ち帰り分析した。	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に規定する方法

(5) 調査結果

臭気指数の調査結果を表 4.5.3 に示す。調査結果は両地点及び両時間帯において、悪臭の規制基準値（p.52 表 2.3.15 参照）を下回っていた。

表 4.5.3 調査結果

時間帯	臭気指数		規制基準値 (第二種区域)
	風上	風下	
午前 (11 時頃)	12	13	15
午後 (14 時頃)	13	13	15



凡例

-  敷地境界
-  建設予定地
-  悪臭調査地点(風上)
-  悪臭調査地点(風下)
-  最近接民家

1:3,000



0 25 50 100
m

国土地理院の電子地形図(タイル)を使用

図 4.5.1 悪臭調査地点

4.5.2. 予測

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常的な状態となった時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、表 4.5.4 に示すとおりとした。

表 4.5.4 調査項目

項目	内容
悪臭	臭気指数（臭気濃度）

(3) 予測方法

1) 予測地域

予測地域は、事業計画地の敷地境界とした。

2) 予測手法

予測方法は類似事例を踏まえた上で、事業の内容を考慮した定性的な方法とした。

(4) 予測結果

本施設の処理対象品目は表 4.5.5 に示すとおりである。本施設では、悪臭の主要因となる生ごみや衛生ごみの処理はしない。さらに、本施設では環境保全対策を行うことから、臭気指数は現地調査結果（p.95 表 4.5.3 参照）と同等であると予測される。

表 4.5.5 処理対象品目

ごみの種類	茅ヶ崎市における種別	寒川町における種別	
不燃ごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ	
	枝木・幹（長さ 50cm 以下で直径 10cm 超～20cm 以下）	アイロン・板ガラス・オイルヒーター・折りたたみ式椅子・懐中電灯・鏡・加湿器・カミソリ・カメラ・ガラスコップ・ガラス製器・コーヒーマーカー・座いす・皿・照明器具・水槽・炊飯器・扇風機・掃除機・チャイルドシート・茶碗・釣り竿・電球・電子レンジ・時計・ドライヤー・バインダー・バケツ・ハンガー・ビデオデッキ・ビンのふた（プラマークのないもの）・ファンヒーター・プラスチック製の衣装ケース・プラスチック製のおもちゃ・プランター・風呂のふた・文具（ボールペン、ホチキス等）・ヘアブラシ・ヘッドホンステレオ・ヘルスマーター・ヘルメット・ペンキ缶・ポータブルミシン・包丁・ポット・ポリ容器・水まくら・ラジカセ・ワープロなど	
	金属類（指定 10 品目を除く）		
	陶磁器類、ガラスくず、皮革製品、プラスチック製品		
	小型家電製品（指定 17 品目を除く、長さ 50cm 以下）		家電製品（80cm×50cm×50cm 以内でかつ 20 kg までのもの）
	乾電池		乾電池
	蛍光灯		蛍光灯（種別は資源物だが搬入対象）
水銀式体温計	水銀式体温計（種別は資源物だが搬入対象）		
大型ごみ	大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ	大型ごみ・特別大型ごみ	
	大型ごみ（1 辺の長さ 50cm 超～2m 以下）	大型ごみ（集積所に出せる基準を超えたもの～2m 未満で特別大型ごみ以外）	
	特定大型ごみ（1 辺の長さ 1m 超～2m 以下）ソファ、ドレッサー、本棚、食器棚、ベッド、脚付マットレス、テーブル、タンス、チェスト、机	特別大型ごみ（1m 超～2m 未満）タンス、ベッド、ソファ、食器棚、机、サイドボード、書棚、テーブル、ドレッサー（鏡台）、チェスト	
特定粗大ごみ（収集・運搬時に危険性があるもの） ガス調理機器、灯油ガス暖房機器、消火器等			
不法投棄物			

4.5.3. 影響の分析

(1) 影響の分析方法

1) 影響の回避又は低減に係る分析

分析の方法は、悪臭への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

分析の方法は、予測結果が表 4.5.6 に示した生活環境の保全上の目標との間に整合が図られているかについて検討した。

事業計画地は、茅ヶ崎市の臭気指数規制の第 2 種区域に指定されている。そのため、第 2 種区域における臭気指数規制規制基準を、生活環境の保全上の目標に設定した。

表 4.5.6 生活環境の保全上の目標

項目	目標	目標の設定根拠
臭気指数	15	茅ヶ崎市の第 2 種区域における臭気指数規制 (p.52 表 2.3.15 参照)

(2) 影響の分析結果

1) 影響の回避又は低減に係る分析

本事業では表 4.5.7 に示す環境保全対策を実施することから、悪臭への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて検討した。

表 4.5.7 環境保全対策

項目		内容
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	<ul style="list-style-type: none">・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることで臭気の漏洩を防ぐ。・必要に応じて、プラットホームの出入口に自動開閉扉やエアカーテンを設置し、搬出入車両が出入りする時でもできるだけ内部空気の漏出を防止すること等も検討する。・粉じん対策として設置する集じん設備には、活性炭吸着等の脱臭装置を併設し臭気対策を講じる。

2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析を表 4.5.8 に示す。

予測結果は現地調査結果と同等の臭気指数 13 であり、目標値である臭気指数 15 を下回っていた。

以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 4.5.8 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

項目	予測結果		目標値
	風上	風下	
臭気指数	13	13	15

5. 総合的な評価

本事業の実施による環境への影響について、施設の稼働に伴う影響の現地調査、予測及び影響の分析の結果を表 5.1.1~4 に、廃棄物運搬車両の走行に伴う影響の予測及び影響の分析の結果を表 5.2.1~3 に整理し、総合的な影響を評価した。

いずれの環境要素に対しても、環境保全対策を適切に実施することにより、影響は回避又は低減され、生活環境の保全上の目標を満足できるものと評価した。

5.1. 施設の稼働に伴う影響

表 5.1.1 施設の稼働に伴う環境影響の総合的な評価（大気質）

項目	結果
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 粉じん（総粉じん）の調査結果は、1日 0.023~0.063mg/m³であった。 粉じん（降下ばいじん）の調査結果は、14.50t/km²/30日であった。
予測	<ul style="list-style-type: none"> 最寄りの気象観測所（辻堂地域気象観測所）の観測結果から、粉じんが発生するような風速の出現頻度及び近接民家が本施設の風下側になることは、少ないと推察する。さらに、本施設では環境保全対策を実施する。以上のことから、粉じんの発生は現地調査結果と同等になると予測される。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では粉じんが発生しにくい機械の選定、集じん装置を用いた粉じんの捕集、その他粉じんの環境保全対策を実施することから、施設の稼働に伴う大気質への影響は回避されるものと判断した。 粉じん（総粉じん）の予測結果は1日 0.023~0.063mg/m³であり、生活環境の保全上の目標（1日合計 0.10mg/m³以下）を下回った。粉じん（降下ばいじん）の予測結果は 14.50t/km²/30日であり、生活環境の保全上の目標（20t/km²/30日）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 5.1.2 施設の稼働に伴う環境影響の総合的な評価（騒音）

項目	結果
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 時間率騒音レベルの 90%レンジ上端値（L₉₀）の昼間における調査結果は、事業計画地の最近接民家側敷地境界上で 59dB、本施設に最も近い敷地境界上で 69dB であった。
予測	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の最近接民家側敷地境界上における予測結果は 60dB、本施設に最も近い敷地境界上における予測結果は 69dB であった。施設の稼働による、暗騒音レベル（現地調査結果）からの増加レベルは+0.3dB とわずかであった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では騒音が少ない機器の選定、吸音材の使用、騒音の大きい機器は遮音性の高い部屋に格納、その他騒音の環境保全対策を実施することから、施設の稼働に伴う騒音への影響は回避されるものと判断した。 最近接民家側敷地境界上の騒音予測結果は 60dB であり、生活環境の保全上の目標（65dB）を下回った。 本施設に最も近い敷地境界上における予測結果は 69dB であり、生活環境の保全上の目標（65dB）を上回ったが、施設からの寄与レベルは 56.6dB で目標値を満足している。また、予測結果の、暗騒音レベルからの増加レベルは+0.3dB とわずかであり、予測結果は現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではない。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 5.1.3 施設の稼働に伴う環境影響の総合的な評価（振動）

項目	結果
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 振動レベルの 80%レンジの上端値(L₁₀)の昼間における調査結果は、事業計画地の最近接民家側敷地境界上で 39dB、本施設に最も近い敷地境界上で 46db であった。
予測	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の最近接民家側敷地境界上における予測結果は 39dB、本施設に最も近い敷地境界上における予測結果は 51dB であった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では振動が少ない機器の選定、防振装置の使用、振動の大きい機器には独立基礎を設置、その他振動の環境保全対策を実施することから、施設の稼働に伴う振動への影響は回避されるものと判断した。 最近接民家側敷地境界上の予測結果は 39dB、本施設に最も近い敷地境界上の予測結果は 51dB であり、両地点において生活環境の保全上の目標（65dB）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 5.1.4 施設の稼働に伴う環境影響の総合的な評価（悪臭）

項目	結果
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の調査結果は、事業計画地の風上及び風下のそれぞれで臭気指数 13 であった。
予測	<ul style="list-style-type: none"> 本施設では、悪臭の主要因となる生ごみや衛生ごみの処理はしない。さらに、本施設では環境保全対策を実施することから、臭気指数の予測結果は現地調査結果と同等であった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部の圧力を周囲より下げることによる臭気の漏洩の防止、脱臭装置の設置、その他悪臭の環境保全対策を実施することから、施設の稼働に伴う悪臭への影響は回避されるものと判断した。 悪臭の予測結果は臭気指数 13 であり、生活環境の保全上の目標（臭気指数 15）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

5.2. 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響

表 5.2.1 廃棄物運搬車両の走行に伴う環境影響の総合的な評価（大気質）

項目	結果
予測	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に最も近い自動車排出ガス測定局（茅ヶ崎駅前交差点）の令和元年度二酸化窒素測定結果は、1日平均値年間98%値0.029ppmであった。 本施設に最も近い自動車排出ガス測定局（茅ヶ崎駅前交差点）の令和元年度浮遊粒子状物質測定結果は、1日平均値年間2%除外値0.043mg/m³であった。 現施設の搬出入車両台数は平均167台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数11,197～14,446台の2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、大気汚染物質濃度の予測結果は現況と同等であった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では搬出入車両の適切な維持管理、その他大気質の環境保全対策を実施することから、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響は回避されるものと判断した。 二酸化窒素の予測結果は1日平均値年間98%値0.029ppmであり、生活環境の保全上の目標（1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）を下回った。浮遊粒子状物質の予測結果は1日平均値年間2%除外値0.043mg/m³であり、生活環境の保全上の目標（1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 5.2.2 廃棄物運搬車両の走行に伴う環境影響の総合的な評価（騒音）

項目	結果
予測	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に最も近い自動車交通騒音測定地点（萩園の県道46号沿い）の昼間における令和元年度騒音測定結果は、68dBであった。 現施設の搬出入車両台数は平均167台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数11,197～14,446台の2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、騒音の予測結果は現況と同等であった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では搬出入車両の適切な維持管理、その他騒音の環境保全対策を実施することから、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音への影響は回避されるものと判断した。 騒音の予測結果は68dBであり、生活環境の保全上の目標（70dB）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。

表 5.2.3 廃棄物運搬車両の走行に伴う環境影響の総合的な評価（振動）

項目	結果
予測	<ul style="list-style-type: none"> 本施設に最も近い自動車交通振動測定地点（萩園の県道46号沿い）の昼間における令和元年度振動測定結果は、44dBであった。 現施設の搬出入車両台数は平均167台/日であり、主な走行ルートにおける自動車類合計台数11,197～14,446台の2%に満たないうえ、本施設の搬出入車両の台数は現施設から変わらない計画である。そのため、振動の予測結果は現況と同等であった。
影響の分析	<ul style="list-style-type: none"> 本事業では搬出入車両の適切な維持管理、その他振動の環境保全対策を実施することから、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動への影響は回避されるものと判断した。 振動の予測結果は44dBであり、生活環境の保全上の目標（70dB）を下回った。以上のことから、生活環境の保全上の目標との整合性は図られているものと判断した。